

令和3年第3回（3月）定例会一般質問議事録目次

【1日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質問事項	頁
1	4	舟橋 秀仁	1. 町長提案の小中学校のキャンパス化構想について 2. ど真ん中プロジェクトについて	4
2	1	吉澤 光雄	1. 古紙リサイクルステーションについて 2. 大城山頂整備について 3. 川島小廃止、町内小中学校の将来像検討について	18
3	3	瀬戸 純	1. 新型コロナウイルスワクチン接種及び感染対策の拡充について 2. 生活困窮者への支援、貧困対策について 3. マイナンバーカードの普及促進について 4. 高齢者への補聴器購入補助について 5. 国民健康保険の傷病手当金及び傷病見舞金について	32
4	8	池田 睦雄	1. 辰野町第6次総合計画について 2. 辰野町の活性化のための森林活用と産業振興について 3. 荒神山スポーツ公園について	46
5	7	樋口 博美	1. 新型コロナウイルス対策とワクチン接種へのアプローチについて 2. 第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画について 3. 誰一人として取り残さない教育とは	58
6	5	松澤千代子	1. コロナ禍における子どもの学びに対する意欲へのサポートについて 2. 小学校中学校の教育方針について 3. 人口減の分析について	75

7	2	向山 光	<ul style="list-style-type: none"> 1. 板沢地区への最終処分場建設計画について 2. 太陽光発電施設計画と条例の運用について 3. 町内小中学校のあり方について 4. 第6次総合計画・前期基本計画を進めるにあたっての当面の課題について 	88
-------------------	---	------	---	----

【2日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質問事項	頁
8	9	津谷 彰	<ul style="list-style-type: none"> 1. 脱炭素社会の推進について 2. 続・こころの健康について 3. 死亡手続きの一元化について 4. 子育て支援と教育について 	105
9	11	小澤 睦美	<ul style="list-style-type: none"> 1. 川島地区の公平な通学環境整備について 2. 町長私案と教育に対する課題について 3. 山間地の買物弱者支援について 	120
10	6	山寺はるみ	<ul style="list-style-type: none"> 1. 町内小中学校統合の町長の私案について 2. 女性活躍推進事業について 3. 婚活にAIの導入を 4. 行政相談ワンストップ窓口の開設を 	133

令和3年第3回辰野町議会定例会会議録(8日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開会年月日 令和3年3月8日 午前10時00分
3. 議員総数 12名
4. 出席議員数 12名

1番	吉澤光雄	2番	向山光
3番	瀬戸純	4番	舟橋秀仁
5番	松澤千代子	6番	山寺はる美
7番	樋口博美	8番	池田睦雄
9番	津谷彰	10番	矢ヶ崎紀男
11番	小澤睦美	12番	岩田清

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	武居保男	副町長	山田勝己
教育長	宮澤和徳	代表監査委員	三澤基孝
総務課長	加藤恒男	まちづくり政策課長	一ノ瀬敏樹
住民税務課長	竹村智博	保健福祉課長	小澤靖一
産業振興課長	赤羽裕治	建設水道課長	宮原利明
会計管理者	中村京子	生涯学習課長	西原功
辰野病院事務長	今福孝枝		

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 桑原高広
議会事務局庶務係長 田中香織

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席第11番 小澤睦美
議席第1番 吉澤光雄

8. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議長

おはようございます。傍聴の皆さんには、早朝から大変ありがとうございます。定足数に達しておりますので、令和3年第3回定例会、第8日目の会議は成立いたしました。欠席届について、菅沼こども課長より欠席届が提出されていますので報告いたします。また役場本館トイレ改修中につきまして、休憩時間は最低15分以上取りたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。それでは直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。2日正午までに通告がありました、一般質問通告者10人全員に対して、質問を許可いたします。質問答弁を含めて一人50分以内として、進行してまいります。また、町長等に反問を許可いたしますので、ご協力のほどお願い申し上げます。質問順位は、抽選により決定いたしました。ただ今から質問順位を申し上げます。

質問順位	1番	議席	4番	舟橋	秀仁	議員
質問順位	2番	議席	1番	吉澤	光雄	議員
質問順位	3番	議席	3番	瀬戸	純	議員
質問順位	4番	議席	8番	池田	睦雄	議員
質問順位	5番	議席	7番	樋口	博美	議員
質問順位	6番	議席	5番	松澤	千代子	議員
質問順位	7番	議席	2番	向山	光	議員
質問順位	8番	議席	9番	津谷	彰	議員
質問順位	9番	議席	11番	小澤	睦美	議員
質問順位	10番	議席	6番	山寺	はる美	議員

以上の順に質問を許可してまいります。質問順位1番、議席4番、舟橋秀仁議員。

【質問順位1番 議席4番 舟橋 秀仁 議員】

○舟橋（4番）

皆さん、おはようございます。事前に許可いただきました質問通告書に沿って質問をさせていただきます。なお時間が限られておりますので、ご答弁のほうは簡潔にいただければ幸いです。今回は2つのテーマについて質問させていただきます。最初のテーマ、町長提案の小中学校のキャンパス化構想についてでございます。これまでの流れを簡単に整理させていただきますと、平成29年の9月26日に辰野町立小中学校あり方検討委員会が、将来の小中学校のあり方に関する提言を教育委員会に提出され

ております。同年の11月にですね武居町長が新町長としてご就任されたと、その後町長は教育長との懇談であったり、あと川島小学校の現地を視察されたりいろいろとご自身で回られて調査も続けられた。翌年2月21日提言書を受けて教育委員会が川島小の統廃合について、具体的な方針を含めた見解を示されております。その翌月に3月26日になりますけれども、町長が川島小学校の存続ということで意思を表明されたわけですが、その30年3月26日から約3年間の月日が経ったわけですが、この3年間で振り返って町長に総括、自己評価をいただければと思います。

○町 長

皆さん、改めましておはようございます。また傍聴にお越しの皆様方も本当にお忙しい中、大勢の皆様お越しいただきました。ありがとうございます。マスク越しの答弁をお許しいただきたいと思います。ただいまの舟橋議員の最初の質問でございます。まずは今回発表した私案をめぐり、保護者や先生方をはじめとする多くの皆さんに、不安と混乱を与えてしまったことを深くお詫びいたします。コロナ禍の中、卒園、卒業シーズンを控えたこの時期に、余計な心配を与えてしまったことを深く反省しております。さて、ご質問の川島小学校存廃問題3年間の振り返りについてお答えいたします。3年間川島小学校の存続により移住定住を促進し、児童数を増加傾向に転じることに3年の期限をきって取り組ませていただきました。この間地元と町との連絡会議を設置しまして、協議を重ね取り組みを進めてまいりました。川島区については県下4番目となる長野県移住モデル地区の認定を受け、空き家バンク制度に加算措置を設けるなど登録を推進いたしまして、地域の皆さんあるいは集落支援員の方、地域おこし協力隊の皆さんなどの方に積極的な情報発信にも努めていただきました結果、空き家バンク利用の移住者だけでも3年間で9件、19名を数え、空き家バンクの登録では令和2年末までに17件、成約率は94.1%と町内17区で最も高い実績を上げることができました。移住関係では一定の成果が得られましたが、川島小学校の児童数は平成30年度10名、令和元年度11名、令和2年度12名とこの3年間の取り組みでは、残念ながら児童数を増加傾向に転じさせることはできませんでした。川島小学校の今後のあり方についての私の考えは、4月には皆様にお示しすることといたしておりますので、当然にこの3年間の挑戦結果も真摯に受け止めて整理させていただくつもりでおります。以上です。

○舟 橋（4番）

今のご答弁いただきました町長のこの3年間の振り返ったポイントとしては、移住施策に関しては一定の数字、評価ができるというものだと思います。ただ一方でその3年間のチャレンジ期間で移住者を増やすことが目的ではなくてですね、児童数を増やすと増加傾向にもっていくというところが1番の目的であったということを考える、いろいろと多くのことに取り組まれておりましたけれども、結果としてはその期待どおりのものが達成できなかったということだと思います。実際その3年間という期間はなぜ3年間なのかというのは、当時町長はつきりとおっしゃってます。移住モデル地区に当時はまだ認定を受けておりませんでしたけれども、その移住モデル地区の認定の有効期間が3年間で、それがこの3月に一応終了となります。かつ第五次の総合計画の後期基本計画ですね、それも皆さんご存知のように今月末で終わると、その期間がちょうど当時からすると3年間だということで一つのチャレンジの期間、区切りとして設けられたんだと思います。その3年間で辰野町は人、物、金、かなりの部分を川島に投じてきました。先ほど町長から簡単にご紹介いただいた移住の施策もそうですし、さまざまな試みを川島をかなり重点的にですねサポートしてきた。これは川島小学校の存廃を考えれば私は町としては当然だと思います。ただその投じてきた結果その児童数が増加させられなかったということは、その非常に重く受け止める必要があるんだというふうに私は感じています。3年前のその教育委員会の皆さんとのやり取りでこういうことをおっしゃってます。「3年間は徹底的にやる方向でいろいろな政策を立ててやっていきたい。もしその段階で増える傾向が見えないときには、あきらめざるを得ない」というようにおっしゃっているんですね。町長がその当時お話になられた内容からはそこは読み取れなかったんですが、教育委員さんから質問を受けたそのやり取りの中でそういうふうに町長おっしゃっています。ということですね、もうこの3年間で増加数、児童の人数を増やすことはできなかったということでもう結果は明らかですね。ですので一応その総合教育会議の中で4月と、4月に改めて結論を出されるということをおっしゃっておりますけれども、これはそれを待たずしてですね私は結論は見えてるのではないかなとふうに思っています。ここで誤解していただきたいくないのは、私自身ですねご存知のようにこのあり方検討委員会のメンバーでした。宮澤教育長当時もやはりいらっしやいまして、私は川島小学校統廃合賛成派じゃなかったんですよ。なぜかという当時やはり私川島小学校、結局その町の小中学校の歴史とかそういうものを知りませんでしたし、当然ここで生まれ

育った人間ではね感じたこともなかったんですね。ですのでそういう判断ができないということ、再三当時宮澤教育長に申し上げた記憶があります。多くの方々がそういう状況にあったんですね。今町長が出された私案に対していろいろなご意見があると思います。一つ言えるのは川島小学校を廃校にしたいって考えている方ってほとんどいらっしゃらないんですよ、できれば残したい。川島小学校は明治6年官立の4つの小学校が元々できてですね、そこからスタートして今年で148年の歴史をもっているわけです。町立になったのは昭和31年です。ですからまだ60数年ですけれども、148年の歴史をもった小学校を簡単に潰そうなんて潰すなんて誰も言えないわけですよ。町民の方々は特に年配の方々はですね川島小学校がすごい栄えてたとき、実は昭和24年ですね、その町立になる7年前、おそらくその頃川島小学校の児童数421名ですね、私が調べた限りでは最大の人数を誇ってました。ですからその川島小学校の栄えてたとき、それから衰退していくところをずっと見続けてこられた町民がたくさんいらっしゃるわけです。私たちは歴史の上に生きているわけですよ、そういう歴史を感じられている方がほとんどでいらっしゃいますので、誰も川島小学校を簡単に廃校にすべきなんてふうに考えていないと。その上でそのあり方検討委員会が出された提言は、どういう意味をもつのかということ、私たちは考えなければいけないと思っています。次の質問に移ります。その3年後1月25日に先ほどお話のありました、その町長がキャンパス化構想ということでまた私案を出されたわけです。その中でその第1回目の総合教育会議に私出席しておりませんでした、その後そのときの資料とか拝見して1番こう違和感を覚えたのが、事前に教育委員会であったり副町長であったり近い方々との協議をしてこなかったというところであったわけですが、その理由についてお聞かせいただけますでしょうか。

○町 長

はい。児童数減少の問題は町内小中学校全体に共通する課題と感じまして、あり方検討委員会の提言以外の道はないものかと模索する中、校舎併設型公立小中一環教育校を発想し3年前に提案いたしました。ただそのときはまずは移住促進に注力、力を注ぐことを念頭におきまして、具体的なその後の検討は進めてまいらなかったのは現実でございます。移住の動きとは別に川島小学校を必要としている子ども達がおりまして、その根底には何があるのだろうかと問い続けてきた3年間でもありました。今回のキャンパス化構想は発表直前によくまとまったものでありまして、今になれ

ばもっと早く考えをまとめて、教育委員会の皆さんと意見交換ができていれば良かったと思う次第でございます。以上です。

○舟 橋（4番）

その3年前にですね、教育委員会が出されたその提言に対して町長はその最大限に尊重するというをおっしゃってる一方で、存続に向けた取り組みをスタートされたと、そのご発言自体もですね私がその関係の方々に伺う限り、やはり突然であったというふうに聞いています。3年後に、今ですねまた突然、突然というのは結局周りの方々と相談せずに協議もなく、おそらくその総合教育会議の数日前にはですねいろいろと当日の資料であったり、そういう関係もあって関係者の方には示されたと思いますが、いずれにしても3年間という長い期間の中で数日前に初めて出されるというのが、これはちょっと理解できないですね。町長はその3年前に町長に当選される折、要は選挙を進められている中でですね3つの要は行動基準ていうか行動指針を示されてて、3つのワークが大切だというふうにおっしゃってます。1つがチームワーク、でフットワーク、ネットワークです。チームワークというのが1番上に載ってしまってますね、チームワークの中にはこう書いてます、難題が生じて一人でも悩まない、上司、同僚と相談してチームとして解決していく、これはですねおそらく職員の皆さんに対して出された行動の指針だとは思いますが、やはりチームワークの大切さていうのは町長は1番ご存知であったんだらうと。それをですねこの大切な事案に対して、自ら実行されなかったということは本当に残念でならないですね。関係者の方々、こうなってしまうとですね私はその教育委員会であったり、あと副町長ももう少し近くでいろいろと協議する、町長の話聞く、そういう行動に出ただいても良かったのかなって思えるぐらい、やっぱり町長のこの一連の3年前と同じことをやったというのはですね、何でも言葉にしやすいとかですね。町民の方にはなかなか理解できない行動だと思いますよこれは。実際にこの3年間のチャレンジ期間を経て、今の時点では先日の第2回の総合教育会議では、実施に移すまでのキャンパス化構想の実施に移すまでの期間はいったん撤回されましたけれども、それ以外の部分はまだそのままの状態にあると思います。川島小学校を存続とした判断基準、そこがその会議等でも話されていないと思います。そこについて明確なお答えをいただきたいと思います。

○町 長

はい。町内の学校を1つの学校とした上で、それぞれの学校に特徴を持たせるキャンパス化を考えたときに、川島小学校は現在の小規模校、また少人数学級の特性を生かした体験重視の新しい教育ができるのではないかと考え、キャンパス化の1つとして考えたものであります。以上です。

○舟 橋 (4 番)

あまりにも短かすぎて全然頭に残らないご答弁だったんですけども、やはりこの判断基準なるものがないとですね、やはりその首長として指針を示すにはですねあまりにも心もとない気はします。地方教育行政の組織及び運営に関わる法律っていうのがございます。これは皆様ご存知だと思いますけれども、その第3章第21条に教育委員会の職務権限っていうのが書かれています。その第1番目にこう書いてあるんですね。これちょっとただ読んでみてもですね分かりづらいんで簡単に申し上げますと、教育委員会の所管するつまりその小中学校ですね、公立の小中学校です。小中学校の設置・管理及び廃止に関する事、つまり設置・管理・廃止に関しては教育委員会が職務権限を有しているということです。別の項を見ますと首長の権限は、予算編成と執行及び条例案の提出というようになっています。その以前はですね、教育委員会の中でなかなか民意が反映されないことがあるんじゃないかということもあって、今から約6年前に法律が改定されて総合教育会議というものができあがりしました。そこで首長と教育委員会が協議をして、そこで協議あと調整をしてですねより良いその学校教育環境を作っていこうということになったわけですが、ただあくまでもその職務権限として法律上こういうふうになっているわけです。そう考えたときに今回町長が3年前にとられたことというのは、その職務権限を越えて実行に移されたということです。当然それは総合教育会議の中で議論がされておりますので、教育委員会もそこを承知した上でですね、町長に3年間のチャレンジを期間を与えたということなわけですね。ですのでその職務権限を越えて町長がチャレンジされたという、ここにはかなり強いですねやっぱり覚悟が必要なんですよ、覚悟が。覚悟が必要だというのはなぜかというところの判断基準もそうです。この後、具体的なプランについても伺いますけれども、その3年間の時間を費やしてですねやって、判断基準が明確に言えなかったり、じゃ何で結局出てきた結論は同じなわけですよ、そこに対してやはり町長はどう考えてるのかなということ、ちょっと改めて伺いたいんですけどいかがでしょうか。

○町 長

はい。ただ今の舟橋議員の当然、最もなことばかりでございます。今回本当に私自身もですねこの3年間地域の皆さんあるいは関係の皆さん、本当に現場へ足を運びいろいろ見聞きする中で本当にいろいろな活動もこの目で見てまいりました。ただ一口に3年間といってもですね非常に会議、事業あるいは視察研修も含めてあるいは研修会も含めて本当に膨大な資料が私の書庫には溜まってしまいました。実際のところ昨年9月から自分の考えをまとめる作業に入ったわけですが、もう1度読み返すあるいは自分の考えをまとめる、そういった時間にかかなりの時間が費やされました。実際のところ年末に自分の考えをまとめるべく今回の構想案を実際に筆、記入作業っていいですかねまとめる作業に入っていったわけですが、本当に年末年始本当にフル回転してもですね、なかなか自分の考えも最終的には何となくおぼろげに見えていたものを、1度は消えたりあるいはまた現れたり、ちょっと皆さんには理解できないようなちょっと日々を送らせていただきました。実際に総合教育会議の日が決まっておりましたので、それに向けて作業を進めてまいりましたが、実際のところ確か5日前にようやく完成いたしました。先ほど議員の発言にありましたように、近い皆さんには何ら相談もせずに進めてきたわけでありまして。確かにそういった点では、さっき言ったチームワークという点では何か言ってることとやってることが違うんじゃないかというお叱りを受けるようですが、少なくともまずは自分の考えを自由な発想の中でまとめたという思いがございましたので、そこだけご理解いただきたいなあとと思います。判断基準、いろいろな諸々の物もですね確かに今回イメージはできませんでした。そういったこともすべて検討しクリアになったうえで、構想すべき案だったかなとも今は思っております。実際のところちょっと今となつては何とも言いようがありませんけれど、1年間の検討期間がもしいただければ、その1年間の中でいろいろなスタッフあるいは専門家の方のご意見も聞きながら、細かなちょっと私自身が分析しきれなかった部分、そういったものをつめていきたいなと考えていた次第であります。

○舟 橋（4番）

この3年間というのは町長が言い出したことですよ、町長が。今のご答弁を伺うとその与えられた3年間では足りなかったというふうに何か言い訳されているようにしか聞こえないですね。自ら設定された3年間、何にも3年間なんてなくて町長が3年間時間をくれとおっしゃったわけです。それについて期間を短くすることもなく教育委員会は認めたわけですよ。ですからそのまとめる時間がないとか、そんなのは

もうね恥ずかしい言い訳ですよ、正直申し上げます。3年間のプランニングを何で最初に立てなかったんだということです。あとねこれで1年あろうが2年あろうが同じですって、プラン立てないでこれチームワークでやんなきゃいけないんですから。そこはもう本当にあと1箇月という、4月にね出されるというふうにおっしゃってらっしゃいますから、その4月までの間にはやはりこの前の総合教育会議の議事録がまだアップされていないので、私ちょっといい加減なこと申し上げられないですけど、確かまだお一人で考えられるっていうようなことをおっしゃったというようにも記憶しています。ですからあと残り1箇月、最終のおそらく結論を出されるんだと思いますが、そのときに向かっては教育委員会の皆さん、それと副町長はじめ主だった方々ときちっと協議した上で結論を出して、かつそのときにその先の具体的なプランまでも示してください。教育委員会が3年前に見解、要はあり方検討委員会からの提言を受けて、教育委員会としての見解というのを出されているんですけども、その見解っていうのは単に提言書を受けて「はいそうです、このとおりです」って言うてるのではなくて、その先、例えば川島小学校をその中ではですね見解の中では川島小学校を統廃合する、西小と一緒にするって言うてるんです。そのときに今現在川島小学校に通われてる児童さんたちのことも考えてこういう手続きに入りましょうとか、ある程度具体的なその道先を示された見解っていうのを出されてるんですね。ですので町長もこの1箇月間、向こう1箇月間結論を出すにあたって、きちんと関係の皆様とお話をぜひいただきたいというふうに思っています。一方でですねこういう意見もあります。そのこの先々見たときに川島小人口減少というのは、川島地区だけで起こってるわけではなくて、辰野町全体の問題であると。そうすると南小、今児童数がある一定程度は保っておりますけれども、10数人とか20人とかその規模です。仮にあり方検討委員会の提言をそのまま受けると、1学年10人ですからいつしかその10人を切る可能性もある、そう考えていったときにこういうキャンパス、名前は別にしてもですけども、もう少し違った学校のあり方があってもいいんじゃないかということをおっしゃる方もいらっしゃいます。それはごもつともな意見だとも思うんですね。そこで伺いたいのは今回示されたキャンパス化構想のメリット、デメリット、これについてもきちっと伺いたいんですがお願いできますでしょうか。

○町 長

はい。メリット、デメリットの関係についてお答えさせていただきます。メリット

としては児童の個性に合わせて学校を選ぶことができる、また各学校の特色をさらに伸ばし深めることができるなどの点が上げられます。また昔は複数のクラスがあって、例えばクラスに馴染めない、同級生や担任の先生とうまくいかない児童にとって、クラス替えという形で環境を変えて再スタートを切るようなこともできましたが、今はどの学校もクラスが減り1学年1クラスの学校、学年もある状況でそれが難しいものとなっております。また児童が学校を選択できる道があれば、そのことも補えると考えました。デメリットとしましては、学校を支えその背景となる地域とのつながりが希薄になる、一部の学校に希望が集中する、通学手段の確保が難しいなどの懸念や課題がございます。ただ私も今回いろんなご意見を賜る中で、歩いて通学、時には道草をすることも非常に学習上大事な体験であるというような認識も持つことができました、改めてですが。そんなことも重視して考えてまいりたいと思っています。以上です。

○舟 橋（4番）

そうですね、私もそのあり方検討委員会のメンバーであったときは、こういう小中一環にしてももう少し学校数を減らしてという、コンパクトな運営もいいんじゃないかということ考えたこともありました。ですので将来を見据えた時にはですねこういうその今の学校のあり方を変えていくその必要性はきっとあるんだろうと思います。ただ残念ながら今回示されたものはデメリットが多いというふうに感じています。デメリットが多いといいますか、言葉を変えれば実現性が非常に低いものがどうしても目についてしまうというふうに考えざるを得ません。3年前に出されました町長私案で、たつのモデルというように呼ばれておりまして、その時点ではアイデアのようなその当時はイメージということを強くおっしゃられていたので、まだポーとした形があっけないようなものであったんだと思いますけれども、今回はかなり具体的な内容まで踏み込んでご提案をされていらっしゃると思います。その具体的な案についても今一度伺いたいですけれども、1番のポイントはですね川島小のその存続ということ、もう一つが児童が学校を選択できるということですね。先ほど町長のメリットの一つにも挙げられておりましたけれども、自由に最短では学期ごとに児童が学校を選べるということを謳われていて、それがポイントとしては大きいというように感じておりますけれども、その学校が選択できるということによってですね、3つの質問をさせていただいております。じゃあ児童の人数をどのように学校側はコントロールしていく

のかと、要は学期ごとに子どもの人数、児童の人数が変わる可能性っていうか確実に変わりますので、それをどうやってコントロールしていくのかということ、教職員の皆さんの配置であったりスクールバスの運営ですね、その実現性をどう考えているのか、3点目保護者の皆様も非常に今回不安に思われておりますけれども、PTAの運営それをどういうふうに考えられているのか、3点まとめて質問させていただきます。

○町 長

はい。ただいまの3点に対する回答をさせていただきます。また繰り返すようで恐縮なんですが、今回の私案は、これもまた厳しく追求されそうですが、またイメージとしてようやくまとまったものでございます。具体的な細部検討についてはまだ及んでおらないというのが現状でございます。そんななかでも児童数の管理については、すでに学校選択制を実施している市町村がありますので、それが参考になると思われます。具体的には前年前の年の秋ごろに通学先の希望をとり、各学校で設定した定員あるいは受け入れ可能人数に合わせて、例えば抽選等により調整することとなるのかなと思います。またPTAの運営に関しましては、区域外の保護者は積極的に参加する傾向にあるようですけれども、川島小学校に特認校制度で通学されている児童の保護者を見てもですね、同様な傾向にあるので停滞することはあまり懸念しておりません。その一方で教職員の配置やスクールバスの運営については、具体的な検討を行っておりませんが非常に課題は多いものと認識しております。以上です。

○舟 橋 (4番)

ただいまのご答弁で1番、3番、まあ実績がほかの学校でおありになるとかいうお話もありましたけれども、実際にこれを本当に運営してこうと思うとですね、児童数の管理というのはものすごい大変なことになると思います。児童数の管理イコール教職員の配置ということで、プラススクールバスの運営ですからすべてが連動してくるので、これに関しては実績があるということではなくて、トータル的に実現の可能性をしっかりと探っていかなければいけないわけです。でまたPTAもですねこれ大変なことになると思いますよ、お父さん、お母さん方。私も短い間でしたけれどPTAの役員させていただきましたが、その一番近くにある小学校のいろいろな作業、協力をいただくわけですけど、それも大変なのにですね子どもがもし遠くの小学校に通ってそこに対していろいろと協力したいとは思ってもですね、その距離的な問題もあるでしょうし毎回もしかしたらPTAのその周りの方々が変わる、実際にできないわけですよ

PTAの運営はですね。ですからどこかで実績があるということではなくて、今回示された案がトータルとして実現できるのかどうかというところは、しっかりと考えていただきたいと思っています。統廃合の結論をですね来月出されるにあたって、これらのものがどういう扱いを受けていくのかわかりませんが、具体的な案、その先ですねプランがない状態でこういうものを示されたというのは非常に遺憾です。皆さんなプランと申し上げざるを得ないですね。最後です。これは教育、特にですね川島小の存廃を考えたときに町民の皆さん、頭のどこかにあってもですね教育はお金と換えれないと、そういう思いもあってあまりその金額については費用ですね、川島小学校にかかっている費用については、今までに口に出さないところもあったかと思えます。ただいよいよ先に進んでいかなければいけないと、その段になったらですね現在川島小学校またキャンパス化が行われると、費用がどうなっていくのかというところもはっきりと示す必要があると思います。そこで現在川島小学校の運営にどれだけの費用がかかっているのか、また示されたキャンパス化構想によって予想される運営費用はどのくらいになるのか伺えますでしょうか。

○町長

はい。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。まず先生方の人数は定数法により定められております。学級数などを元に基準で各校に配置される先生方については、県が費用を負担しております把握しておりませんので、町が負担している費用の範囲の中でお答えさせていただきます。令和元年度の決算では川島小学校にかかる費用は8,845万3,000円でありました。その中には空調設備の整備費も含まれておりますので、これらを除く経常的な運営経費は3,773万円でありました。両小野小学校を含む町内5小学校の経常的経費こちらの方は3億38万1,000円でありましたので、川島小からみではそのうちの12.6%を占めております。キャンパス化構想に伴う運営費用の試算は行ってございません。ただし施設面では校舎の老朽化が大変進んでおりまして、体育館などでは外壁の剥離なども見受けられます。全面的な改修を行うとすれば、今後、億単位の改修費用が必要となる見込みであります。以上です。

○舟橋(4番)

今の町長のご答弁の中で触れられなかった内容としてですね、普通交付税、国からのですね交付税が抜けてらっしゃるかと思えます。実際に川島小学校、約3,700万の経費がかかっていると、それに対して国からの交付税というのが約1,300万から

1,400万、毎年交付されているという状況を聞いております。つまり差し引きその教職員の方は別ですよ、それは町には関係ない話なので、町の負担ということに関して申し上げますと約2,300万円のマイナス、要は負担が生じているということです。普通交付税というのは学校数、学級数、児童数によって計算されます。ですのでこれは各小学校によって一応割り当てられているその交付額ってというのは違うので、単純にその計算式で先ほど計算した数字を申し上げた次第でございます。私はその年間ですね約2,300万の費用が川島小の運営にはかかると、これが児童数が少ないからいけないとかそういうことを今申し上げるつもりではありません。ただ今後もし川島小学校を存続させていくのであれば毎年、今後どういうふうになるかわかりませんが、今の状態のままでいけば毎年2,300万の費用をかけて存続させていくんだということを、やっぱり町民は知る必要があるわけです。ここを隠す、隠したりされてるってことはないですけども、そこをきちっと承知の上で川島小学校の存続を考えなければいけない。ここは改めて確認しときたいと思います。以上で川島小学校に関する質問は終わりますが、ちょっと繰り返になります。一つお願いとしては先ほど来再三申し上げますように向こう1箇月の間、ぜひ教育委員会、特に教育長、あと副町長、関係の皆様とぜひご協議いただいて、そのご協議の上で最終的な判断を出していただきたい、それが本当切なる願いでございます、はい。続きましてど真ん中プロジェクトに関してでございます。ちょうど私たち今の議員がですねこの任期を始める2年前ですね、2年前私もこのど真ん中を盛り上がり始めたときだったんですね。チョコちゃん、NHKのチョコちゃんに叱られるで中心の中の中心としていただいてですね、辰野ど真ん中の町として盛り上がっていくんだということで、いろいろな試みが始まりました。ロゴのデザインもすばらしいものが決まりまして、いろいろな活動、最近ですとその西小の生徒さんたちがいろいろなラーメンであったり、あとちょっと名前はずきり出てきませんキャラクターを作られてですね、すごく楽しそうに町を盛り上げている姿ってのがあるわけなんですけれども、現在そのど真ん中プロジェクトどのような状態になっているのか、もし課題があるとすればその課題についても教えていただけますでしょうか。

○まちづくり政策課長

それではど真ん中プロジェクトの現状、課題についてお答えをさせていただきます。町議が今経緯についてふれられたようにですね、西小学校の例えばキャラクター、真

ん・中夫の登場など非常に盛り上がりを見せたこの取り組みについて、町としましてはこの盛り上がりをぜひ政策に結び付けたいというふうに考えてきたところでございます。この考え方は近年ではシティープロモーションという言い方をしておりますけれども、単に観光振興ですとか移住促進のための手法ではなく、町民が町に誇りと魅力を感じその思いが形となって動き出すための、仕組みづくりであるというふうに言われて捉えております。ちょうどそんな観点で1年前にど真ん中未来会議というものを立ち上げて、町のビジョンを改めて作りそれに基づくアイデアをプロジェクト化していく、これを目指して再スタートを試みたんですけれども、あいにく新型コロナウイルスの感染症の拡大により中断して約1年現在にいたっているところでございます。課題としましては、このど真ん中プロジェクトに対して行政がどのように関わるのか、これがこの点にあらうかと思っております。これまでのように協働のまちづくり支援金や地域発元気づくり支援金、また若者活躍応援補助金などで支援するだけでいいのか、こういうことを大きな課題として、地域おこし協力隊ですとか地域おこし企業人の皆さんとともに研究検討しているところでございます。以上です。

○舟 橋（4番）

最後に課題について説明いただいたんですが、その課題に対する対策というのは考えられていらっしゃいますでしょうか。

○まちづくり政策課長

ど真ん中未来会議がこのコロナで中断していたこの1年間、辰野町のまちづくりの最も基本的かつ上位にあたります第6次総合計画がここで策定の段階にきております。この今回ですね12月に議決いただいた基本構想の将来像と、これを実現するための6つの基本目標が決まりました。こうした中でこのど真ん中未来会議におきましても、この第6次総合計画の6つの基本目標に紐付けを行いまして、結果として将来像「一人ひとりの活躍が作り出す 住み続けたいまち」を共通ビジョンとして取り組む方針といたしました。したがって人口減少に対応した協働・共創（共に創る）このまちづくりを町を目指すための手段の一つとして、このど真ん中プロジェクトを明確に位置づけるためにこの重点テーマとしたところでございます。具体的にはですねど真ん中プロジェクトの政策が大きく2つあります。一つは町民と町がお互いの思い共有するための場づくり、二つ目は地域づくり活動の担い手同士を繋ぐコーディネート事業です。その狙いは最終的にはこの町に対する誇りと愛着の醸成を通じて、自発的に地

域づくりに参加する町民を増やし、地域資源を磨き上げてその良さを町内外に伝えることでまちづくりの担い手を増やすことにあります。その結果として人口減少に対応した持続可能なまちづくりを目指すところでございます。以上です。

○舟 橋 (4 番)

2 点目の質問に対して今答弁いただいたんだと思いますが、その具体的な施策としてその町民との場をつくったり担い手作りということをポイントに挙げられたわけですが、ちょっとご答弁の内容がちょっと抽象的な内容が多いような気がしていて、例えばその町民との場づくりというのはどういうものをこう考えられていらっしゃるのか、ちょっとイメージしやすい形でご説明いただくと助かるんですが。

○まちづくり政策課長

この2月からスタートしましたど真ん中未来会議 2021、こちらをですね町民と行政とが共有して共創するプラットフォームその場作りの場と考えております。次回今月1回ありますけれども、その中でもいくつか7つほどのテーマが出てきましたので、このテーマを第6次の総合計画の基本目標に紐付けて、必要な部署がですねいずれ関わりをそのプロジェクトのために、行政の側も関わりをもつとこういった場というふうに考えて、ど真ん中未来会議 2021 を考えて位置付けております。以上です。

○舟 橋 (4 番)

ちょうど、ちょうどと言っちゃあいけないですけど、2年前に私どもが町議になった直後にほたる祭りがあってですね、ほたる祭りの初日ですかその近隣の市町村の首長さんが集まられて、夜ちょっとお食事をしたことを今思い出したんですけど、あのときにその口々に皆さんがおっしゃってたのは、その「辰野町はど真ん中っていうのがそういうのがあっていいね」と。一度私ここでも申し上げたかもしれないんですけど、やはりその町にとって何か魅力ある必ずしも自然環境だけではないんですよ、その日本の中のど真ん中なんて辰野しかないんですから。やっぱそういうものをこう最近ちょっとからかう人もいますよね、辰野ど真ん中でとか。ある私の知り合いのお父さんがですね子どもが町外の学校に行かれてるんですよ、「お前のところはど真ん中らしいじゃん」って言って半分からかわれるように使われたりしてるってことも聞くんですけど、我々ど真ん中の町であるということを、胸を張って言っていかなければいけないんですよ。当然ながらこう町民自身が盛り上がっていかないと、このど真ん中を活用してですね町を活性化させるってことはできないわけですけども、まだそ

こまでは至っていないのでぜひやはり町側がですねそこを主導する形で、ど真ん中プロジェクトをもう一度コロナでちょっと停滞してしまいましたんで、それを活性化させて今一度こう町民全体で盛り上がる、こうプロジェクトにぜひしていただきたいなというふうに思います、はい。時間が参りましたので、私の一般質問はこれで終了とさせていただきます。

○議長

進行いたします。質問順位 2 番、議席 1 番、吉澤光雄議員。

【質問順位 2 番 議席 1 番 吉澤 光雄 議員】

○吉 澤 (1 番)

質問通告項目の 2 番と 3 番の順番を入れ替えて質問します。はじめに役場の古紙リサイクルステーションについてです。これにつきましては 1 番 2 番の通告事項、私なりにかなり理解できましたので要約して申し上げます。違う点があれば補足していただくことにして質問の 3 番を中心とした質問にします。このリサイクルステーション、今から 3 年ほど前に町が用地を提供して業者が管理運営する形で、平成 30 年 2 月から運用をしています。町が設置したステーションは町内でここだけです。回収する古紙の量は年々増えて当初より 2、3 割多くなっております。開設当初に町は近隣の中央町内の 4、5、6 組を対象に説明会を行い、そこで出された疑問や要望への見解を中央 4、5、6 組の皆様へという形で、文書にして配布して約束していただいております。この中で町はですね「ごみが散らかったら片付けたりするそんな手間がかかるんじゃないか」という質問に対しては「そういうことはありません」と回答してまします。また「24 時間回収出せるステーションにするのでうるさくなるんじゃないか」という質問出されてますけども、それについては「状況を見ていきます」という回答です。「スーパーとかほかの場所でできないんですか」という要望意見に対しては「第 2、第 3 の町が設置する古紙リサイクルステーションも考えていきます」という回答です。最後には「設置前と設置後で騒音測定をして皆様にお知らせしてまいります」という文書を回覧していただいております。ところがですね、このところずっとゴミが散らかる、夏場には不法投棄された生ゴミが臭う、ゴミの回収回数が増えたもんでパッカー車の音が気になる、24 時間ゴミ出しだもんですから深夜にゴミを出す車のドアやエンジン音が騒音が気になる、交通量が増えた、あるいは農地に大型ゴミが飛んできて稲が倒されるなどの被害があると、そういう生活営業に影響が出てきている

んです。これについては昨中央の町総代が担当課に申し出たということを知っています。また文書でもそのことは私受けました。リサイクルステーションは便利ですし、なくさなでくれよという声も中央町内でも聞きます。けれども当初から心配されたとおりに迷惑をかける施設でもあるわけです。当初の心配が現実になってその迷惑が増えてきていると、こういう中ではですねこの古紙リサイクルステーションの設置を進める上では、何らかの対策をとる必要があると考えます。そこで質問です。3項目の質問ですね。地元への約束の実行状況と今後の対応について町はどのように考えているのでしょうか。

○住民税務課長

この古紙リサイクルステーションにつきましては、今議員おっしゃられたとおりに24時間365日ご利用いただけるものとなっております。利便性の良いことから利用頻度も高く、コンテナがすぐいっぱいになってしまいあふれてしまうということも確認しております。その都度運営事業者には連絡をしまして回収してもらおうわけでありませけれども、あふれた古紙類が風に吹かれて隣地に飛んでいきお叱りを受けたということもございます。運業者には回収頻度を増やして、コンテナからあふれる前に回収を行っていただくよう申し入れをしているところでございます。また深夜であっても古紙を出すことができます。コンテナに入れる際の音の問題また今おっしゃられた車の騒音の問題に関しましては、騒音防止看板の設置を行い利用者のマナー向上を図ってまいりたいと考えております。またリサイクルステーションを設置する際に近隣住民への説明会におきましては、この場所は住宅地であるため音が出るビンや缶の収集は行わないこと、また夜間の利用にあたっては新たな照明設備を設けず、既存の照明設備のみで対応することを確認させていただいております。そのおりに寄せられたご意見には騒音を心配される声実際にございました。コンテナを設置する前と設置した後で騒音測定を行う約束をさせていただいており、設置後1年間にわたり騒音測定を行い、いずれも基準値内であったことは確認しておりますが、近隣住民の方への報告がされたかというのが記録がなく不明でございました。また設置から1年経過した頃、近隣住民の皆様へは1年経過してみてもご意見がある場合にはお知らせいただきたいという旨通知を出しております。今後の対応につきまして回収頻度を週1回から回数を増やし、常にコンテナ周辺を清潔に保つことによって不法投棄を減らすことができると考えております。また不法投棄防止の看板を設置しましたし、さらに防犯カ

メラも設置しております。騒音対策としましては、先ほど申しました新たな看板設置を検討しております。この対応をもちましてしばらく様子を見ていきたいと考えております。以上でございます。

○吉 澤 (1 番)

騒音測定結果については地元には知らされていないと思います。私も先日たまたま夜 11 時に古紙を出してる車を目撃しました。エンジン音やドアの音が非常に大きく響きます。車が行った後すぐ行って見たら生ゴミも捨てられてありました。その車だったかどうかわかりませんが箱に入れてありました。ご近所の住民や耕作者は舞ってきたゴミを拾って、自分の家のゴミ袋に入れて出すなんていう協力してきています。このゴミの中にはビニールに入れたおしっこが捨てられていたこともあったそうです。それでも片付けられたそうなんです。またステーションの隣の農地の所有者は事前の連絡、相談まったくなかったと、新聞を見て設置するんだってということがわかったということをおられました。だとするとちょっと手落ちだったのではないかなあと、謝る必要があるんじゃないかと思います。町は地元への約束を守ってですねルール、マナーを徹底することと管理を改善することを進めていただきたい。課長さんも今いくつか言われましたが回収回数増結構だと思いますが、そうすると回収時の騒音が増えますのでこれも何か対策が取れないか検討いただきたい。監視カメラはどうも性能がかなり悪いようですね。これ内容性も考えていただきたい。から網がゴミが飛ばないように作ってあるんですけど、大変ちゃちなものでゴミがどんどん飛んでますのでこれもしっかりしてもらいたい。24 時間ではなくて夜 10 時から朝 5 時 6 時までにはここは出してはいけないというステーションにする選択肢も考えていただきたい。一番はリサイクルステーションを町内に増やしてですね、ここにだけ集中しないように、3 年間で 2 割 3 割と増えているわけですから、この調子でいけばどこまで増えるかわからないです。そういうことの取り組みをぜひ求めたいと思います。次の質問に移ります。川島小廃止、町内小中学校の将来像検討についてです。多岐にわたって時間がないので通告した 1. 2 の内容を次の 4 つに整理して質問します。1 は川島小の評価について、2 は町の財政負担と公平性の問題について、3 番学校の存廃と地域・まちづくりの関係について、4 番今後の進め方についてです。川島小を廃止しなきゃいけない理由は何かということの疑問が私にはずっとありました。舟橋議員もそういうふうに思っている人はほとんどいないじゃないかと私も聞かないんで

すよね。だけどはっきり言っているところ文書があります。3年前の教育委員会見解です。その中で川島小学校について、「もはや複式学級によるメリットもまったく見出すことができない。子どもの学びにとって好ましい状況ではない。いたずらに存続することは適切ではない」と明記しています。そして早く統合すべきと。いわば川島小は学校の役割を果たせないと全否定した見解です。果たしてそうかということです。この間私は川島小学校の保護者や児童、川島小の卒業生、関係する地域の方々や教育関係者の方からいろいろお話を伺い、川島小学校も短時間ですが見学させていただきました。その結果私の認識は教育委員会の見解とはますます逆の見解になってきております。川島小学校は住民の皆さんの支えと豊かな自然環境の中で立派に学校教育が行われていると感じています。不登校だった子どもさんも通える学校として変えがたい役割を果たしている。あるお母さんからは「いじめで不登校になったこの子が川島小学校に来たら学校に行きたくてしょうがないと言っている、川島小がなくなったら私たちはどこに行けばいいんでしょうか」という話もお聞きしました。また川島小学校があることで子育て世代が移り住み、地域に効果をもたらしているということもわかりました。その川島小に学んでいる子どもたちはどう見ているのか、保護者からいただいた学級通信がありまして、その中に学校自慢というのがあります。時間があれば読みたいんですが省略しますが、小さい学校だからできることがあるんだよ、一生懸命学んでるよということが見事に書かれていて、担任の先生も良く伝わるねというふうに評価しておられました。また子どもたちは、特に低学年になるほどまだなかなか意思表示や判断ができない面があるかもしれませんが、卒業生となると自分は川島小学校でどうだったんだろうか、自分の川島小学校生活はどうだったんだろうか、振り返り意見を言うこともできると思います。この川島小の卒業生1、2年生を南小学校と同じ規模の学校で学び3、4、5、6年生を川島小で学び、その後辰野中学に進学した子どもさんの勉強の面ではどうだったの、学年が違う上下の関係ではどうだったの、委員会活動やその他ではどうだったのという項目ごとに、それぞれの段階でどうだったのか子どもさんの意見をお母さんがまとめてくれた表を私資料をいただきました。これもとても貴重でいい資料ですが、残念ながらこれも時間がないので読み上げません。けれども川島小で川島小らしい立派な学びができたよというふうに書いております。と同時にこの卒業生の方は大きいからいい、小さいからいいっていうことは言えないとどちらもいいと思うと、ただ小さい学校は一人ひとりのことをよ

く見たり、自分がどうふうに言ったりするかちゅうことをよく考える感じがすると言っておられました。川島小で教えている先生はどう見ているのか聞いたかったんですが、こうふうにもめていることだから先生は発言しないようにていうふうな支持が出ているらしいんです。最もかもしれません。それで私ある元義務教育の先生に聞きました。この方こう言っておられました。「少人数学級、小規模学校は一人ひとりに目が行き届く、心が行き届く、大規模校ではどんなに先生ががんばってもやりきれないことができる、異なる年齢の学びは兄弟関係、地域の子ども集団に変わる役割を果たす、小規模校には願ってもない環境がある、絶対になくすべきではない」この先生はそういうふうにこれを言われました。川島小学校には短所も課題もあるとは思いますが、小規模校の特徴を生かして自然の中でのびのびと教育して、不登校の子どもさんも通える学校として立派に機能しているんじゃないでしょうか。西小やほかの町内の小学校と同じく、かけがえのない学校ではないかと私は認識するに至っております。その川島小学校に対して今も教育の責任を負っている教育委員会が全否定するという見解、これは欠点だけを指摘した一面的なものといわざるを得ない気がします。実際にある良い面や役割を正しく反映してるんでしょうか、「ここにリンゴがあります。子どもが食べても大丈夫なリンゴです」という認識の人と「このリンゴは子どもが食べたら腹をこわすリンゴなんです」という認識の親、住民では当然このリンゴをどう扱うか結論違いますよね。川島小学校は学校としての役割を果たせていない学校なのか果たせている学校なのか、事実の一つですから良く調べてみんなで分かり合って確認するべきだと思います。そこで質問です。川島小学校の教育効果、学校としての評価をどう考えられますでしょうか。

○町 長

はい。吉澤議員のご質問にお答えします。ただいまのお話を聞いてて、やはり一つのことに関して人それぞれいろんな見方がございますので、偏らないことをちょっと念頭におきながらお答えさせていただきたいなと思います。先ほどの舟橋議員にも同様のお答えをしてございますが、重複する部分もあることをご了承いただきたいと思います。まず先生方のご努力と地域の支援によりまして、小規模校や少人数学級の特性また川島の豊かな自然、地域素材を生かした教科指導、体験学習などが実施されてきております。思いやりの心や豊かな表現力がある子どもたちが育っております。また児童の中には、保護者が児童の個性をより大事にして伸ばしたいとの考えで、通学

させるケースもございますし、またクラスに馴染めない、多人数が苦手であるとか不登校等の悩みを抱えていた児童が再出発の場としての役割も果たしてまいりました。またその一方で地域との関わりもございます。川島小学校は地域住民の皆さんまた川島出身者の皆さんの心の支え、シンボルになっておりまして地域の活性化にも一役を担っていると感じられます。以上です。

○吉 澤 (1 番)

川島小学校を廃止するかどうかというのは、今日になってみると舟橋議員も言われたように川島だけの問題じゃあないんですよ。そういうふうになってます。ただですね3年前に教育委員会が設置した町立小中学校あり方検討委員会の見解では、学級規模の最低基準を概ね10名とし、増加の見通しが立たない場合統廃合を検討されたいという提言があります。その根拠はグループ学習や合唱や合奏に支障があるとあげられておられます。学校教育の多様な一面だけを取り上げての論拠という気がします。1学級10人以下の学校は廃校にすべしっていうことに、根拠があるとは私には思えません。そしてこれだけ急速に少子化が進む下では、南小も両小野小も廃校対象なるのは時間の問題ということでもあります。コロナ禍の下で密になりにくい学校、少人数学級が求められて国も動き出しました。県は山保育として山村、山里の自然環境の中での小規模保育を推奨しています。小さな学校の時代がやってくる、スモールスクール構想という教育論や、あえて学年が違う児童と一緒に学ばせることを推奨する教育論もあるようです。1学級10人以下は統廃合を検討するそういう基準は見直していくべきではないかと考えます。次の質問に移ります。川島小への町の財政負担と町の財政についてです。舟橋議員また私も事前に資料をもらってましたが、川島小への町の持ち出しが年間四捨五入すると約2,400万円です。町が普通会計の中で自由に使えるお金、学校に自由に出せるお金は総額で年間約55億円です、令和元年度決算。川島小学校の運営のために町の自由に使える収入の0.4%を充てているということになります。家計に例えてみますと、年収550万円の家庭で子どもを小学校に通わせるのに年間2万4,000円、月に2,000円出しているというふうになります。仮に苦しいからといってこれを削るのかっという話であります。もしその子がほかで不登校だったけれども、K小学校へは喜んで通えているとすればなおさらのことだと思えます。どの子も町の大事な子どもと、そういうふうに考えてこの川島小学校への町の財政負担のことは考えてみる必要があるんじゃないかと思えます。もう1点、2,400万円

は確かに小さな額ではないんですが、町は公共施設維持のために毎年一定のお金を出してます。委託業者に支払う指定管理料だけでも、かやぶきの館一連の施設に年間3,000万円、湯にいくセンターに1,900万円、アラパに来年度から1,800万円などです。今年はコロナの影響がありその減収を補填するために、パークホテルとかやぶきには追加で6,300万円支出します。今私、例であげたんですがどれも大事な公共施設ですが、小学校というのは最優先で維持されるべき施設ではないのかと、こういう視点も必要ではないかと思います。そこで質問になります。川島小学校への町の財政負担や町の財政への影響をどう評価しておられますでしょうか。

○町 長

はい。すいませんでした。財政関連につきましては先ほどの舟橋議員のご質問にもお答えさせていただきましたが、私の方からはちょっと観点が変わるかも知れませんが、例えば児童一人当たりに係る費用の格差が例えば問題になったときのちょっと考え方をちょっとお話させていただきたいなと思います。そもそも全国どこに住んでおられても一定水準の教育が受けられること、これが憲法で保障されております。従って各校の一人あたりの単価比較等がもし論ぜられた場合でもですね、ちょっと本来の趣旨とは離れてしまうのではないかなと思っております。また町全体の教育費について述べますと、義務教育費の国庫負担制度が平成18年度の三位一体改革の中で国庫負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられたことで、地方自治体の財政を圧迫しまして地域間の教育格差が生じている現状、これが問題でございます。従って教育支援員やほっとサポートの先生方の費用等は町が独自で負担しております。義務教育に係る国の財政負担の拡充を望むところであります。以上です。

○吉 澤 (1番)

今、お金の公平ということについてまで言及いただきまして、次に私触れるつもりだったんですが、一人当たりいくら、それが違うからおかしいっていうことはとれないという町長の見解だったと思いますけれども、まったくそのとおりだと思います。ただこれを公式見解として出している文書があるんですよね。3年前の教育委員会の小中学校のあり方検討委員会の提言です。「学校規模の違いによって児童一人当たりにかかる経費の公平性を大きく損なわないように」という記述があるんですよ。教育長さんはですね、学校によって子ども一人ひとりにかけるお金が違うのは問題というようなことは、教育の理念に反するので言わないでほしいっていうことを言われたと

か、どこかに書いてあったと聞きました。言われたんだと思います、私聞いて。なるほどそのとおりだと思いましたよ。学校が小さくなるほど大きな学校に比べて一人当たりの経費が大きくなるのは当たり前です。ですけれども小さな学校が大きい学校よりも長く授業をやったり教える教科が多いんですか、町から多くお金をもらって豪華な修学旅行に行ったり豪華な給食を食べているんですか、そういう不公平があるんですか、同じ義務教育を平等にやっているはず、町長さんが言ったとおりですよ。憲法はそのことを保障しています。この不公平論ちゅうのは義務教育を受ける学校の規模が違うのは不公平と言っているようなもので、解決しようがない無理筋の感情論ではないかと思います。またこういう考えが普遍されると、医療や福祉ほとんどの行政サービスが公平にできなくなります。一人ひとりにどれだけ税金支出をしているんだ、それが不公平にならないようになんついたらサービスが公平に逆にできなくなります。町の子はどの子も平等に義務教育が受けられる、平等こそが必要だと考えるべきではないかと思います。質問したかったんですが町長が答えてくれたので、不公平論についてはそこに留めて3番目にいきます。学校と地域、まちづくりについてです。町の基本構想の一部である川島地区の地域計画っていうのがあります。私今度初めて見させていただきました。そこには優先課題に子育て世代に魅力ある地域づくりを挙げています。川島小学校の特色ある教育を支援しますと定めています。これは川島住民のワークショップ、何回かのワークショップを踏まえて町がまとめたものです。川島小学校の存続を前提に地域振興を図るという方針です。教育委員会の川島小学校を廃止の見解はこれと矛盾するわけです。地域計画のあとに作っておられますけれども、矛盾しているんですよね。実際に川島のある耕地には3世帯9人の子どもが子どもさんを連れた3世帯が転入してそのうちのお二人は総代もやっているそうです。耕地の総代。若い人が地域の役を担って子どもが増えて耕地の雰囲気が変わってきたと喜んでおられました。川島の元議員の方からは「川島小がなくなれば区が衰退することは明らかだ。区が自治能力を失って町のお荷物になっていく。町民や町外の人が川島にレクリエーションや観光に来たときに、田んぼや畑が草ぼうぼうで廃屋が目立つような区になっていったら良いのか、そういう問題でもあるということをご検討してほしい」と言われました。このことは議会で質問してそのときの教育長は「児童が最後の一人になっても川島小学校はつぶしません」と明言されたそうです。そういう決意、取り組み、歴史の中でできてるわけです。地域に小学校があるかどうかは町長私案にもあり

ますけども、その地域が子育て世代に選ばれるか、子育て世代がその地域で住み続けるかどうかを左右する重要な要素です。地域の振興と学校の存廃は切り離せない問題だと思います。川島小学校を廃校することは地域と町の振興にはマイナスになる、やるにしてもそのことは明記した上で考えなくてはいけないと思います。もう一つの論点、地域の子どもが減りだから小学校をなくす、そうするとますます地域の住民、子どもが減る、これ尻すぼみの議論なんですよね。全国には廃校した地域に若い世代が転入してきて小学校を再開した、その再開を地域みんなで祝ったってというようなニュースも聞きます。このように学校の存在が地域に与える影響は大きいわけですがそこで質問です。川島小や小規模校が地域に与えている影響、仮に廃校した場合に地域が与える影響をどう考えているのでしょうか。

○町 長

はい。私自身、川島小の存廃問題と移住定住の関係ですね、切り離して考えるべきだという現在は心境の中では考えを整理しているところでございますが、もともと川島小の問題以前にやはり川島地区の皆さんが何を一番将来的に心配していたかという、やはり地域の人口減少、当然人口減少対策委員会ができて何とかしてこの地域が永続できるそんなような取り組みが、町内の中で真っ先に始まったのが川島区だと認識しております。そういう中でやはり地域が永続するためには、当然そこに入ってきていただける移住の皆さんへの受け入れ態勢も最もなんですが、やはり一番大事なのは子育て世帯の皆さんが来ていただければ、小学校児童も増えて永続性が保たれるそんなような考えもあるのも事実かなと感じております。そういう中でただ今の質問でございます。3年前に存続させたいとお願いしたのもですね、そんな時たまたま宝島社の発表で辰野町が住んでみたい田舎暮らしで、シニア世代の部門ではございましたが一応評価の中では全国1位、日本1位に選ばれた、そういう中でそういった気運をですね何とか取り込みたいなという思いもあったのも事実であります。そういう中でシニア世代には選ばれる町かもしれませんが、できることなら若い世代、子育て世代の皆さんにも選ばれてほしい、選んでほしいそんなような思いで3年前スタートさせていただきました。先ほど来話が出ておりますように県の移住モデル地区の認定もされたり、また地域おこし協力隊の皆さん、また集落支援の皆さんも含めて、またまちなかで活動している各種グループ、団体の皆さんもですね、川島区という川島地区という一つのフィールドの中で、いろいろな若い人たちの取り組みも行われるようにな

りました。一目で見ると非常にですね若い人も関心を持ってくださってる地区になりましたので、3年前ともぜんぜん違いますよね、そういった動き事態は非常に私もこれだけは誇り自慢できる動きだなと思っております。ですんで今後考えたときにですね流れは非常にいい流れできてる、それが私も私案の中で一言だったんですが好循環、決してマイナス負の連鎖ではない、むしろプラスの今連鎖が続いておるとそんなような認識でおります。さていろいろ話もしてますですけど、ただ一つ懸念されるのはやはり川島小学校が存廃問題で存続させる、あるいは廃校にして西小学校に統合するどちらを選んでもですね、一つ1番やはり心配しているのは小学校がなくなるこのことは、実をいうと地域のやはり衰退のイメージがやはり逆に発信されてしまう、近くにはかやぶきの館はじめいろいろな観光施設、観光資源もいっぱいあるところですが、何とかそういった方面にも負の連鎖が及ばないようにしていかなければいけないという思いもございます。ちょっと話がどんどん飛んでいってしまいますので、こちら辺にしたいと思いますが、やはり再度言いますと小学校を廃止する、これは非常に区内あるいは区外に対しても相当強力な強烈な、ちょっとインパクトといいますか印象付けが始まってしまうなという心配だけはございます。以上です。

○吉 澤 (1 番)

切り離して考えるべきだということも言われましたし、関係があるということも言われたかと思うんですけども切り離せないですね、間違いなく。新山小学校、保育園がなぜ復活したのか、地域住民がどういう取り組みをなぜしたのか、あるいはもう全国の例を見ても明らかですね。だからさっきからあとで触れるつもりなんですけど、この地方行政法では職務権限としては学校の存廃は教育委員会としているんですけども、地方自治の仕組みの中では教員側だけで決めてはいけないと、首長が判断し議会がまちづくり全体を踏まえ町民の意見を踏まえた上で、決定しなきゃいけないという仕組みにしてあるんですよ、関係あるからです。ぜひその点を重く考えてリアルに見てっていただきたいと思います。学校問題の最後、今後の進め方について質問します。今私言い始めましたのでまずその点からいきますね。その仮に川島小学校を廃止するという場合あるいは南小と西小を統合するという場合、町長が川島小学校廃止条例あるいは南小学校廃止条例を議会に出し、それをこの議会で議論したうえで可決しないとできませんよね。そういう点では教育委員会といえどもまた町長といえどもそこだけで決めて進める問題ではない。主人公である住民の意見をできるだけ多段的

に集約したりしてやっていく必要があるとそういう関係だと思いますが、この川島小含めた学校の統廃合問題、将来像問題について町長、教育委員会、議会の関係どのよう認識されておられますでしょうか。

○町 長

はい。教育の政治的中立性の確保が大前提でありまして、学校の存廃あるいは適正配置を含め教育の方針を決め執行する権限と責任は教育委員会にあると考えております。一方で町長としての自分の役割でございますが、教育行政に議案提出あるいは予算編成等に携わる立場で町政全体にも考慮しながら、民意を反映させるため積極的に意見・提言を行うことだと認識しております。総合教育会議がその意見交換・協議の場であり、両方で議論する中で教育の方向性を一致させて執行する必要があるものと考えております。最後に議会の関係をお話させていただきますと、議会は教育長・教育委員の任命にあたりその資質や適正をチェックし、予算審議などを通じ教育行政の執行状況についてもチェックする、また教育行政に対するチェック機能の役割を担っていただいているものと認識しております。

○吉 澤 (1 番)

実際には武居町長名で廃止条例を出すか出さないかということになり、それを可決するかしないかという民意を集約した上で、責任ある判断をする責任が議会にありますので、今後は大いに議会もこの問題について研究もし、関わって検討していかなくちゃいけないそういうふう感じております。ちょっと視点を変えましてですね、この間私 2 年前に川島にお邪魔したときには、まあその方のお孫さん子どもさん家庭が、西小に通うために家から出ちゃったという家にたまたま飛び込んで「とんでもねえ町長だと首にしてくれ」と私言われた方がいるんですけども、今日また聞いたらねちょっと考えが変わってきてるらしいんですよ。「町長の移住定住施策はいい」と「それも何よりもまずできることを改善できることからやっていったらどうだい」という話もしたと、私もなるほどだと思います。この川島小含めた町の小中学校の存廃、将来像を考える上で、できることからまず改善着手するという点で質問します。あとで小澤議員も質問通告してますが、私関係あるのでやらしてもらいます。川島から西小に通学している方を含めてですね、辰野町では教育委員会が認めれば指定校変更できることになっていきますね。この指定校の変更を認めた課程には町として通学への支援を行うというふうにしてはどうかということです。スクールバスが利用できる

ならスクールバス、それが無理だったら通学費を補助するなどです。そうすれば同じ川島区民で小学校に通わせるのに、町から財政的な支援を受けている家庭と受けてない家庭というその矛盾はなくなります。この点どう考えておられるでしょうか。

○議長

吉澤議員、質問事項ないので町は答弁しません。

○吉澤（1番）

失礼しました。それでは次にいきます。今後の話し合い、検討の進め方のまず姿勢です。川島小学校の保護者や地元は川島小の存続を願っているわけですよ。川島小存続委員会は2月に町長さんに改めて存続の要請文を出しておられます。この存続委員会の会長は区長、副会長は副区長これに各耕地の代表者、PTA、川島振興会、川島未来会議など区の主な団体の代表者が入って、この段階で改めて川島小を残してくださいと言っているわけです。一方で川島小学校以外に子どもを通わせているご家庭もおられることも事実です。こういうところが難しくてなかなかもめているところなんですけれども、私先日、総合教育会議を傍聴して実はびっくりしました。町長と教育委員の意見と姿勢がここまで違うのかと、何人かの教育委員さんが町長私案をここで撤回してくださいと言われたことも違和感を感じました。総合教育会議ちゅうのは町の教育の基本方針を協議して、事務を調整する会議というふうに法律上位置付けられていますよね、そういう役割ですよ。これに町長としてはこういう私案を検討してもらいたいちゅうことで出したということが事の正確だと思います。それが何かあたかも町長が決め付けた方針で、これでいくんだっていうような受け止め方がされてきている、あるいは発表の仕方にそうふうに誤解を生む要素のある稚拙さがあった。そのために今、余計混乱が広がっているという面がありますが、総合教育会議に対して町長は提案したわけですよ。提案することはできますよね、しなきゃいけないし3年間待ってくれ検討すると言ったわけですから、それに対して提案を撤回してくださいちゅうのはですね、検討も議論も深まらない、総合教育会議の役割が果たせなくなるんじゃないかと危惧しております。町民の中にも川島小の存廃については大きな意見の違いがあります。けどもこの意見の違いの元には、私が一番最初に述べた川島小学校が学校として果たしている、実際に役割についての事実認識の違いがあるんですよ。「あんな学校じゃあだめずら」という人と「うーん、良くわからんな」という人と「いやあ、おかげさまで本当に子どもにいい教育してもらってます」という人で事実認識

の違いがあるんですよね。ここまず埋めていく必要があるし、それから川島小学校に何となくお金をかけすぎてんじゃないかと、このことも舟橋議員、私も触れましたけれど事実はどうだ、このお金の意味は町の財政の中でどうだと、これを共通認識にして議論をしていけば意見は異なるかもしれんけど、話は深まるし結論もより練れたものになっていくんじゃないかと思います。この多くの町民が今この問題について出されている疑問や要望にできるだけ町長、総合教育会議、教育委員会はできるだけ答えて、多くの町民が納得できる根拠のもった結論を出すためにはこういう事実認識をすることと同時に、お互いがなぜそういうのかちゅうことを理解しよう合おうとすると、尊敬した上で理解し合おうとそういう姿勢での検討が必要だと思うんです。この過程を手間隙かけてやっていくことが必要だと私は思います。今川島小学校の廃止の方針を出すことはあまりにデメリットが大きい、その必要はないと感じております。3年前に存続の検討を依頼したときに、学校の子どもが増えれば残すというような言葉にならないけども、そういう町長の方針もあったかもしれませんが、増えなくても残す必要があるんじゃないかという検討を、これからしていく必要があると思うんですよね。実際にほかの学校がどんどん減ってる中で維持したわけですから、少し増えたわけですから。ここしばらくはこの程度の学校規模でいける見通しも持てる面があるわけですから。この程度の学校でも残す価値があるんじゃないかという検討をしていく必要があるんじゃないかと思います。そういう大きく意見が違っている問題をできるだけ多くの町民がその検討過程が共有できて、そして納得が広がっていくようにですねこれは質問と提案なんですけども総合教育会議で公開している部分、これはこの一般質問と同じようにユーチューブで見れるように公開して情報提供したらどうでしょうか。そういうことをその提案しますけれどもいかがでしょうか。

○町 長

はい。過日の総合教育会議の場でもですね、私の方から反省の弁とあと現在のそれぞれの職務権限含めた形での話もさせていただいたことを、ちょっとあえてまたお話しさせていただきます。総合教育会議はおっしゃるとおり民意を反映した教育行政の推進を目的に、教育委員会と私が互いに意思疎通を図り教育の課題やあるべき姿を共有、一致させるための議論の場であります。表明の仕方は本当に唐突過ぎたとか本当に反省すること仕切りでございますが、今回の私案もその一環として提言したものとしてご理解いただければと思います。ただし方針や支持あるいは教育委員会に実行を強い

るようなものではありません。課題や問題点も多く実現が厳しい内容が多いであろうと思いますが、今回をきっかけにして今後の教育に何が必要となるのかをみんなで考えるきっかけとなって、少しでもより良い教育環境の実現につながればと願うところでもあります。今回の私案の扱いについても4月に考えをお示しすることとなっております。現時点では詳細にわたる明言は控えさせていただきますけれども、今後さらに検討を進める必要があれば教育委員会ともまた相談しながら、いろいろな審議過程等も含めてですね、そういったことも話し合っていきたいなあと考えております。以上です。

○吉 澤 (1 番)

教育委員会はですねこの3年間は地元川島小学校の保護者や子どもや地域住民の声を、こう改めて聞くというような形のことは特にやってこられなかったとお聞きしました。町長の3年間の取り組みを見守るとのことかなと思います。ですがなおさらですねこれだけ大事な問題、もう教育環境も変わりコロナという社会になりそして少子化も進んでるうちゅう中で、この時点で考え直すわけですから改めて教育委員会あるいは総合教育会議としてもですね、当事者の声を聞いて専門家の声も聞いて、それを町民にできるだけ情報共有する形で可能な範囲です、お母さんお父さんが意見を発表するところ非公開してくれっちゃあそれしょうがないですけども、やっていくべきではないかと考えるわけです。そうしていくことが将来につながる議論になっていくと考えます。本当にこれだけ深刻な町長と教育会議の意見の対立がある中で、総合教育会議だけで話がまとまるのかなと思ひまして、私なりに考えた提案をして見解聞ければ聞いて終わりにしたいと思ひます。学識経験者やですね町長、教育長以外の住民も入れた幅広い検討会を別につくって、そこでも検討していくあるいは希望する町民が参加できるワークショップをつくって検討していくと、もちろん総合教育会議の法律的な位置づけはありますし、そういう会議に諮問・答申を求めるんじゃあなくてそこで大いに検討議論をしてもらい、事実確認をしてもらいとそのことは町民だけじゃあなくて総合教育会議、首長も教育委員会も学びながらやっていくと、そういった中で総合教育会議の議論を深めていく方法もあるんじゃあないかなという思った次第です。見解を求めたかったのですが時間でもありますので、以上で私の質問を終わります。

○議長

ただ今より暫時休憩といたします。再開時間は、12時ちょうど、12時00分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始	11時44分
再開時間	12時00分

○議長

再開いたします。質問順位3番、議席番号3番、瀬戸純議員。

【質問順位3番 議席番号3番 瀬戸 純 議員】

○瀬戸(3番)

それでは通告に従いまして質問をしていきたいと思っております。はじめに新型コロナウイルスワクチン接種及び感染対策の拡充について質問をしていきます。65歳以上の高齢者、辰野町では7,406人を対象に辰野病院を会場にした集団接種を、平日の午後と土・日・祝日に対応で1日100人に接種を検討していると2月の時点で発表がありました。近隣市町村ではすでに65歳以上の高齢者のワクチン接種について接種場所や会場までの移動についてなどアンケート調査が行われていると新聞報道も同じ時期にされました。そんな中報道がされる以前から不安の声もありましたが、辰野町とはいったいどうなっているのか、情報があまりなくて疾患のある方が多い高齢者は特に心配、不安に思っています。「副反応が心配だからかかりつけ医に接種してほしい」、「車がないが辰野病院まで行かなくてはいけないのか、どうやって行けばいいのか」、「接種場所を増やして歩いていける場所でしてほしいな」などの声を私も数多く聞いてきております。そこで質問です。接種場所などの変更が以前の発表からあるのか、そしてかかりつけ医での接種、そして高齢者施設など公民館などでの接種ができるようになったのか、そして外出困難な在宅介護をされている高齢者、自宅から出られません。接種希望した場合往診による接種は可能なのか、車のない高齢者、辰野病院までの移動手段はどうするのか、そして一番、予約方法はどのようなふうにするのか、その点についてお聞かせください。

○町長

はい。詳細な細かな部分についてはまた担当課長の方からご説明申し上げますが、私の方からは概略的なお話をまずさせていただきます。すでに国が示す接種順位に基づきワクチン接種が始まっております。その順位は最初に医療従事者、次いで65歳

以上の高齢者、以降は高齢者以外の基礎疾患のある方、高齢者施設等の従事者そしてそれ以外の方の順となっております。国からの明確なスケジュールが示されない中ではありますが、ワクチンが届き次第速やかに接種できるよう、辰野町でも先月2月1日にワクチン接種対策室を設置しまして、接種のために必要な体制整備と計画の策定を行っております。一時新聞紙上に辰野町では接種開始時期が遅れるとの記事が掲載されましたが、これは報道機関の誤りであり翌日に訂正がなされたところであります。町の計画では国の指針に基づき、まずは65歳以上の高齢者を対象に、町内医師会の先生方にもご協力をいただき辰野病院を会場とする集団接種を行いたいと考えております。河野太郎大臣からは4月26日の週から、すべての市町村にいきわたる数量のワクチンを配送したいとの発言がありましたが、当面は確保できるワクチンの量に限りがあることが予想されるため、辰野町へのワクチンの分配量や一人が3週間あけて2回接種できる体制を見極めながら、接種開始日を検討していきたいと考えています。現在65歳以上の方を対象にワクチン接種券、クーポン券これと予診票を作成しております。今後国が示すスケジュールに沿って順次お送りする予定であります。ワクチン接種は無料ですが接種を希望される方は、この接種券がお手元に届いた後に予約をしてから接種を受けていただきます。予約の方法としては3つ予定しておりますが、まず無料通信アプリのLINE、あとWebです。ホームページでのWeb、あと3つ目が電話この3つによります予約を予定しております。ワクチンの供給時期や供給量など国から出されるスケジュールが日々変わるため、住民の皆様には接種の開始時期や予約方法についてのご案内ができない状態が続いておりますが、今後も安心してスムーズなワクチン接種ができるよう体制整備に努めてまいります。

○保健福祉課長

それでは瀬戸議員の質問にお答えをいたします。まずかかりつけ医での関係でございますけれども、今回辰野町での接種体制につきましては町内医師会の先生方とも検討した結果、重い副反応にも緊急対応が可能な辰野病院において集団接種の方法から始めることが良いだろうということで決めました。町内医師会の先生方には自分の医院ではなく当番制で辰野病院に出向いて集団接種をしていただくこととなりますので、当面は辰野町にお住まいの方は辰野病院一箇所で接種を受けていただくこととなります。続きまして在宅介護者や寝たきりの高齢者についてでございますけれども、在宅介護をされている高齢者や寝たきりなど家から出ることが困難な高齢者につき

ましては、往診時に接種していただくことも考えられますけれども、現在想定されているワクチンには特性もありまた接種後の副反応の対応等に課題があるため、往診時の接種については現状では見合わせざるを得ない状況でございます。今一番心配していることは、ワクチン接種による重篤な副反応が起こった場合の緊急対応です。今後ワクチン接種が進みワクチンの安全性や副反応への対処が確立されてくれば、かかりつけ医の先生による個別接種等もお願いできるのではないかと考えております。続きまして高齢者へ入所されている方についてですけれども、高齢者施設の入所者へのワクチン接種につきましては、辰野町が実施主体となって行ってまいりますけれども、この場合には接種していただくには接種医、先生がワクチン接種をするという契約を結んでいただいた医療機関に所属していることが条件となってまいります。特別養護老人ホームの例をとってみますと、接種会場は一つに町が設ける会場辰野病院が想定されます。二つ目にワクチン接種をするという契約を結んでいただいた医療機関、それから施設内での接種ということになります。施設内で接種をする場合には先ほど申し上げましたように、嘱託医等の先生がワクチン接種をするという契約をした医療機関に属していることが条件になってまいりますので、この三つのうちどこかを選択することになってまいります。また認知症グループホーム等につきましては、医療機関受診可能な方については自身で接種施設を選択していただく方法と、あとは施設内で接種をすることになりますけれども、いずれにいたしましても介護施設等に入所している方については、集団接種会場に来ていただくことは現実的には困難でありますので、その施設の嘱託医等にワクチン接種をしてもらうのが適切であると考えております。今後医師会の先生方にはこのことについて説明を申し上げて、ご協力いただけるようお願いしていきたいと考えております。また施設入所者や家族に今後接種希望等の有無を確認する予定でございます。一人暮らし高齢者だけの世帯の方への説明等につきましては、民生委員さんですとか介護サービスを使っている方については、ケアマネージャー等にも声をかけていただくようお願いをしているところでございます。以上です。

○まちづくり政策課長

続きまして会場までの移動手段の確保につきましては、公共交通担当のまちづくり政策課で検討してまいりましたのでお答えしてまいります。65歳以上の高齢者に対するワクチン接種にあたり、運転免許を持たない方、また家族や知人からの移動支援が

受けにくい方、自家用車の運転に不安のある方などを対象に安全・安心にワクチン接種ができる環境を整えるため、移動手段の確保を図ってまいります。地域を循環させるバスによる移送とタクシーによる移動との2案を検討しましたが、バスによる移送には多くの課題があるためタクシーによる移送としました、してまいります。また事前予約の仕組みを加えまして、同じ時間帯の接種者が乗り合う方式の運行スタイルで対応することとなります。接種者は希望するワクチン接種の予約日に合わせて、タクシー事業者に電話予約をしてもらう必要がありますけれども、ドア・ツー・ドア（戸口から戸口）で通常のタクシーと同様に乗車することができます。接種日の数日前までの予約が前提条件になりますけれども、効率的なルート設定により配車を配置し接種者の移動時間の負担をできるだけ軽減できるようにしたいと思います。また万が一の体調の変化に対しましても、迅速に対応できる形態でもあります。平日は小型タクシー数台で対応し、休日などにつきましては大きなタクシー、ジャンボタクシーも導入しながら移送することも含め検討してまいります。詳細につきましては運行事業者との協議を経て、今後ワクチン接種者に送付する通知に添えてご案内をしてまいりたいと考えております。以上です。

○瀬 戸 (3 番)

はい。表には本当に出ていない部分を今お話いただきました。ありがとうございます。ですが皆さんも報道でご存知だと思います。箕輪町はもう2月の10日の時点で今言われたことをね、ある程度まとめて65歳以上の箕輪町民の皆さんにね意向調査を出しているんです。その発送・回収・集約っていうのは本当に大変な作業だと思います。仕事だと思いますが、やはりとても手間がかかることだと思いますが、高齢者対象は65歳以上の高齢者なんですよね。本当に町民の側にたって高齢者に優しい意向を聞く、まずは聞く「こういう計画がある中皆さんどうしますか」という意向を聞く、そういうやはり町民の側にたった接種の準備っていうのは本当に素晴らしいなと思っているんですけども、辰野町これから始めるということだと思いますが、クーポン券、予診票を作成して郵送するという形だと思いますが、その中でも今いろんなことが接種を受ける65歳以上の町民の皆さんにお願いしなければならないことがたくさんあるということがわかりました。特に電話予約、LINE、そしてWebを使った予約、これ65歳の皆さん使える方もいらっしゃると思いますが、これ電話以外がどれだけこう皆さん使っていただけるのか、紙ベースはないのかということをお

と以前お聞きしたら、紙ベースの予約は行いませんということだったので、今町長が最初にお断りいただいたとおりでと思うんですが、これはちょっと高齢者に対してあまりにも優しくない対応だと私は考えています。もう一つ移動手段ですが、これもバスではなくタクシーによる集団、乗り合わせての移動ということ本当に考えていらっしゃると思うんですけれども、これをやはり予約するのもその接種を受ける方、この日に受けたいなあ、うちのほうに電話をしたけどそのルートではちょっといけませんと言われたときに、さてどうするんですかっていうところも、私は本当にお聞きしたいなと思うんですが、ちょっと時間がないのでそこまでは質問しないんですが、やはりこの箕輪方式っていうんですかこう呼んではいけないと思うんですけれども、箕輪は本当に接種をしたいかしたくないか、希望するかしないかから始まって移動手段、箕輪町はね 10 箇所以上の接種場所があります。そういうところのどこになら行けるかとか、どんな手段でその病院や接種場所まで行くかとか、もしその日がだめでもほかの日に変更してもいいかとか、本当に項目をたくさんある中の接種の意向調査をします。ぜひともねこれまったく同じにしろとは私も言いませんが、町、町民の本当 65 歳以上の方の立場に立ったこの意向調査、ぜひ辰野町でもやっていただきたいと私は要望したいと思いますが、その点についての町の考えをお聞かせください。

○保健福祉課長

新聞報道等それから私たち担当者の間でも、上伊那全体で共通認識をもとうということで、いろいろ情報交換をしておりますけれども、やはり予約方法それから個別接種・集団接種の方法、医療機関の数等によって市町村いろいろ事情がございます。辰野町の場合は接種会場 1 箇所ということで、交通手段を準備してきていただくということ、それから事前に予約接種するかしないかの意向調査を必要とは思いますが、早い段階では住民の皆さんは何をもって接種をするかしないか、その判断材料が乏しいということでした。それから一人の方が 2 回を接種することが前提になってまいりますので、あまり前半の方にきっちり人数をつめていって、最初に 1 回目を接種した人が 2 回目に接種を受けようと思ったときにワクチンがないということでは、これワクチンの用法とは異なってしまいますのでその辺予約方法を柔軟に考えたいということで検討してまいりました。ここで予約方法につきましては先の臨時議会で補正予算お認めいただきまして、業者選定がまもなくできますので LINE 等の使い方についても、そのイメージをもってお知らせをしたいと考えておりま

す。LINE 等につきましては高齢の方に馴染みがないかとも思われますけれども、このコロナ禍において家族とのやり取りに LINE 入れた方も多いようですし、またご本人が使えないようでしたら家族の方に代わって予約をしていただけるよう、なるべく電話での予約が殺到して混乱が起きないように方法を考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○瀬戸 (3 番)

はい。電話での混乱を避けたい、いったい何台設置するのか本当に私はそことても疑問です。先ほど先にちょっと答弁もいただいたんですけども、高齢者の皆さんが対象なので民生委員やケアマネージャーさんたちのね、力を借りてやっていくという話がありました。ちょっと 3 つ目の質問が私そこにくるのかなあと思うんですけども、やはり一人暮らしの高齢者の方や、高齢者だけの世帯という家庭も世帯もあると思います。接種の説明から予約をするところまで、本当にその通知がきたとしても本当にわからない方が結構大勢いるのではないかと私今から考えます。そんなときにこうどうでしょうか、先ほども民生委員やケアマネージャーさんの力も借りるとは言ったんですけども、その部分についてどこまでこう手伝ってもらえるように、どんな方をお願いをしていくのかももう少しその点についてお聞かせいただければと思います。

○保健福祉課長

はい。民生委員さんですとかケアマネージャーさんをお願いするといっても、ご本人の意思の接種の意思の確認までは当然できませんし、そこまで求めるものではございません。もしそういう情報があれば私どもの方に連絡いただいて、私たち職員のほうからその該当者のところに説明等をしたいと考えております。

○瀬戸 (3 番)

すいません。やはり町こちらに連絡があつてからの対応というのが、どうも辰野町の今回のコロナのこのやり方かなと思うんですけど、ぜひね民生委員さんの力を借りてください。本当に一人暮らしの高齢者の方、高齢者だけの世帯の方のお宅にはぜひね訪問していただいて、一緒にねその何ていうんですか予約なり、どういうふうにしたらいいのかっていうことも相談したりできるようにぜひお願いしてください。そして町の保健福祉課の職員の皆さんも、ぜひね町民の側に出向いてください。対象者は高齢者です。本当に自分たちで LINE を使えたりとか Web 使えたりする、すぐ内容がわかるというね方ばかりではありません。ぜひねその点も要望して次の質問に移りま

す。次は高齢者施設、訪問介護デイサービス事業所の職員への接種について質問します。高齢者施設等の範囲は入所、居住する特別養護老人ホームや老健、グループホームなどで訪問介護ホームヘルプサービスですね、通所介護、デイサービス事業者は含まれていません。訪問や通所介護がストップしてしまったら在宅介護ができない利用者さん事業所の職員の皆さんから、同じように接種をしてほしいとの要望をお聞きしています。その点について町の考えをお聞かせください。

○保健福祉課長

今回の予防接種の優先順位の中に高齢者施設等の従事者が記載されておりますが、国はこの従事者の中に訪問介護やデイサービスなどの在宅系サービスの従事者は含まない、対象外であるとの見解を出しております。今回のコロナワクチン接種につきましては、国主導の下で全国的に円滑な接種を実施することを目的に行われているものでありまして、辰野町でも国の見解に沿った対応をしていきたいと考えております。

○瀬戸(3番)

はい。その点が本当に今国会の方でもねその話、論点でこう話し合われていると思うんですけども、ぜひともねここ区別しないで、ぜひ高齢者関係そして福祉施設に関係する職員の皆さんには、ぜひとも優先的な接種をしていただけるように要望したいと思います。次なんですけれども接種に相談窓口についてなんですけれども、接種に対する不安とか副作用や接種方法の相談など、窓口は特別に設置をするのかどうかお聞かせください。

○保健福祉課長

報道等で全国の自治体の接種の訓練の様子ですとか、副反応のことが報じられておりまして不安を感じている住民の方も多いと思います。今回のコロナワクチンについての相談窓口は、国・県・町が役割を分担して対応することとなっております。ワクチンの総合的な問い合わせにつきましては、国、厚生労働省でございます。またワクチンの効果や副反応等専門的な問い合わせは県、予約や接種場所等の一般的な問い合わせは町へご相談いただくこととなっております。町ではまもなくコールセンターを開設する予定です。また県でも窓口開設の準備を進めているということでございます。準備が整い次第お知らせをいたしますが、それまでの間は町保健福祉課ワクチン接種対策室が対応してまいりますのでよろしく申し上げます。

○瀬戸(3番)

はい。本当に3箇所分担して本当に接種する方に優しくない相談窓口だなと思います。本当にできれば町1本、ここに電話して不安をぬぐってそして接種ができるっていう、そういう窓口をね設置していただきたいです。どうしてもこう役割分担とかってなって何箇所も電話しなきゃいけなくなっちゃうんですよね、今課長の答弁だとね。国の方からそういうふうに言ってくるからしょうがないんだと言われればそうかもしれませんが、ぜひ町の方に相談があったら対応できる範囲、副反応についても詳しく医学的にとはいわないとしても不安をね、少しでもはらうことができるような対応もできると思います。ぜひねうちでもし電話がきても、この電話では対応できませんみたいな対応しないように、ぜひ本当にやさしい対応でやっていただきたいと思います。4番目の感染対策の拡充については時間の関係で、ちょっと質問の方は省きたいと思いますが要望としてお話をさせていただきます。このワクチン接種をすれば100%大丈夫というわけではないと言われています。引き続きの感染予防を行っていくべきと私も考えます。町も考えていると思います。本当に今回のワクチン接種の委託費用っていうものは、単価はインフルエンザワクチンの予防接種費用よりも比較的安く抑えられています。本当に辰野町は辰野病院で接種をするんですが、協力してくれる民間のねお医者さんたちもいらっしゃると思います。そういう方たちにやはり接種費用が安く抑えられて収入も減る、そしてやはりまだまだ通常診療の抑制が続いている、減収が続いているという中で医療機関への国からの支援や、国の責任での医療介護従事者へのPCR検査など、本当に国がやってほしいことがたくさんあります。そのことをぜひ国へ発信していただきたいと要望して次の質問に移ります。次は生活困窮者への支援、貧困対策について質問します。全国的にもコロナ禍で生活に困窮する方たちが増えていると報告されています。そこで生活保護申請を厚生労働省もためらわずに申請を、ホームページでは申請は国民の権利と呼びかけています。しかし扶養照会が申請の壁になっていると、扶養照会の運用の見直しがたびたびされ、そしてまたこの国会でも見直しがされました。辰野町の相談窓口で申請をあきらめてしまうケースもあるとお聞きしています。そして何ととっても辰野町のホームページには生活保護の申請についてのページが見当たりません。私がお聞きできないだけかもしれませんが、生活保護申請は国民の権利です。そして最後のよりどころとなる安全網セーフティネットです。今までもこれからも扶養照会は義務ではないと考えます。そこで質問です。辰野町、辰野町は上伊那福祉事務所に事務を担ってもらっていると思います。

扶養照会状況をお聞かせください。

○保健福祉課長

はい。生活保護に関する相談につきましては、町の窓口でも受け付けておりますけれども、議員ご指摘のように申請や手続きは上伊那福祉事務所が行うことになっております。窓口に来られた方の相談につきましては、場合によっては伊那からこちらの窓口に来ていただいて直接相談していただいているケースもあります。福祉事務所に問い合わせたところ保護の決定のための調査に扶養義務者による扶養、これは仕送り等の援助ですけれどもこの可否の調査があるようですが、この調査はあくまでも福祉事務所の判断によって行われているもので、強制するものではないとの回答を得ております。以上です。

○瀬戸(3番)

ありがとうございます。本当に場所、場所というかねその市は独自に持っていると思いますので、そういう場所によってはすべてのことに関して問い合わせをするっていうところもあるようです。上伊那福祉事務所はそうではなく必要な場合という形になってるとは思うんですけれども、やはり生活保護は権利です。本当に保護ってついてしまうとね何か保護されているんだと思うかもしれませんが、本当に生活の保障ですね、本当にこれを受けた方、希望をもって前向きに生活ができるようになって、これからがんばって仕事も見つけていこうと思っている方もいるとお聞きしています。本当に町民の命と生活を守ることが町の役割だと思っています。まずは安心して申請ができるように権利として広報すること、そして国に対しても扶養照会は申請者が事前に承諾した場合に限定するなどの、最後のセーフティーネットを奪うことのないような取り組みをしていただきたいと要望します。そしてその中でインターネットでのホームページですね、役場のホームページまたリニューアルもあると思います。ぜひこの部分についてもアップをしていただきたいと要望しますが、その点についての考えをお聞かせください。

○保健福祉課長

はい。ホームページの整備ができてないというご指摘いただきましたので、その点についても検討して対応してまいりたいと思います。

○瀬戸(3番)

はい。ぜひ早急に立ち上げてください。次に低所得者の住まい、住宅について質問

します。今生活困窮者の質問をしてきておりますが、この住宅についても今とても高齢になった方の住まい、低所得者の住まいがとても問題になっています。元気でひとりで暮らしたり高齢者で暮らせる方は施設に入ることもできません。そんな中、町営住宅の老朽化で家賃の安い町営住宅が少なくなってきました。高齢者や高齢者なんてなくても生活に困窮している方、自家用車やオートバイなど移動手段を自分で持っていない方はとても住む場所に困窮しております。今町営住宅として泉水団地、そして南湯舟の県営住宅など金額的にも比較的low額な公営住宅もあるんですけども、やはり両方とも丘の上にあって高齢者になったら、そこから町まで買い物に出るっていうことにとっても大変だという声をお聞きしてます。町側は町営住宅建設ではなく民間のアパートを活用した住まいを提案していくと、ずっと答弁一般質問とかでも答弁していただけてきています。低所得者向けの町営住宅を町中ですね、この平らな宮木ですとか下辰野などの民間アパートを借り上げて整備を行うべきと私は要望したいです。そこで質問です。民間アパート借り上げで町営住宅とする考えがあるかお聞かせください。

○建設水道課長

公営住宅は公営住宅法に基づき国と地方公共団体が協力して、住宅に困窮する低所得者に対し低廉な家賃で供給されるもので、地方公共団体は公営住宅を建設または民間住宅を買い取り、借り上げをして管理を行うこととなっております。辰野町の管理しています公営住宅の状況でございますが、4団地85戸と地域優良住宅1団地18戸が現在入居できる戸数となっております。住宅施策として辰野町公営住宅等長寿命化計画と辰野町公共施設等総合管理計画により、現在の住宅の維持修繕と住宅の安全性を考慮して取り壊しを進めているのが現状でございます。民間アパートの借り上げでの整備について等につきましては、財政的な問題や建築使用部材の問題、耐震化等さまざまな課題が考えられますので、先進事例の調査等を進めていきたいと思っております。

○瀬戸(3番)

はい。ぜひ調査を進めていただいて逆に民間のアパートの方もね、空いてしまって大変という方もいらっしゃると思います。ぜひホームページにも載ってますね紹介もされてますが、ぜひとも民間のアパートを借り上げてでも町営住宅、低家賃で入れる町営住宅として使ってもらえるように要望したいと思っております。次にマイナンバーカードの普及促進について質問していきます。12月の議会での一般質問で「令和3年末全町民が

カード取得を目標に、あらゆる手段を使って普及に力を入れていく」と課長答弁がありました。一般質問を見た方から「マイナンバー制度の良いところばかりを広報しているように感じた」「カードの紛失や悪用されるのが心配だからカードは作らないんです」「進めるからには何かあったときには責任を町が取ってくれるんですか」などのご意見やご要望を私たくさん聞きました。実際すでに石川県などではなりすまし等の不正利用もされています。これからますます行政民間サービスの紐付けがされていく計画のマイナンバー制度、マイナンバーカード所持へ多くの町民の皆さんが不安を抱えています。「便利だから作りましょう」で作った後自己責任で片付けられては困ります。カード取得を推進するならば、町として町民の不安をどう解決して対応していくのか、その点について町側の考えをお聞かせください。

○住民税務課長

ただ今のご質問にお答えします。マイナンバーカードを紛失された場合、町のホームページにも記載してあります、マイナンバー総合フリーダイヤルに電話をしていただくこととなります。そこで利用を一時停止することができます。一時停止したカードは電子証明書をはじめとする、マイナンバーカードのすべての機能が停止されますので、カードを拾得した第三者がなりすまし等の不正利用を行うことは不可能とされており、仮に一時停止されていないマイナンバーカードであっても、電子証明書などカードの機能を使用するには暗証番号が必要となり、不正にデータを読み取ろうとすると IC チップが破壊されるよう設計されておりますので、不正利用はほぼ不可能と言われております。ただし暗証番号をカードと一緒に携帯することによって紛失された際には、なりすまし等の不正利用につながる可能性がありますので注意が必要となります。これは銀行のキャッシュカードでも同様でございます。このようにマイナンバーカードはセキュリティーが十分に施されておりますが、住民の皆様の理解度が低い点に関しましてはわれわれの周知がまだまだ不十分であると思われまます。その点は反省しつつ不安解消に向けて周知広報を強化しまして、安心してマイナンバーカードを取得、今後のご利用をいただけるよう対処してまいりたいと思っております。

○瀬戸(3番)

はい。今ね、答弁いただいたんですけれども、セキュリティーがしっかりしている、いやいやいやこの今石川県の例を話させていただいたんですけれども、これカードを作るところからなりすましで、カードを作られてしまったという世帯があったというこ

とがやはり報告されてます。これ国会でも言われておりました。本当にすべてに何でもそうです、100%っていうことはないと思います。けれどもやはりこう大丈夫なんだよというところが、今の課長答弁の中にもとても強く私感じられました。このカードの取得は任意であって義務や強制ではないはずで、絶対作らなければならないものではないと私は思います。国会でもそれは答弁もされております。そしてやはり一番心配するそのなりすましや一番多いのが詐欺だと言われました。そのカードを使っての詐欺、そういうことに危険があるんだよということがやはり何も広報されない。実は総務省や消費者庁では注意喚起ということでホームページにも載ってます。そしてやはり人口の多い東京都の北区とか東京都内とかでは、やはり自分の市町村の自治体のホームページに注意喚起等の掲載をしっかりとっているんですね。そういうことも合わせながら、もし進めるならやるべきだと私は考えますが町の考えをお聞かせください。

○住民税務課長

先ほども申しましたけれどそういった不安解消につきましては、今後周知強化してまいりたいと思っております。また今議員がおっしゃるとおり、マイナンバーカードは強制的に作らないといけないものではありません。その点につきましても説明を加えつつ、また同時にマイナンバーカードの申請を促すよう呼びかけてまいりたいと考えております。国は令和4年度末までに全国民に対して、カードを取得するっていう目標を立てております。マイナンバーカードは各種手続きにおけるマイナンバーの確認本人確認に利用されるだけではなくて、電子証明書を利用としたコンビニの証明書交付サービス、e-Taxによる確定申告など各種の利用が可能となっております。また今後につきましても保険証との一体化がスタートし、将来的には保険証を廃止することも検討されております。また3年後には運転免許証との一体化さらに在留カードの一体化、国家資格証のデジタル化等々も検討されております。今後ますます利用の幅が広がり、マイナンバーカードの所持を前提とした社会基盤の構築が検討されております。したがって強制ではございませんが、なるべく多くの皆様にカードの取得をしていただきたいと思いますと考えております。

○瀬戸(3番)

はい。先月28日からカードを取得していない国民の8,000万人に対して国の方から委託業者ですね申請書が送付されて来ています。多くの皆さんの手元にも届いてい

るのではないのでしょうか。今回国会では個人情報の保護法までも変えてマイナンバー制度を進めようとしています。この個人情報の保護、今までは分散管理をしてなるべく集約できないようにして、町は条例を作るなどして個人の情報の保護を行ってきたはずです。その流れをこの間の上位の法律の変更で少しずつやはり個人情報保護が変えられてきてる中、行政・民間すべてを紐付けをする便利かもしれませんが、けれどもとても危ない危険なやはり紐付けだと私は考えます。効率化以上に大切なものは本当に個人個人の情報それを守ること、それが行政に対して行政が本来あるべき姿だと私は考えます。その点について町長の所見ぜひお聞かせいただきたいと思います。

○住民税務課長

町長の答弁ということでございますが、ちょっと具体的な部分も含めて回答させていただきたいと思います。今議員おっしゃられましたマイナンバーにすべての情報が紐付けられるということをおっしゃっております。ただマイナンバーひとつをとって、すべての情報を一括して拾得するってことは不可能となっております。確かに国が進めている中ではあらゆる情報を紐付けようとしてはおりますけれども、マイナンバーカードをもってすべてが一括して情報を拾得するって仕組みではございません。そういった町民の皆様の不安につきましては、これから周知を強めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○瀬戸(3番)

もう、こっから先は国会の話になると思うので次の質問に移りたいと思います。次は高齢者への補聴器購入補助についてです。これ去年の3月議会で松澤議員のほうから質問がありました。やはりこの要望はとて大きくて各地で署名も進められているところもあります。そして自治体によっては議会から意見書があがったり、長野県の県議会では令和元年6月に意見書が、国に公的補助制度の創設を求める意見書があげられております。そしてこの間近隣市町村でも動きがありました。令和3年度予算に中川村そして伊那市が制度創設で補助事業が始まります。3月の議会の答弁の中で近隣市町村の動向を見守っていききたいという答弁を課長がされております。そして南箕輪村ではすでにもう今年度から始まっております。この補聴器購入補助、認知症予防、高齢者の社会参加、生きがいと生活支援を目的としてぜひ辰野町でも実施をしていただきたい要望いたします。その点について町の考えをお聞かせください。

○保健福祉課長

はい。議員ご指摘のとおり加齢による難聴者の補聴器購入に対する助成制度につきましては、全国的な要望であるということは承知しております。実際に聴覚に関する事業では新生児の聴覚検査については地方交付税が措置されたことによりまして、助成制度を導入市町村も増えて辰野町でも一部助成をするようにいたしました。また身体障がい者の補装具費の支給による購入についても財政措置がなされているところでありまして、町でもこのような財政措置がされてくれば町独自の制度も導入しやすくなると考えております。現段階ではもう少し国等の動向を見守っていきたいと考えているところでございます。

○瀬戸(3番)

はい。ぜひ勇気ある決断をしていただきたいと思います。時間もありますので次の質問に移りたいと思います。国民健康保険の傷病手当金及び傷病見舞金について質問します。国保加入者への新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金そして事業者、事業をしている国保加入者の方への傷病見舞金、この適用期間が延長されたと聞きました。いつまで延長されたのかお聞かせください。

○住民税務課長

先月2月19日付厚生労働省保険局国民健康保険課から発した通知によりますと、令和3年3月31日までであったものを令和3年6月30日まで期間を延長する旨の通知がございました。

○瀬戸(3番)

実はこの一般質問の通告を出したときに辰野町のホームページは、9月30日のままだったんです、実は。ちょっとこんな言い方をしてはいけませんが、このコロナに関するいろんな支援ですね、本当に新しい情報、新しい情報とこう変わっていくことがあると思います。今回はこう通告したときに課長と話したときに「あ、そうでしたね、すぐ直します」って言って、課長の方でもすぐ手配をして3月3日の日にこれホームページ変わっております。そしてこの傷病見舞金についてはまったくそのページがなかったんですね、それも3月3日の日に新しくページができております。これ本当に保険です、もう感染して仕事を休まなければならなくなったとき、そのときに使える保険ですよ。それをやはり国保加入者の方たちに提供するというものです。この国保の傷病手当金だけではなくて、ほかの情報もですねこう新しく変わった更新するたびにホームページも変えていっていただきたいと思います。割と見てます、見ていただ

いてます、本当にありがたいと思います。今はやはり高齢の方でもね高齢者の方でも65歳以上の方でも、携帯で辰野のホームページとか見たりとか、それとか子どもさんたちとお孫さんたちと一緒に見たりする方もいらっしゃると思います。ぜひねこの発信、町側からの発信は今回の9月30日も半年以上前になってしまうんですけど、そういう更新されることがないような状況がないよう、新しい情報に本当に変えていっていただきたいということもあったので、今回これ取り止めようと思ったんですが最後にその部分をぜひとも、今度リニューアルとは別でねこうちゃんとした更新がなされていくように、本当に以前からもずっともう何年も前のものがホームページに載っててぜんぜん変わってないという質問もありましたが、特にコロナ関係本当に町民の皆さん必要とされている部分もあると思います。ぜひとも新規に変更をしっかりとこう気をつけながら、やっていっていただきたいと要望して、私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長

ただ今より昼食のため暫時休憩と致します。再開時間は1時半、1時半ですので、時間までにお集まりください。

休憩開始 12時 48分

再開時間 13時 30分

○議長

再開いたします。質問順位4番、議席8番、池田睦雄議員。

【質問順位4番 議席8番 池田 睦雄 議員】

○池 田 (8番)

はい。本日の午後のトップバッターということで、通告に従い質問させていただきます。質問にあたりまして新型コロナウイルス感染症第3波の感染者数は8月の第2波の減少幅までで下げ止まり、4月の第1波にはほど遠い状況で変異種のウイルスによる第4波拡大が心配されてます。町民の努力もあり幸いにも町内では感染者の発生はここ1箇半月ありませんが、感染経路不明や自覚症状がないなど感染拡大要素は依然残っております。第1波、第2波、第3波の学習から自己防衛をするも、気を緩めることができない現状で戸惑いも限界に近づいています。国の早期医療体制整備を待ちつつもマスク着用や手洗い等コロナ対策を町民とともに徹底しながら、早く日常生活を取り戻していきたいものです。さて質問に入ります。辰野町第6次総合計画についてであ

ります。第五次総合計画が平成 23 年 10 年間で将来ビジョンが「一大居住拠点都市構
想 令和 2 年度住民基本台帳人口が 2 万 1,000 人の維持」でした。そして平成 28 年に
残り 5 年間を見据えた現実路線の見直しで後期基本計画が策定され、令和 2 年度総人
口 1 万 8,861 人を目標とされました。そこで質問させていただきます。平成 28 年か
ら 5 年間の第五次総合計画後期基本計画で将来像を「ひとも まちも 自然も輝く 光
と緑と ほたるの町 たつの」から第 6 次総合計画、これは 10 年ですけれどもの目指
す町の将来像を「一人ひとりの活躍が作り出す 住み続けたいまち」とされました。
そこで伺います。この背景と思いはいかがなものでしょうか。

○町 長

はい。平成 28 年度 2016 年度から令和 2 年度 2020 年度までを計画期間としました、
第五次総合計画後期基本計画の将来像は先ほど議員の方からもお話がございました
「ひとも まちも 自然も輝く 光と緑と ほたるの町 たつの」でありました。またま
ちづくりの合い言葉として「住み続けたい 帰りたい 住んでみたいまち たつの」を
掲げて将来像実現に取り組んでまいりました。この将来像は平成 3 年度からの第三次
総合計画から継承してきましたが、平成 27 年度の国勢調査において町の人口が 2 万
人を下回り、予想以上に進行する少子高齢化による人口減少に対応するため、平成 27
年度には第 1 期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、後期基本計画で
はこの創生総合戦略を重点プロジェクトである、人口減少対策プロジェクトとして取
り組みを強化してまいりました。そこでまちづくりの合い言葉を新たにつくり、人口
減少に歯止めをかけるとともに、地域の特性を生かした住みよい環境を確保して、町
民にとっていつまでも住み続けたい町として、また進学等で町外へ出ている若者たち
の帰りたい町として将来もあり続けるため、またさらには首都圏をはじめとする町外
の人たちにとってはいつか住んでみたい町、こういったものを創るための思いをこめ
たものでありました。さてこのたび策定する第 6 次総合計画では、町の将来像として
これまで同様に守り続けていく町の姿として「ひとも まちも 自然も輝く 光と緑と
ほたるの町」を継承していきます。これは平成 3 年 12 月 20 日に制定された町民憲章
の冒頭の部分でもあります。これに加えて以前から住んでいる方も新しく町に住み始
めた方も、さらには関係人口といわれるように町外にいても、辰野町の良さに目を向
けて関わり続けようとする人々の活動が、辰野町の特徴的な動きとして各方面から注
目を浴びるようになってきたと感じていることから、これからの 10 年後に目指すま

ちの将来像を「一人ひとりの活躍が作り出す 住み続けたいまち」といたしました。これまでの将来像が目指すべき町の姿を現しているのに対して、町民一人ひとりがまちづくりの主体となって問題意識によってつながりあい、協力し合って町や地域をより良くしていく共創、共に創るという意識に重点をおいてきたところであります。

○池田（8番）

はい。今のお話の中で10年を振り返って見ますと予想以上のもので人口減少が進んだと、こういう反省の元に後期基本計画で見直された。また新しい時代に向けてですね基本的な路線は継承しつつも、今後推し進めたいというお話を伺いました。10年ひと昔といわれ過去を振り返るということは比較的たやすいことだと私は考えております。ただ将来を予測予見するこれは非常に大変なことで、またエネルギーもいることだと考えております。ぜひ町民だけにというよりも私たち役場職員の英知を結集して、将来像を掲げ明るい未来を目指す希望と勇気が活力がわく総合計画を、実施実行していただきたいということを要望いたします。続きまして日本のど真ん中まちブランドづくりについて伺います。自治体はどうブランド化しそれを国内や世界に伝えるかは多くの自治体が抱える課題となっております。2018年10月NHKチョコちゃんに叱られるで日本の中心の中心として紹介され、辰野町は日本のど真ん中まちと改名宣言し、令和元年6月に日本のど真ん中ロゴが商標登録され辰野町が日本のど真ん中まちとしてブランド化されたと思います。今後の辰野町のブランドづくりの考え方と育成について伺います。

○まちづくり政策課長

はい。辰野町の特徴を生かしたブランドづくりには以前から取り組んでまいりました。これが町をPRするシティープロモーションの精神の中においては、そちらがブランドすることでですね町民も元気になりますし、町外からも人を呼び込むという相乗効果があるということで認識をしているところでございます。ど真ん中プロジェクト、今年ど真ん中未来会議2021というふうに形を変えて、2月からスタートしておりますのでそういった中から、ど真ん中ブランドに関わるプロジェクトが立ち上がるような形で動きもありますので、そういったところを中心にやって組み立てていきたいと思っておりますし、辰野町があらゆる施策が辰野町の特徴に合っていればですね、それも大きなブランド力になりますので、そういった認識の下で各施策を実施してまいりたいというふうに考えております。

○池 田 (8 番)

はい。ひとつ伺います。辰野町のど真ん中ロゴこれは商品登録されてますけれども、この日本のど真ん中まちっていうこの言葉ですけれども、これは商標登録こういったことにはされてますでしょうか。

○まちづくり政策課長

はい。そちらの方は商標登録は行っておりません。はい、以上です。

○池 田 (8 番)

はい。ここからは私の考えにちょっとなるんですけども、日本のど真ん中ロゴこれは Center of Japan という形で商標登録いただけてますけれども、デザインという形でみると意匠登録の方が良かったのではないかなあ、これはそれがだめということではなくて一つの考え方なんですけれども、デザインとして意匠登録という形とそしてこの日本のど真ん中まち、この言葉そのものは我々日本人、我々は理解できますけれども世界に向かって Center of Japan といったときに、ど真ん中という印象をもっといただけるものなのかなということちょっ疑問に思っております。私は日本のど真ん中 Center、これは表明しているところをご存知のとおり全国で 30 箇所あったり、県内でも 10 箇所あったりこういう状況です。そこで世界に向けて日本のど真ん中これをぜひブランド化する、こういう形でアピールをすると世界に向けてアピールをするってというのはどうかなということです。ど真ん中とは何だと、例えば体でいうど真ん中とは私は心臓だと思うんです、ハートだと思うんです。こういう日本のちょっと俗っぽく言いますと心臓的位置にある町ですと、こういうこれはいろんな形で考えていただければいいのですけれども、やはりど真ん中というインパクトのあるそして世界の人々が「ハートがある町って何」っていうような、こういう振り向きをぜひ与えていただけてですね、逆にこれは町民にとっては今住んでいる町民の心をまたは迎え入れる気持ちっていうのも、実はこの中に含まれるかなということも考えてですね、ぜひこういうハートだけには限りませんが、日本のど真ん中まちの言葉をぜひ英語表記を含めて、商標登録をしていただきたいてことを要望させていただきたいと思えます。次に伺います。辰野町の活性化のための森林活用と産業振興についてでございます。森林環境譲与税の現状と産業振興の進捗についてです。都道府県別森林率は高知県が 84%、岐阜県が 81%、長野県は 79%で全国 3 番目です。辰野町は 86%が森林です。長野県 77 市町村で 23 番目、23 町村で上松町等の木曾地区や山ノ内町な

どに次ぎ6番目にあります。辰野町の森林率は高くその活用は辰野町活性化の生命線と考えられます。国は市町村による森林整備に必要な財源として、令和6年1月から徴収される森林環境税の導入に合わせ、令和元年度から森林環境譲与税交付が各自治体へ始められました。そこで現在辰野町にはいくらの森林環境譲与税が交付され、どのように使われているか伺います。

○産業振興課長

はい。池田議員の森林環境譲与税に関しましての質問お答えいたします。まず当町に関しまして森林環境譲与税でございます。昨年の令和元年でございますけれども977万6,002円という数字のものがございまして、そちらについては使途といたしましては森林環境譲与税の基金の積み立てということでしております。今年度でございますけれども今年度につきましては、まず使途でございますけれども大きく3つ使っているわけでございます。ひとつは7月の豪雨災害、豪雨災のときでございますけれども、林道西部線におきまして大きく崩落箇所がございまして、その際付近の沢等が倒木等が大変大きく生じた部分がございまして、そちらの方の倒木の撤去等を委託しております。そちらが約980万円ほど使っております。また森林経営管理制度を今後ですね利用する中で、間伐等民有林の特に人工林でございますけれども間伐をする上ですね、今後所有者に対して意向調査等を進めていくわけでございますけれども、それに先立ちます基礎資料としまして林地台帳等を整備するわけでございますけれども、その林地台帳とあと固定資産税の登記簿等のデータを整理する委託をしております。そちらにつきまして869万円ということでございます。またただ今申し上げました森林経営管理制度のですね全体的な事業進める上でまず地区を決めていくわけでございますので、そちらにつきましては約233万1,000円ということで合計1,300万、約ですねございます。全体からしますと1,980万でございますので、残金については積み立てをする予定でございます。以上です。

○池田(8番)

はい。それでは今後の見込みっていいですか、交付金の見込みっていうのはどのようにお考えですか。ちょっと関連して伺います。

○産業振興課長

はい。今後でございますけれども令和2年、3年まで同一金額でございまして、先ほど申し上げました最終金額1,900万と申しましたけれども、3年度が2,080万円令和

4年度から2,690万円、令和6年度から3,300万ということで県より通達がきているところがございます。ただしですね途中ここでまた国勢調査によりまして3つのこの基準要素であります人口等がございますので、その人口減少の結果によっては若干の減額が生じるのではないかというふうに思っております。

○池田(8番)

はい。今後3,000万近いお金が交付されるということで、これの使い道、用途については今からしっかりと計画を立てていかなきゃいけないなというふうに思います。そこで森林環境譲与税の活用事業については事業区分がいろいろあるかと思えます。その辺2、3ちょっと紹介いただけませんかでしょうか。

○産業振興課長

はい。森林環境譲与税でございますけれども主なところで言いますと、多くはですね間伐事業でございます。特に人工林の民有林でありますところの手遅れ林等については、間伐事業等をする必要があるということでございます。また担い手の育成等そちらも今後は活用をしていきたいということでございます。そのほかにもですね災害等先ほど言いましたように災害等によって倒木がある、起きる箇所もあるわけがございますけれども、そちらの方保安林事業等で解決できない部分についてもそういう部分が使えていくという予定でございます。

○池田(8番)

はい。今担い手というお話、担い手を育成するためにも使えますよというお話です。そこで地域おこし協力隊の活用と採用についてという形で伺っていくわけですが、森林は植える、育てる、間伐・下草刈り含めてですね、あと切って使ってまた植えるところというサイクルを回していくわけですが、木材の林産物を生産することや山崩れなどを防ぐ国土の保全、洪水を防いだり水を蓄えて時間をかけて流水させる水源の涵養、二酸化炭素吸収・固定による地球温暖化の防止等の多面的機能の発揮に貢献していきます。森林整備の事業区分は先ほど伺いましたが、伐採、間伐作業と木材利用を外部委託業者に委ねるだけではなくて、これをやると採算に合わない事業は取り残され町の森林整備は持続できないと考えます。森林整備の計画立案から直接関わる人材の育成が必要ではないかこのように私は考えます。そこで辰野町の森林整備に興味があり担い手となる志のある、地域おこし協力隊を複数名採用していったらどうかというふうに考えております。今までの地域おこし協力隊の採用は「辰野

町の農業から観光までと幅広く町の魅力を発見し地域活性化のイベント企画運営から町と共創しませんか」と包括的採用要件であったと思います。この森林整備の協力隊採用は「町の森林の活性化と活用する担い手になってもらえませんか」というより具体的な内容で採用をしていったらどうかと。町は森林知識や実務教育など人材育成と山林境界を地権者と回ってもらい、協力を得るなど地元との関係構築を支援し、担い手不足対策に積極的に町が関わっていくと。また持続的な協力隊の活動とするために老朽化した行政施設ボイラーを、伐採した木材が使用できる薪ボイラーとかいうのがありますがなどに更新して利活用し、出た灰は肥料として町内で活用するカーボンゼロを目指せるのではないかと考えます。また廃材はチップ化し舗装用チップロードやチップセメントなどとして、町民に積極的に利活用してもらおう。若い担い手が森林整備に関わってもらえれば、担い手不足に悩む地元の住民にとっては心強いのではないのでしょうか。町の森林を知り尽くした若者が辰野町に誕生するわけです。森林整備の地域おこし協力隊の採用、これご検討いただけませんかでしょうか。

○産業振興課長

はい。森林に関わる担い手としてですね、地域おこし協力隊を活用できないかというご質問でございます。今回の、今答弁申し上げました森林環境譲与税の使い道の中には、担い手育成という部分が盛られているわけございまして、林業の担い手不足の解消と合わせてですね、ただ今話のあったような地域おこし協力隊をお迎えするという事は、移住人口の増にもつながるという目標もあるわけございまして。そういう中でですねそういう皆さんが定住の基盤となる仕事をつくり出す上でも、今議員からもご提案がありました地域とのつながりがもてる方、特に林地の境等の立会い等ですね、そういう部分もてる方という部分の育成も合わせてですね、辰野町にあった自伐型林業ですね、企業型林業ではなくて少人数でも行える林業っていう部分もですね、実践とするを基としましたミッションを持っていた地域おこし協力隊っていう部分については、今後はですね活用を見出す必要があるんじゃないかとそんなような時期に来ているんじゃないかと思えます。地域おこし協力隊、何名かという中で採用にあたってはですね、将来的にはその生かしてもらったスキルの中で林業を生業として、辰野に定住していただくという部分が目標でありますので、その内容についてもそれぞれまた考えていきたいというふうに考えております。

○池田（8番）

ぜひそこを進めていただきたいと思います。ただ採用は1名ではやっぱ無理だと思うんです。あまりにもエリアが広すぎます。やはり複数名で逆ってその複数名採用された方、協力隊のメンバーが協力しながら話し合いながら進めていく、こんな形を私はちょっとイメージしてますので、1名というよりもやっぱ複数名の採用で協力できるそういう採用体制をとっていただきたいと思います。ぜひそれを要望いたします。次に未来型里山構想についてです。すいません、これは私の思い付きです。一応断っておきますが、最近、大手自動車メーカーが富士山の裾野に先端技術の実証実験都市、未来都市の建設を2月23日から始めました。自動運転の電気自動車が人や物に乗せて街の中を走り、居住内ではロボットやAIが生活や健康を支援するなど未来のライフスタイルの実現を目指すものです。4年後の2025年に入居できるそうです。地元裾野市は実証都市の効果を市全域に波及させるため、独自の次世代型近未来都市構想を打ち出し、デジタル技術を活用したまちづくりを図るそうです。辰野町の未来はどうでしょうか。そこで未来型の里山これを私は考えました。10年間の第6次総合計画ができましたが、辰野町の未来型里山の構想的なものこういったものはございますでしょうか。伺います。

○産業振興課長

はい。辰野町の未来型里山構想というご質問であります。その前にですね私一番最初の議員ご質問の中の森林環境譲与税の具体的な数値という中でですね、西部線からむ倒木の撤去について980万と数字を申し上げましたけど、198万円でございまして訂正をお願いいたします。申し訳ございません。さて未来型里山というお話でございまして。議員今ひとつの未来型という中で裾野市で民間企業が展開いたします、未来型都市構想という部分と比較されてのご質問かと、ちょっとそこでまあなかなか規模が大きすぎてお答えする部分もひけるわけでございますけども、里山という部分についてはですね古くから人が生活する上でですね、山に頼る部分が大変大きい中で出入りをしてきた集落周辺の山の部分をさすわけでございます。そちらの方がですねこういう石油の燃料化時代が変わっていくとともにですね、そういう森林整備今まで山から燃料を得ていたものが使われなくなりつつある中で、段々人も山の中に入らなくなり手入れもされなくなってきたということで、大変手遅れな山が増えているわけでございます。そういう山を手入れする上で森林環境譲与税という部分が設定され、災害に結びつかないような形でということで整備されているわけでございます。実際

未来型里山っていうお話の中でですね、どういうものかっていう部分はまだ思い描くものがないわけですが、里山の整備といたしましては、今後それぞれの所有者の皆さんに意向調査をする中でご自身が手入れをするのか、また町に頼みたいのかという部分のご判断もあるわけでございますけども、いずれにしても辰野に町としてやってほしいという部分があったとすればですね、人工的に植えた木ですね植林をされた木等はある程度間伐をしてその下にある天然林、広葉樹ですね、そういう部分を管理育成するという部分が今後この森林経営管理制度の基に行う里山の整備かという、それは林業的な整備でございます。議員おっしゃられるような未来型里山ではどんなものがあるかという部分からしますと、町内みどりの少年団等が展開をされている中でその里山におけるですね、何ていうんでしょう児童生徒等が学習の場でもあるという部分も、今後は大きくこう目を向けていければなというふうに考えておりますことと、あとはですね都市の皆さんとの交流的な拠点としてのですね、利用の価値もあるし要請もあるんじゃないかというふうに考えております。議員が今質問の中にもお話があったようにですね、自然環境や国土の保全に留意をしながらですね、針葉樹、広葉樹等ですね、先ほど針葉樹から広葉樹ということを行いましたけど、これから混交林、交わる混じる山の林のことなんですけども、混交林の施業等を利用しながらですねそれぞれの目的に応じた多様な森林を整備するっていうことも、今後検討をしていかなければならないというように思っております。

○池田（8番）

はい。今お話いただきましたように森林環境譲与税を活用しながらということですが、私はもう少し先の考え方といいますか、高いところから今の世の中の流れっていうものを見たときにどうかっていうことも、構想として思い浮かべておく必要があるのではないかと、少なくともこれからデジタル化社会とかこういった形でどんどん時代が進んでいきます。10年先を見通す、なかなか難しいですがしかしこれから10年先にどんな社会ができていくのか、我々辰野町の周りでどういうふうになっていくのか、こういったところを今から研究していただきたいと。今までの延長線ではないところからブレイクスルーした世界がもうすでにやってきています。こういったところを敏感に感じ山においては相手が木ですから、まあこれ自然のものではありますが、でも入る人間はやはりハイテク機器を持ってやはりその木の状況を、例えばです、簡単に把握できてこれがどういう活用ができるのか等ですね、そういういろいろなこの今の世の中

の流れに取り残されないように、または追いつきまたはそれ以上のことを今から考えてですね、やっていただきたいなというふうに思うわけです。少子高齢化等人口減少これは避けて通れないところですが、やはり将来に向けて希望のある里山の構想これは私は必要ではないかなと思いますので、ぜひ町としてもですね考え始めていただきたいということを要望いたしますがいかがでしょうか。

○産業振興課長

はい。今デジタル化といいますか未来型という言葉の中にどうしてもそういう言葉が入ろうかと思えますけれども、やはり逆にですね山の持つ木のですよねそういう部分も本当にこれからは必要になると思っております。そこから木から発せられるフィトンチッド等によるですね、こう精神的な安定的な部分を求めて都会から来る方もたくさんいらっしゃるかと思います。デジタル利用という部分もということですね、今後それがどういう形になるかというのは本当に検討する時期ではあるかと思えますけれども、そういう部分とですね、本来森林が持つこう私たち人間に与えてくれているそういう恵みといいますか、そういう部分もですね今のままだとやはりこう手も入らず廃れてってしまうものをですね、広く活用できるような施策等も今の未来型的な里山志向も検討しつつ、利用林の中で考えていきたいというように考えております。

○池田（8番）

話は飛んでしまいますけれども、森の中を歩くのに今は急斜面も歩くっていうことですが、シューズで飛んでいったらどうでしょうか。またはそういうその歩くんじゃないかと、そういう将来の機械またはそういったものでこう簡単に入っていけるとか、夢物語ですがけれどもやっぱそういったところも少しは考えて、逆にそういうその夢のあるですね町になっていったらいいかなあというふうに思っておりますので、ぜひいろんな未来型里山というキーワードで考え始めていただきたいという要望でございます。続きまして荒神山スポーツ公園について伺います。ランドデザインについてです。令和元年の12月議会で「老朽化が進む荒神山スポーツ公園施設で将来像を示すランドデザインはありますか」と伺いました。結果まだないという答弁をいただきました。またスポーツ施設と宿泊施設が一箇所に集約したスポーツ公園は、近隣にはなく辰野町の強みの一つであると。スポーツ活性化の場として育てたいというお話もいただきました。1年半を経過しその間に長寿命化策で体育館の耐震化、ほたるドームの人工芝張り替え、野球場バックネット付け替え等々、現状施設を生かし

た改修工事が行われました。荒神山スポーツ公園の将来像が見えない中で延命された老朽化施設を、作り直すことはしばらくはできないと思います。最小限のことをして最大のことを引き出す、これは非常に必要で付加価値をつけ活性化するなど、将来のスポーツ公園を考える上で荒神山スポーツ公園グランドデザインは必要だと私は思います。早急に検討を始めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○生涯学習課長

はい。それではお答えします。現在ですね荒神山スポーツ公園のグランドデザインという名称のものについてはございませんが、町民による懇談会ですとかまたアンケートの結果から、平成 24 年度に策定された荒神山スポーツ公園基本構想及び辰野町第五次総合計画、辰野町都市計画マスタープランにおける荒神山スポーツ公園の位置付けを見据え、平成 28 年度に策定された荒神山スポーツ公園基本計画が該当するものでございます。基本計画に基づき老朽化した野球場のバックネットの改修、またほたるドームの人口芝の張り替えや雨漏りの修繕、大型遊具の設置、たつの海周辺のゴムチップ舗装、昆虫館横の公衆用トイレ設置またウォーターパークの管理棟をリノベーションし、たつの未来館としてオープンした施設の再利用を行っております。また絶滅危惧種のミヤマシジミが生息する場所の調査及び整備についても、辰野いきものネットワークの皆さんの協力をいただきながら実施しているところでございます。よろしく申し上げます。

○池 田 (8 番)

はい。今そういう基本計画があってそれに則っているということですけども、私も基本計画は拝見しておりますけども、言葉でのイメージなかなかわからないんですよね。こういうことをやりたい、やっていくがしかし荒神山どんな形に変わっていくのか、またはどんな形にしていこうかというグランドデザインというのは究極いうと絵です。こんな形に変わるんですという漫画です。やはりこういったものはしっかり持っていないと逆に作らないと、今いまバーチャル的な今あるものを何とかしよう 何とかしようとすることによって、今体育館の改修これ次に体育館に手をつけるったら 20 年とかもっと先の話になりますと、ということはこの体育館を例えばもっといいものに変えようというアイデアは、もう 20 年先とかそういう形しかでなくなってしまう。私はこれを心配するわけです。要は今の我々が目指すべき荒神山のスポーツ公園 っていうのはこういうふうにしていく中において、今安心安全のために体

育館の耐震化をやらなきゃいけないと、これはわかります。がしかしどこまでのお金をかけて何年先までこれを維持させるか、その先には何があるのかここをしっかりと見定めた形で手をつける、こういう形をしていかないと新しいものの考え方が生まれてこない、逆に芽をつんでしまうことになると思います。今できているものはこれはこれでいいんです。今後今後荒神山のスポーツ公園については、例えば今のたつの海の周り全天候型のロードができて非常に賑わっています。なぜあれが賑わうか、昔はあそこは土のグラウンドでした。土の道でした。なぜ土が土を変えるだけでこんななるか基本は雨が降ったときのでこぼこと、要するに雨が降っても使えるこの二つです。道路の今のグリーン地かな、色じゃないんです。やはりそこに求められているニーズにマッチしてるから今の辰野町のロードが活性化されるわけです。私はこのようなことを感じてまして、これからもグラウンドデザインっていうのをもう1度今現状から鑑みて、ぜひ作っていただきたいのですけれども、そこに二つばかりアイデアっていいですかちょっと要望したいと思います。一つは荒神山スポーツ公園全体を高齢者がゆっくり安心して周回できるような遊歩道、荒神山全体をですねとか、親子が楽しめるサイクリングロードみたいなこんなものは検討いただけませんか。要望いたします。またウォーターパークの跡地これは償却はあと数年で終わると聞いております。跡地どうしましょうか。私は今のお話を聞いててそういうグラウンドデザインがなければ、たぶん手付かずになるかなというふうに思います。私は手付かずでもいいと思うんです。ただし今のままではなくて例えば更地にして駐車場にすると、駐車場ですと何かやりたいって時にすぐアクションが取れます。今駐車場そのものは体育館から陸上競技場同時にまたはマレットゴルフ同時に動かすとまったく足りません。こういったところで要は更地にしておいて次の活性化のための準備をしながら利用していくと、利用させるこういったところも僕は必要だと思いますので、ぜひグラウンドデザインの中にですね検討していただきたいなというふうに思います。これは要望です。続きまして町民のスポーツ振興の場となっているかということについて伺います。主な体育施設の利用状況は2020年度町勢要覧を見ますとテニスコートと武道館は利用が増加してます。がしかしその他の施設は減少傾向でございます。現状のスポーツ振興の振興策について教えていただきたいと思います。

○生涯学習課長

はい。施設の長寿命化対策やですね再利用による施設の改修によりまして、利用者

の利便性を図っている状況でございます。野球、サッカー、バレーなどの団体スポーツだけでなく、ウォーキング、ランニングまたマレットゴルフなどの個人でできる利用や、未来館アラパでのトレーニングなど早朝から夜間まで幅広い年代層の方に利用していただいております。議員ご指摘のように数字で出ていない荒神山を利用している利用する方の人数というものは、こちらでも把握していないわけなんですけど、かなりの方が荒神山を利用しておりますので、スポーツの振興の場とはなっていると思っております。

○池 田 (8 番)

そこで一つ検討いただきたいところは、これはどこの自治体もそうなんですけれども、土曜日、日曜日は体育施設は活性化いっぱいです。問題は平日のウィークデーにいかにも利用してもらおうか、ここにぜひアイデアを出してですね平日でも使ってもらえるような施設、これを辰野町ど真ん中の町から発信していただいけませんか。このユーザーは端的にはお年寄りです。月曜日から金曜日まで自分の時間を持って活動できるのはお年寄りだと思います。私も含めてですけども。ですのでそういった方をしっかりターゲットにおいて町の活性化、要するに施設を利用してもらおう、そうすると終日月曜日から日曜日まで毎日使ってもらえる、これはすばらしいことだなと逆にそういったところはなかなかありません。私はこのど真ん中の町からそういったアイデアをどんどん出して、日本のど真ん中の町だと言われるようなそんな活力のある町にしていきたい、またはしていただきたいということを要望したいと思います。時間ちょっと余りましたけれども、以上で終わりにいたします。ありがとうございました。

○議 長

進行いたします。質問順位 5 番、議席 7 番、樋口博美議員。

【質問順位 5 番 議席 7 番 樋口 博美 議員】

○樋 口 (7 番)

それでは通告に従いまして質問させていただきます。まず最初に新型コロナウイルス対策とワクチン接種へのアプローチについてという質問をさせていただきます。午前中の質問の中で重複がございます。1 番 3 番 4 番等については回答がございました。まず (2) 接種場所と当日の流れについて伺います。接種場所についてはですね町長の回答にもございましたとおり、辰野病院での集団接種それが基本になっているということでございます。介護福祉等での接種については今検討されている段階かなと思

いますけれども、辰野病院限られたスペースの中でどの程度の場所を利用してどのようにされるのか、とにかく町民にはですね何も情報がございません。そこらの辺の説明をお願いいたします。

○保健福祉課長

はい。では樋口議員のご質問にお答えします。まず当日の流れでございますけれども、当日はこれからお送りいたします予防接種券、クーポン券と予診票それから本人確認のできるものを持参していただいて、予約時間までに辰野病院にお越しいただくこととなります。接種会場ではまず受付をしていただき、次に予診票の確認、続いて医師による予診を行いまして接種を行います。その後は接種済証を発行いたしますので受け取っていただき、15分から30分の状態観察を行うこととしております。辰野病院のどこを使ってということでございますけれども、まず正面の出入り口から入っていただき内科の前で受付、予診票の確認を行い外科の診察室を使って予診、接種を行います。その後はレントゲン室の前で接種済証の交付を受けていただき、会計待合のホールで状態観察を行うということを想定しております。なおシュミレーションでございますので実際にデモ等行いまして、変更する場合がありますのでご了承くださいと思います。それから病院での体制でございますけれども、会場には誘導案内係をおいてご案内いたします。接種体制は医師2名の2診体制を組みまして、看護師や接種後の経過観察を含め15人くらいの体制を考えております。接種の体制ですけれども平日は100人、それから土曜・日曜・祝日は200人を予定しております。接種時間につきましては平日は14時から16時30分、休日は9時から11時30分と14時から16時30分の予定でございます。以上です。

○樋 口 (7番)

はい。2月の18日の区長会の資料、だいたいその内容に沿った答弁でございました。移動手段についてですね、やはりこうみんな何も情報がないんですよ、特に一人暮らしの高齢者の方とか交通弱者の皆さん、免許返納された皆さん、先ほどの午前中の質問の中でタクシーによる移送ということを検討しているという答えがございました。私がヒアリングした段階ではですね、バスによる移送ということを考えていらっしゃいました。それが本日の答弁でタクシーということに変わったということはですね、少し住民の側のいろんな要望に対して条件に対して考えてくれているなというふうに思います。しかしタクシーの移動にしてもですね、どのように考えているんでし

ようか。例えば4人乗りのタクシーに4人乗せるのか、例えば2人で乗ってくるのか、そのようなことまで詳しく検討されているのか、バスだから密になってタクシーだから密にならないってそういうことはないですよ。タクシーだってもっとバスよりも密になる状態ではないでしょうか。そこらの辺はどう考えてますでしょうか。

○まちづくり政策課長

保健福祉課の現在のワクチン接種の日程を確認しますと、平日100人なんです。午後2時から16時30分、その30分ずつ5回に分けて各20人ずつというような形での分散型で行っていく関係がありますので、まずワクチンの接種1日平日であれば100人、この規模で行いつつ移動手段の必要な人はその予約の後にですね今度タクシーの予約を入れていただくと、そうすると予約の時間に対して合うような形で配車がなされます。必要に応じて乗り合いでいきますけれども、何人乗りあうかはですねそのワクチン接種時間に合わせる形で到着していかなければなりませんので、それに合うようなストレスのないような形で複数でタクシーの配車計画がなされるということです。そういう中で一人で行かれる場合もあるし、近くであれば複数乗り合わせる場合もありますけれども、そのような形で対応してまいるように考えております。以上です。

○樋口(5番)

はい。ぜひですね弱者の皆さんにですね寄り添った形での検討をお願いします。次にですね近隣の市町村とのはどうなのかなということについて、実は先日箕輪町と南箕輪村さんの方にヒアリングしてまいりました。箕輪町さんと辰野町ではですねおよそ65歳以上の人数は7,300人、7,400人でほぼ同数近くです。南箕輪さんは3,900人でですね、予防接種についてアンケートをとってます、箕輪町さんは。それでですね1週間で88%の皆さんから回答をいただいています。これだけ皆さん関心があるんです。すでに78%の人が接種しますよ、したいですよというそういう意向調査までもう取ったるんですね。それでですね箕輪町さんは10の医療施設それから6の介護施設それから保健センターそれから伊那プリンスホテルこの会場での接種を予定しています。南箕輪村さんでは6の医療施設として6つの医療施設それから4つの介護施設これは検討中ということでした。こういうふうですね接種会場が主治医のところへ行けるようになってるんですね。それでその例えば介護施設の皆さんはどうしているんですかという質問に対してはですね、箕輪町さんでは接種の人数の取りまとめ、要

は意思表示も含めてですねこれはその各施設さんにお問い合わせをしますと、連携の中でやっぱこういう対応を箕輪町さんにとってる、結構手厚くにとってるんですね。移動手段についてもですね先ほど話をした「用意をしますからどうぞ」だけじゃなくて、来れない皆さんほとんどの皆さんは自分で車を運転して来るでも中には来れない人もいる、この皆さんに対しては個別対応でどういう手段で、例えば市内循環バス、タクシー券、移送サービス等を利用しながら来てくださいということを個別に対応している、もうそれが始まっているんですね。そういうですね住民は今知りたがっている、不安でしょうがないこういった部分に対して手厚く情報を提供していかなければいけないと思います。今の段階、箕輪町さんや南箕輪さんの取り組み、こういったものを検討して今後どう考えているのかお考えをお聞かせください。

○保健福祉課長

近隣市町村との比較でございますけれども、上伊那は比較的医療圏としてのまとまりがこれまでもございまして、例えば高齢者インフルエンザの接種についても統一的な取り扱いをしてきました。そんな経験もありまして何回か広域の担当者が集まりまして検討をしてまいりましたし、市町村同士の情報交換も十分に行ってまいりました。また県ではワクチンチームが発足しましたけれども、上伊那にも地方部がございまして市町村が抱える課題等の聞き取りの対応を行ってまいりました。これまでも医師会との調整をいろいろ図ってまいりましたけれども、やはり市町村ごとに医療機関の数や規模、医師の人数それから公立病院の有無などに違いがありまして、今回はどうしても圏域で統一した対応は難しいということになってまいります。事前アンケートにつきましても箕輪町さんは行ったということでありまして、上伊那郡内の状況はそれぞれの市町村の考え方によりましてバラバラでございまして。今回のコロナワクチンの接種につきましては実施主体である市町村、どの市町村でもそうですけれども安全かつスピーディーな実施に向けて全力で取り組んでいるところでございまして、国内での接種の前例がないワクチンであることや、副反応への対応これらそれから3密を避けるといったような感染防止上の策を講じながら、全住民に接種するという必要がありまして、多くの課題と調整が必要になってまいりますのでその点をご理解をいただきたいと思います。

○樋口（7番）

はい。いろいろ都合はあろうかと思えます。しかしですね一番町民不安になってお

ります、情報の早い情報の提供と対応をお願いして次の質問にいきたいと思います。第8期の介護保険事業・高齢者福祉計画について質問させていただきます。時間もありませんので答えについては簡潔にお願いをしたいと思います。1番から6番まで用意しましたが関連もあります。1番2番について、高齢者実態調査こういった調査をしながらですね、第8期の介護保険事業計画・高齢者福祉計画こういったものが示されております。今パブリックコメントにもかけられておりますけれども、この調査から見える現状ですねそれからその要望に応える施策について、どう考えているのかお聞かせください。

○保健福祉課長

はい。まず高齢者実態調査から見える現状につきましてはおたくさんあるわけがございますけれども、いくつか例を説明させていただきたいと思います。まず地域の会やグループ活動に参加していない人が約半数程度あったということ、それから介護予防に興味がある人あるいはきっかけがあれば取り組みたいという人が増えているということ、一方ではその取り組み方がわからないと答えた方も一定程度いるということです。それから地域包括支援センターの認知度がまだまだ低いということと、認知症予防あるいは認知症の介護の方法への関心が高いということです。総体的には一人暮らしあるいは夫婦二人暮らしの高齢者が増えている状況ではありますけれども、元気な高齢者それから要介護認定を受けている方、両方ともできる限り自宅に住み続けながら介護サービスを利用したい等の望んでいるということがわかりました。これらの施策につきまして第8期では新たな施策を講じるとともに、第7期計画で達成できなかった目標の実現、継続実施に向けても取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○樋口（7番）

7期ですね計画を策定するときもやはり調査をしてやってきましたよね。その調査アンケートの結果、雪かきとか通院補助とか外出移動、救急時の介護、ゴミ出し、買い物、それぞれ40%、30%と高い要望がございました。8期のアンケートもやはり外出移動だとかゴミ出しだとか買い物支援だとか、こういった同じようなやっぱり答えが出てきてるんです。7期の中でできなかったこと、これ8期の中でできますかそういうことなんです。その介護予防のですね総合事業の中でですね、7期の中には通所サービスのBが実際ありましたけれども、8期の中では斜線を引かれて書かれており

ません。それから訪問型サービスのDについてもそうです。移送前後のサービス通院や買い物の付き添い、またBについてはゴミ捨てとかこういった支援なんです。こういったものについて8期の中ではもうこれすら斜めに斜線が引かれている。7期の反省に基づいて8期が計画されているっていう姿が見えてこないんですが、そこらの辺についてご意見をお聞かせください。

○保健福祉課長

はい。第7期の際にですね何回かご質問もありましたけれども、介護保険制度の総合事業の中でサービスについては、途中で廃止してしまったものもありますし検討中とお答えしたものもございます。その改善策等について未だ具体的な対策が立ててないもんですから、第8期には載せてないような状況になっております。それから日常生活を続ける上での買い物ですとかゴミ出し、雪かきについては同しような結果になっておりますけれども、このことに関する困りごとのある人と同じ地域内で雪かきとかゴミ出しそれから通院等について手助けできるっていう方もお互いにいっしょやるわけですし、これらを地域の課題として包括支援センターの職員が主になって、地域に出かけてコーディネートするように心がけているところであります。そこがなかなかまだ住民の皆さんに意識改革が求めきれてないところがありますし、それを仕組みとして考える上でまだまだ解決しなければいけないところがありますので、できればこのようなところは人数が少なくてもいいですので、同じ地域の中でできるような仕組みづくりを考えていきたいと思っております。以上です。

○樋口(7番)

そうですね。皆さんが作ってくれた仕組みって、使う側の皆さんにとって使い勝手がいいか悪いかそういうことなんです。作ったからどうぞ使ってくださいって言われてもですね使い勝手が悪いものは非常に使えない、どうやって使ったらいいの、そういうことだと思うんですよ。そういったことを解決していくのが今課長の答弁にもあったように、地域包括支援センターいわゆる地域の中に入ってそういった地域住民の課題に向かって話をするっていうのが、生活支援コーディネーターの第2層ですよ、そんな姿ではないでしょうか。続いて地域包括ケアシステムの深化推進に向けて質問をさせていただきます。第7期の中にですね昨年一昨年でしたかね、副町長を中心にですね庁舎内、横の連絡会議をもつ計画があったかと思っております。その成果についてご質問をします。

○保健福祉課長

はい。まずはですね、副町長を中心としました市内の保健福祉医療連絡会というものを設けまして行ってまいりました。これは保健福祉課、国保医療係、辰野病院、社会福祉協議会等で行ったものであります。昨年度は地域包括支援センターの職員と課長補佐を中心としましたプロジェクトチームを組みまして、住民生活に関わるすべての事業の洗い出しを行ったところでありまして、これを受けまして令和2年の10月に課長補佐をメンバーとした、地域ケア市内連絡会を立ち上げてきております。今後はですね、この地域包括支援センターが全世代を対象として行えるものとなるように、それぞれの専門部会へ担当者の参加をお願いしていくところでありまして。今回高齢者の移動手段のことにつきまして、生活支援検討部会を立ち上げて検討してまいりましたけれども、そこには課長補佐、係長にも出席していただいて、今回は役場の担当部局からは、公共交通のことについての現状等を聞き取ったところでありましてけれども、市内それから各関係機関と連携をして進めてまいります。

○樋口（7番）

そうですね、それが地域包括ケアだと思うんですよ。地域包括ケアシステムそれから支援センターの質問をすると保健福祉課長が答えます。それは保健福祉課の中に生活支援センターがあるからですね。でも地域包括ケアシステムってこれがまちづくりであったとすれば、まち課長が移動手段について答えてもいいと思うんですよ。例えば子どもの移動については教育長が答えてもいいと思うんですよ。そういうことじゃないですか。地域包括支援地域包括ケアシステム地域包括支援センター、長くてちょっと言いづらいですけども、そういうまちづくりだとしたら今の状態で保健福祉課の中に地域包括支援センターがあるということが、全年齢型の地域包括を考えたときにそれでいいのかなということを私は疑問に感じました。例えば今コーディネーターの問題がありました。なぜ第2層のコーディネーターができなかったのか、そこらの辺の見解をお聞かせください。

○保健福祉課長

はい。第2層のコーディネーターにつきましては大体小学校の学区区域ごとに設けるのがいいのではないかと考えておりまして、実は社会福祉協議会の地区社協との関係もありまして、地区社協にも相談をしてきたところでありましてけれども、具体的には進んでいないのが現状であります。その理由としましては人材の確保が難しかった

ということと、あと包括支援センターで考えているのは、その地域の中で活躍していただけの方を考えておりました。人材の確保が難しかったということと、あとお願いできる方であってもまだ仕事があったりして、なかなかその専門的に携わっていただくことができないということで、まずは人材確保の問題でございます。

○樋 口 (7 番)

はい。地域包括ケアシステムの深化推進、やっぱこれは第2層のコーディネーターが重要だと思っております。この皆さんが地域に入ってという今お話をされましたけれども、辰野町にはですね各区の担当の職員がいますよね。この皆さん何をされるでしょうか。地域の例えば災害時困ったときだとかそういったときに相談にのるとかですね、考えてみるとこの皆さんが第2層のコーディネーターじゃあないんでしょうかってふうに私は1週間考えていて思ったんです。第2層のコーディネーターを新たにつくろうじゃあなくてももう作ってらっしゃるんですよね。各区の担当の職員を配置してますよね。この皆さんがこの間配置して1年間、区の中に入ってどんな話をされてどんな話を聞かれているのかな、そういうところがそれを実際行うことが地域包括ケア、地域支援センターの役割じゃないのかなと、ある意味もう役場の中では地域包括支援センターの第2層はできてる、そんなふうに私は感じました。これがまちづくりじゃないのかなと。ぜひ8期の中ではですね7期に達成できなかったいろいろな課題がございます、その中でですね地域包括ケアシステムの深化推進ということを大きな課題に挙げております。35%の7期の実績を8期の3年の終わりには3年後には50%の認知度にする、いやいや50%で認知度はいいのか、そこらの辺の検討も踏まえてですねぜひ深化推進にご努力をいただきたいと思います。最後にすべてのこういった事業、社会福祉協議会との連絡について連携についてお聞かせいただければと思います。

○保健福祉課長

はい。町と社会福祉協議会とは町全域を視野にともに地域福祉を推進する組織であって、重要なパートナーであると考えております。町では地域福祉の推進の理念や方針は明らかにしてサービス料等の確保を行ってまいりますので、社会福祉協議会にはその専門性と民間組織としての柔軟性や素行性を生かして、住民ニーズにたった活動と自主的な取り組みをお願いしていきたいと考えております。特に議員ご指摘のとおり地域に入って地域の住民の皆さんの支えある環境をつくるということが大切になってまいりますので、これらの人材の育成と社会福祉士などの資格を持つ職員、例え

ば地域福祉コーディネーター等の設置をお願いしていきたいと考えております。第2次地域福祉計画ですとか地域福祉活動計画を策定しておりますので、その中で町と社協の役割をそれぞれ明記しておりますので、その役割を担って福祉を推進してまいりたいと考えております。以上です。

○樋 口 (7 番)

ぜひですね両輪なんですよ、行政と社協さんの働きっていうのは。そこが仲が悪いということはないと思いますけれども、職員も派遣しておりますしぜひですね高齢者福祉のためにまた全年齢型の地域包括ケアシステムの推進のためにもですね、ぜひよく話し合ってください連携を取り合ってください進めたいと思います。続いて誰一人として取り残さない教育とはについてお聞きしたいと思います。午前中お二人ほど町長私案についての質問がございました。その中で教育総合会議とはどういうものかというようなご答弁もありました。もう1度改めてもう1度聞かせていただきたいと思います。教育総合会議というものはですねどういったことを議論する場なのか教育長お聞かせください。

○教育長

はい。議員質問にお答えをしたいと思います。これは平成27年の4月1日に施行されました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律」これによって新たに設けられたものでございます。これは義務付けられたといったほうがいいかと思えます。それぞれの執行機関同士が協議そして調整を行う場ということになります。総合教育会議については今までもこの本会議においても過去何回か答弁させていただきましたけれど、辰野町では小さな町ですので従来からも、町長と教育委員会と常に協議を行ってまいりました。十分に意思疎通を行ってきたと思っているわけです。何かことがあったり新たな課題が生じたときには、総合教育会議を開くまでもなく私町長のもとを訪れて相談をしてまいりました。ですけれど広く全国を見たときに、どうやらそうにはそういうふうにはならない自治体もあるような気がしております。さてこの総合教育会議ですけれど午前中も質問ございましたけれど、教育の中立性それから継続性、安定性を確保するためここが大きなテーマになっているわけですが、そして予算の編成だとかその執行あるいは条例案の提出等を通して、教育行政に大きな役割を担う町長とが教育の方針を協議をして方向性を見出すということになります。教育の関係の執行機関である教育委員会とがとも

に町の教育課題について協議をし、調整をし方向性を見出していくということになります。ここにつきましては私は前々から話をさせていただきましたけれど、法律でそれぞれ例えば職務権限がこうだとかあだとかいうようなことでスパッときるようなことはあまりそれ前面に出したくないと、小さな町ですので町長側と教育委員会とで協議をしていく中で一致点を見出していきたい、この思いは今でも変わりございません。以上です。

○樋 口 (7 番)

はい。1月ですね総合教育会議、傍聴させていただきました。テーマは川島小学校の統廃合問題が主な内容でございました。そのときに町長私案がまた出されたわけでございます。教育総合会議っていうのはですね、やはりこの議題主役は子どもたちでということよろしいでしょうか。

○教育長

はい。総合教育会議ですのでね町の教育行政全般について協議をするということになります。ですから保育園の関係だとか学校の関係となれば主役は子どもたちと、こういうことになってまいります。

○樋 口 (7 番)

○はい。統廃合の問題とですね学校の未来像はこれまったく別問題です。統廃合の問題はですね提言書の中であったとおり、それを3年間たって町長が存続するという結論を出したと私は理解しているんですけども、そこに統廃合の問題がくっついたものですから町中が混乱したというふうに私は理解しています。その総合教育会議ですけども平成29年9月15日の、すいませんこれ検討委員会でしたね。検討委員会平成29年9月25日の検討委員会の中でですね提言書が出されてくるわけなんですけれども、統廃合については地域住民との合意形成を丁寧に行うということが示されております。これについてですね平成29年ですよ、29年のこの会議にこういった形があって、でもあり方検討委員会はその前の2年間やってきて、この住民の合意形成それから5年もたってですね、3年4年もたってですね人も変われば考え方も変わってきます。子どもたちも変わってきます。この教育総合会議の中で川島小学校がですね29、30、令和元年、2年と計7回やっております。この7回の検討の中で川島小学校の議題が5回ほど出ております。あとの内容はですね施設の改修で予算がどれだけだとかそんなようなことで、教育の内容について議論されているような議題はあまり見当た

らなかったと私は思っていますが、この辺についてですね教育の内容についてはある程度教育委員会で検討されるから、教育総合会議はその教育委員会で出されたものをいいか悪いかを検討する、そういうような位置関係にあるということで理解してていいでしょうか。

○教育長

はい。教育行政のこの執行というのは教育委員会が責任を負っていくわけですが、なにぶんこれは大きな財政負担を伴います。特に今年ここ3年ほど前からですね、空調の関係だとかそれからここへきてギガスクールとかあるわけですが、ICTの整備の関係さらにはトイレの洋式化も含めて、この大きな財政支出を伴わなければならないという課題が3、4年5年くらい前にはまったく想定もしなかった課題がドーンと次から次にとこう出てきた、こうなりますとこれはもはや教育委員会だけではどうにもならないわけですね。そこで現実を学校などへ行って町長にも見ていただいて、そしてそのあとどうしていくのかってのを協議をしまして。実際にはそのエアコンだとかあるいはICTなんかも整理した段階で、学校を見学したあと総合教育会議開くということもやってまいりましたが、これからも教育委員会だけではどうにもならない問題って益々出てくるんだろうと思います。これからも丁寧に話をつめていかなきゃいけないんだろうと。

○樋口(7番)

わかりました。町長とですね教育長、去年の10月に町長が教育長を新たにまた任命をいたしました。頻りに話をしているという教育長の方からお話がありましたけれども、どうもそこらの辺の本当にしてるのかなと、ちょっとそういった疑問もございます。それはまたあとでお聞きすることとしてですね、その次のですね不登校の現状と解決に向けた取り組みこれについてお聞かせ願えればと思います。現状、不登校の子どもたちどのくらいおられるのか、これデリケートな問題ですので答えられる範囲で結構です。そのお子さんそれから親御さんに対してですね、どのようなケア、取り組みをされているのかお聞かせください。

○教育長

はい。議員の質問にお答えいたします。いま樋口議員言われるようにこれ非常にデリケートな問題を含んでおります。ですからきちっとした数字でこうだということはちょっと言えないということはお了承いただきたいと思いますけれども、町内の小中学

校における不登校児童生徒の数ということですが、小学校ではこの片手で数えられる十分数えられる程度なんだというふうに、認識していただければありがたいなと思いますし、中学校でも両手で数えられますよというふうに理解していただければと思います。ただこの不登校の問題っていうのは原因というのはさまざまございましてね、これというその原因がこうなんだということは、なかなかわからないという部分が多いわけでございます。ですから「原因がこうだからこういう解決策を」あるいは「こういう対策をすればいいんだ」というものがなかなか見いだせない。ですから学校現場でも大変こう苦労しているということになります。しかし議員言われるように一応不登校の児童生徒あるいはそのうしろにおります保護者の苦しみなど考えますと学校だとかあるいは周囲はできる対策をとっていかなければならない、それによって一人でも二人でもこの苦しみから解放され、させてやる必要があるんだろうと思います。ちょっと長くなりますけれど、不登校生を一人でも二人でもこう減らすために、まずその子をきちんと理解をしていくところから始めなければならぬように思います。表面的な現象だけではなくてさまざまな面から。ですから小学校においては学級担任っていうのは非常に大事でございますけれど、この学級担任一人に任せておく、一人で抱え込むというそんなことでは解決にはなりません。やっぱり多くの先生方が関わることによっていち早くその子の変化に気付いたり、担任が理解できなかったあるいは気付けなかった部分も周りの先生が気付いていただける、そんなこともあるんだろうし中には担任には話しづらいというこんな子どももいるかと思います。でもほかの先生ならば隣の先生ならば話せるというこんな場合もいるわけですので、複数の先生が関わっていくっていうのは大事だろうと思います。今日では不登校生含めたこの生徒指導においては小学校もそうですけれど組織で対応しておりますけれど、来年度からはさらにこれを一步踏み込んでいきたいというふうに考えております。一人ひとりの状況を学校としてしっかりまず把握をしていく、さまざまな要因に対してどう関わる方がいいのか、組織として対応していくことそしてその子に直接こう関わっていく先生は誰がいいのか担任がいいのか、あるいは担任じゃなくてほかの先生がいいのかというような、その子にあった支援体制を組めるように担任、あるいは学年係りだけではなくて、今日では授業に限定したほっとサポートだとか教育支援員の先生方おるわけですが、この先生方も含めて弾力的に対応を考えていきたいというふうに思っております。このことにつきましては町の校長会でも先日確認してござい

す。以上です。

○樋 口 (7 番)

本当にね、ここでひとつ聞きたいことがあります。その不登校の子どもたちどこへ行けばいいんですか。

○教育長

はい。これは原因によってさまざまですのでね、例えばこう私個人的に考えるのに友達関係でもしかしたら不登校になったというような場合には、場合によったらその集団からはずすだとか、学校を変えるってこともひとつの方法かもしれません。ただ不登校によっても友達関係じゃあないって場合については、それをやってみてもだめなんだろうなと思いますので、一番最初に言いましたけど原因がさまざまございますので、やっぱりその何がそうさせてるのかっていうのを見極めるってのが非常に大事だろうなと思います。ですがこの見極めが非常に難しくて実は小学校、中学校の間に不登校になった子どもたちが、5年先、10年先経って自分のその小学校時代中学校時代を振り返ったときに、かなりの子が「僕はあのときに何で学校へ行けなかったのかわからないという、わからなかった。でも今こうやっているよ」っていう子どもたちがこの町内にも結構いるんですね。それだけ非常に不登校の問題っていうのは難しくて学校を変える、変えて直る子もいればおりますけどそうではない、さまざまな原因があってその対策っていうのは非常に難しいだろうなと思っております。

○樋 口 (7 番)

その学校に行けない子どもたち、例えば中学、中学はですね中学の次に高校という進路が進学があるもんですから、一番やっぱり親御さんは心配してます。出席日数についてはどのように考えてらっしゃいますか。

○教育長

はい。出席日数は不登校というような状態で休みってなりますとこれ欠席にカウントされていきます。ですが今高校の方でもあまりそのね欠席の状況は細かく見ていきますので、この子がなぜこういう状況になったのかというところまで、ただ単に数字だけで高校は今判断をしております。はい。

○樋 口 (7 番)

はい。「不登校、引きこもりの親の会」っていうのがございます。これ代表は宮原さんが辰野町の宮原さんがやってらっしゃるんですけども、この会についてはご存

知ですよ。

○教育長

はい。私自身、参加したことはないですけども、会ができていてことは承知しております。はい。

○樋 口 (7 番)

この会でですねやはり一番子どもさんも苦しいんです。でも親御さんも苦しい。私も不登校という問題については15年前当事者ですので、この親御さんの気持ちがよくわかります。その相談できないんです、どこへも。そういった面ですねこの「引きこもりの親の会」今年になって箕輪中学でですね講演会をされたようです。箕輪中学の親御さんを対象にですね、辰野中学においては2年前に申し込んだところ実現しませんでした。これについてどう感想を聞かせてください。

○教育長

はい。ちょっとその感想といわれてもね、2年前申し込んだけど実現しなかった、なぜしなかったのかっていうのも、私自身もちょっとわからないので感想を答えられません。

○樋 口 (7 番)

それではですね、もうひとつ質問させていただきます。今箕輪町でですね校内フリースクールというF組というクラスを作って取り組みをしております。これについてはご存知でしょうか。

○教育長

はい。今教室の中に入りにくい子どもたちを集めて、ひとつ教室ってことはないんですけど学級ということもないんですけど、その子たちの学びを支援しようという取り組みをしているってことは承知しております。辰野中学にもねホットルームという名前の同じような教室というか部屋というか、それはありますけれども似たようなものだろうとふうに理解はしております。

○樋 口 (7 番)

はい。そうですね、辰野町にもあろうかと思えます。果たして同じかなということなんですけれども、箕輪町のフリースクールについてはですね親御さんの不安っていうのは高校進学や将来、このフリースクールについてはですね、出席の場所はクラスその場所でも自宅でもそれから図書館でもどこでもいいんです。すべて出席扱いです。

そこにいることについて。要するに家で勉強してても出席扱いなんです、そういう考え方です。現在始まったばかりですけども2名の方が在籍しておられるようです。それから自主学習、学級のそれからそれぞれの学級の授業をオンラインで視聴もできるようです。教室でも家でも町でも安心して過ごせる場所ならどこでもいい、すべて出席扱い。こういった取り組みがですねすぐお隣の町で始まっているようです。子どもたちの居場所がどこにあるか、それはやはりね教育委員会でやっぱそういったものを不登校についてですね教育総合会議でも一度も議論されてませんけれども、こういった問題をですね教育委員会でどのように捉えているのか、どの程度議論されているのかそこら辺をですねもう一度お答えいただきたいと思います。

○教育長

はい。今特にまだ今年度このコロナ禍の関係で子どもたちの学びについてさまざまな議論がされてきて、今議員言われるような取り組みच्छゅうのは随分始まってまいりました。辰野町でも来年度に向けて、例えば学校へ出て来れない学校へ来れない子どもたちの学びについて、どういう家庭学習についてそれが支援ができるか、あと ICT も使いながらできるのかっていうこと、それから学校には来れるんだけど教室には入れないって子どもたちについては、どういうこの学習の保障あるいはその授業を提供できるかってこと、これも ICT を含めた中で来年度は試行も考えているところでございます。いずれにしましても教育委員会がある町民会館の ICT 環境の方も来年度整備される予定になっておりますので、自宅で無理ならば町民会館に来てやるというようなそんな試行も今検討しているところでございます。これはまた新たな取り組みになりますのでまた町長と十分につめてまいりたいとふうに考えます。

○樋口 (7 番)

自宅で勉強しても出席扱いになるんです、箕輪町は。そういうところもですねやっぱり出てこなければだめって、ぜんぜん寄り添ってないですよ。だからいられるところにおいて、勉強をする環境を考えてあげるそれ大事じゃないですか。ぜひその親の会の皆さん本当に親御さん出席日数、これがですね本当に高校に受験に響くのかということなんです。私のうちでも私のうちは2日しか行かなかったので出席日数にもなっていないんですけども、それでも人生きちんと歩んでくれております。次の質問の中にですね人口減少を背景にした学校の姿ということを挙げてございます。その今現在ですね、先日町長がですねいきなり将来の姿、私案について出されました。これ

についてですね、実はもう3年前に町長が出しているんですよ。これをまったく知らなかったってわけじゃあないんです。またその教育あり方検討委員会の中でもですね、町長私案に沿うような検討もされておりますよね。諏訪市ですね「ゆめ創造ゆめスクールプラン」これ平成28年の9月27日のあり方検討委員会の中でも意見交換がされております。これについてですね、その後町長私案が出されました。教育委員会の中でいわゆる統廃合の問題ですよ学校の、これはどのように議論されてきてるでしょうか。

○教育長

はい。教育委員会の中でもさまざまな学びの提供については検討してきております。先ほどちょっと議員、誤解されているかなあと思った部分があるんですけど、来年度町民会館で行うそのICTの関係の整備っていうのは、こちらへ来ても学校で登校とかねそういう扱いをしていくということでございます。学びの場が学校でなくても町民会館であっても、あるいはパークセンターも可能ならばというふうに考えているんですけどもね、町内でもいくつかの公共施設を基にその学びの場っていうのは提供していこうというふうに考えております。それで話元に戻しますけれど、その諏訪の取り組みなどについても果たしてこの辰野町は公立の学校ですので、公立の学校としてどこまで可能なのかっていう部分においては検討している部分がございます。

○樋口（7番）

諏訪市ではですね、現在7つの小学校と4つの中学校がございます。これをですね3つの小中一環校にするという案ですよ。1つの学校はもう令和3年度からスタートするんです。これが2018年から検討されていて2027年までのプランの中で、これ実はですね日報さんの去年の9月の2じゅう何日でしたっけ新聞にございました。9月の26日ですね、こういうゆめプランゆめスクールプランですね。この中にですねこういう校舎一体型、施設分離型、こういったそれぞれの学校で編成をする、これは少子化の問題や地域の問題も考えて、こういった方向のプランを2018年からすでに考えて教育委員会の中で、それで教育総合会議の中で出してこのプランがスタートするんですね。3年前に町長の出た案というのは斬新的だったのかなという、ちょっといきなりすぎたのかなというふうに思ったんですけども、世の中当たり前前に検討されていることなんです。この考えがですねこの間の総合会議の中でもそうなんですけども、撤回しろとか何も検討してないで撤回しろとかいうそういう意見があります

けれども、せっかく出た意見で町中の中に賛否両論あるんですよ、賛否両論あるんだったらその意見を聞いてそれからやればどうです。川島小学校の統廃合はまた別問題です。将来の学校についてはこういうことなんです。こういう方向がいいという、やっぱり子育て世代の皆さんの意見を聞き、年寄りね私含めた高齢世帯じゃなくてですね、若い人たちがどういう学校がいいかっていうのを聞きながら、そういう話をしていくのが教育委員会じゃないんでしょうか、教育じゃあないんでしょうか。いろいろ書いてきたんですけどね、何言ってるか段々ちょっとあちこちとんでしまってますね、ちょっとまとまりませんが時間も限られてきます。最後にですね本当に誰一人として取り残さない教育について、町長それから教育長それぞれ一言ずつお話をいただきたいと思います。

○議長

町長、簡潔にお願いします。

○町長

はい。とにかく私の思いはですね、本当に学校に行けない子どもも最もなんですが、本当にその子どもを抱える家族の皆さんの苦しみですね、苦しみ悲しみそういった事例も多く見てきております。何とか救ってあげたいそのための制度なりやり方がないものかどうか、常にそれを問い続けてきたこの3年間でもありました。

○議長

教育長、一言お願いします。

○教育長

はい。一番最初にも申しました子どもたちさまざまな個性・特性持っておりますので、やはりここにどれだけ学校が先生方が寄り添えるかということだと思います。ここは一番先生たちにとっては厳しい部分だと思っております。以上です。

○議長

樋口議員、時間です。

○樋口(7番)

はい。最後になりました。ぜひですね今の子どもたち、今の親御さんの意見をよく聞いてください。3年間教育長ほとんど親御さんの意見は聞かれてないかと思います。ぜひそういったことを通じてですね、将来の辰野町の学校がどうあるべきかどうしたいのかということですね、進めていっていただきたいと思います。まったくまとま

りませんでしたけど、以上で質問を終わりにしたいと思います。

○議長

ただ今より、暫時休憩といたします。再開時間は3時25分、15時25分といたしますので、時間までにお集まりください。

休憩開始 15時10分

再開開始 15時25分

○議長

再開いたします。質問順位6番 議席5番 松澤千代子議員

【質問順位6番 議席番号5番 松澤 千代子 議員】

○松澤(5番)

それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。この1年はコロナのパンデミックに揺さぶられ、大人も子どもも限界を超える我慢の年でした。そして日本経済は歴史に残る景気の崩落に見舞われました。国内総生産が戦後最悪の落ち込みを記録したあと、対面での接触を減らし感染拡大を防ぐ新しい生活様式のもと、企業の回復度合いは業種によって差はありますが、女性や非正規の労働者といった弱い立場の人たちへのしわ寄せが、一段と厳しく強くなっているという状況はいうまでもありません。そしてその状況はいまだに続いているのです。製造業については5、6月頃までは2月から3月の注文が継続していて生産が続けられていた工場も、夏すぎからは発注のない状況が続き週の半分を休みにした工場もあります。材料のなくなってしまった5、6月頃から夏にかけて、仕事ができなかったところも秋すぎからは材料の調達ができ、少しずつ回復への兆しが見えてきた工場などさまざまです。そのような状況を全国的に見ても今回のコロナは平成20年のリーマン・ショックのときとは対照的なんですね。リーマン・ショックのときは男性労働者が多い製造業への影響が大きかったのに比べて、今回のコロナの打撃の多くはサービス業へきているので、女性やパートやアルバイトに大きなしわ寄せがきているのです。そこでそのしわ寄せが私たちの生活のどこに響いているのかというと学生なんです。子どもたちなんです。大きな夢を抱いて大学や専門学校に進学する子どもたち、次代を担う子どもたちの学ぶ意欲をサポートするのはもちろん親の愛です。親はち密な計算のもとに経済的な援助でサポートします。その経済的援助は母のパート収入も当然入っていることです。それがコロナ禍で思いもしない給与の減額となってしまった家庭があるんです。そこで考える

のは教育ローンなのですが、それは金融機関による審査が厳しいためすぐには用立てできません。今年度から2人の子どもたちが同時に大学入学のために都会へ出て行ったご夫妻とお話しましたが、国や県の奨学金制度などをあれこれ調べてみたが合致するものがなかったとのこと。まあさまざまな制約があるんです。また専門学校へ進んだ母一人でがんばっている家庭のその母とも話をしましたが、掛け持ちのアルバイトがなくなりローンを組みたいけれどできなかったとのこと。このような苦しい経済事情の家庭はこれだけではないはずです。特にこのコロナ禍で仕事量は降下線をたどる一方の今、しわ寄せを受けているパートなどの女性の職場ももちろんそこから助けてほしいんですが、もうひとつ末端の学びを求めている子どもたちにも目を向けてほしいのです。次代を担う人材を育成していきたいという町長の方針で、何とか急な困難に陥ったときの教育資金システムを構築するというのはいかがでしょうか。医師を目指す子どもたちへの奨学金制度は県にもあります。一般のものは本当にわずかです。市町村単位のものも本当にごくわずかです。塩尻市にはあるんですけどね。そこで辰野独自の教育資金制度を作っていただきたいのです。いかがでしょうか。

○町 長

それでは松澤議員のご質問にお答えさせていただきます。新型コロナウイルス感染症が収束しない中、ただ今議員が分析されましたように地方経済の活力は、以前のように戻ってはいないと判断しております。また働く業種にもよりますが需要が戻らないために雇用や収入が安定せず、その結果苦しい家計状況の家庭も増えてきているのが現状だと認識しております。また大学生をもつ多くのご家庭では、親の共働きにより学生の生活を支えているのではないかと思います。私も子育て時代には教育資金の捻出に大変苦勞をしたという記憶がございます。そういった家庭ではこの新型コロナの影響で親元を離れて都市圏等で暮らす学生への仕送りが、一層厳しくなっていることも想像には難くありません。一方で都会に出た多くの学生が親からの仕送りを補うためにアルバイトをしていたところ、新型コロナの影響でアルバイト先が店を閉め働けなくなっているという実態も報道されております。さて議員のご質問ではコロナ禍における学生を持つ家庭への経済支援を中心に述べられましたが、この場合目的を整理しながら効果的な施策を打っていく必要があると思います。大きく2つに分けて考えてみたいと思います。まず一つはコロナ禍における学生を持つ家庭の経済支援であります。もう一つは次の時代、次代を担う人材育成、ひいてはユーターンに結びつ

ける支援であります。まず一つ目の学生を持つ家庭への経済支援については、議員がご指摘のとおり自治体単位の支援策はあまりなく、財政上の優先順位としてすべての町民への総合的な支援を基本に考えていくこととしております。もう一つの2つ目のユーターンに関する施策の中では、在学中に借り入れた奨学金の返還に関する費用の一部補助などが近隣において行われていることから、実施自治体の状況などを調査する中で効果を見極め検討をしていきたいと考えております。いったん町を離れた若者たちが帰りたいと思う、ふるさとづくりを目指していくことは松澤議員の思いと同じであります。去年はアルバイト先の休業等厳しい状況の中で、帰省を自粛して県外でがんばっている学生を支援するために、辰野産のお米を送る事業を実施いたしました。今年も情勢によっては同様の支援を行うことも検討していきたいと考えております。この取り組みにより町とつながった学生には、地元への就職に役立つ情報等を引き続き提供することもできますので、ふるさと辰野町といつでもつながっていることを意識して、安心して暮らしていただく取り組みとしては効果があるのではないかと考えているところであります。以上です。

○松 澤 (5 番)

はい。本当に町長も苦しんだというふうにおっしゃっていただいたんですけれども、私が思い起こしてみるのに子どもの教育の最終段階、高校を卒業したその後の教育そこが経済的には一番苦しいときでした。正直な話工面に工面を重ねて本当に大変だったという思いがあります。子どもたちもちゃんとわかっておりましてね、アパート代・電気・水道それから食費など本当に子どもたち自身もアルバイトで補うつもりでいたんです。でもそれができなかった、思うようにならないそんな挫折感を学んだことだと思えます。それもね人生の勉強ですから無駄ではないと思えます。ただ学びの意欲それを中途であきらめなくてはならない状況に、陥ってしまうっていうのが一番かわいそうなことだなんていうふうに思うんです。親としても切ないことだと思うんです。町長がおっしゃってくださったように子どもたちが辰野に戻ってきて、辰野で就職して辰野のために生きてくれるなら、返済も半額とかゼロとかにしてやってくだされば、人口問題の先行投資として無駄にはならないって思うんですけれども即実施っていうのはだめでしょうか。

○まちづくり政策課長

はい。現時点におきましては町長答弁のとおり財政上の優先順位としてはですね、

大学確かに苦勞されている実態はわかりますけれども、やはりさまざまコロナ禍において1年を経過する中で見えてきた、1番厳しい業態の皆様へのですね支援策に絞ってまずは実施してまいりたいと思います。学資のローンの関係等ですねあるいは奨学金の返済そういったものについては、近隣の自治体の状況を早速調査させていただきながら、効果のある支援だと見極めればですね検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○松 澤 (5 番)

塩尻市の方のことも調べていただきながらいい方向に進んでいただきたいと思えます。またこのコロナ禍だけではなく純粋に町としての教育資金応援システムが構築できれば、進学サポートへの進展につながっていくと思いますので、私は町独自の教育資金応援システムの構築を提案いたします。ぜひここを考えていただきたいと思えます。次に進みたいと思えます。本日は川島小学校のことでたくさんの意見が出されております。川島小学校存廃問題とは別で現在進行形の授業、今の学校ということで考えていただきたいと思えますが、この4月からの中学校の新学習指導要領について伺います。この4月から中学の新1年生になる子どもたちにとっても、その親にとっても新生活への不安と同時にカリキュラムが変わるということに不安を抱いております。なんしろ昨年の1年間は何が何だかわからないうちに長期休業になったり、卒業式、入学式がいつもと違う何か変則的な卒業式、入学式であったり、6年生という小学校の締めくくりをあわただしく過ごさなければならなかったりと、落ち着けない年度でしたから本当に子どもたちは大変です。大きく変わるころは何か、どんなところに特徴があるのかお聞かせいただきたいと思えます。

○教育長

はい。議員の質問にお答えしたいと思います。この新しい学習指導要領は小学校は今年度2020年度から、中学は今言われるように来年度からということになります。ですからあと1箇月後、この4月から完全実施ということになります。これにつきましても今までこの議会で何回も答弁させていただきましたけれど、これからの社会ますますグローバル化が進む、それからスマホの普及、ビックデータや人工知能いわゆるAIですねの活用などによって、技術革新が急速に進んでいくことが予想されます。今までもこの10年前では考えられなかったような激しい変化が起こっているわけですが、今後もこれは起こり続けるだろうと、そこでこの進化した人工知能AIが今

後はさまざまな判断を行ったり、身近なものの働きがインターネット経由で最適化されたりする時代が到来をしてくると、社会や生活様式がこれからも大きく変わっていくことが予想されます。今回の学習指導要領の改訂はこのような社会の変化が激しく予測が困難な時代の中でも、これからの子どもたちには生き抜いていってもらわなければならないわけですから、変化を前向きにこれ受け止め、社会や人生を人間ならではの感性を働かせて、より豊かなものにしていくことができるために必要な資質あるいは能力を、身につけられるようにという願いを持っております。従来の学習指導要領ですね、従来といいますとこの3月までということになりますけれど、この学習指導要領は何がわかったかというねここに重点が置かれていましたけれど、新しい学習指導要領では知・徳・体にわたる生きる力を育むために何ができるようになるのか、何を学ぶのか、そしてどのように学ぶのかが大事にこうされてきます。主な大きく変わる点、中学について具体的に話をさせていただきますとちょっと長くなってしましますが、国語だけではなく多くの教科で友達との話し合いにより考えを深める活動、疑問や課題を筋道を立てて考えていき、結論まで導き出す過程を大事にした言語活動が重視されてまいります。中でも中学校で大きく変わるのは外国語教育、いわゆる英語でございます。小学校3、4年生の外国語活動それから5、6年生で教科としての外国語教育を受けて中学校では外国語でコミュニケーションができるようになることを目指して聞く、読む、話す、書く、の力を総合的に学んでいきます。ですから中学校3年間で学ぶ英単語の数が増えてまいります。プログラミング教育も新たに入っております。小学校で必修となるプログラミング教育を受けて、コンピューターに意図した処理を行わせるため論理的な思考力、いわゆるプログラミング的思考を学習してまいります。ただしプログラミング教育という教科ができるわけではなく、理科だとか音楽とかいうような各教科の中で筋道を立てて物事を進めるというプログラミング教育的な学びを行うということになります。理科やそれから数学では観察・実験などを通して科学的に探究する学習活動やデータを分析し課題を解決するための統計教育なども充実をしてまいります。そして新たに道徳教育が加わってまいります。従来の道徳は教科としての扱いではなかったわけですが、特別な教科、道徳として新設されてまいります。さまざまな課題に「自分ならどうするのか」と向き合い自分とは異なる意見を持つ友達ですね、友達と議論をするこういう道徳が展開されるようになってまいります。そんな中から道徳性を育てていくということになります。も

う一つ伝統や文化に関する教育、それからわが国や郷土が育んできた日本の伝統文化ってことも学んでいくようになります。今回の改訂は生徒よりもどちらかというと先生の方が大変な部分がございます。単に今までこう知識を伝達をするとね、こういうことからそうじゃないわけですので、知識を伝達してもだめだということになるわけですから、自分の授業スタイルを先生方は見直して、変えてかなければならない部分は変えていかなきゃならない、ここの部分は先生方にとって大変厳しい部分であろうと思います。辰野中学校でも昨年と今年の2年間かけて、先生方は自分の授業の見直しをこう図ったりして、必要な授業改善に取り組んでいきますけれどもなかなか厳しい部分もあるのではないかなっていうふうに思っております。ここに今度 ICT 機器が入ってまいります。そして ICT 機器が持っているその効果的な活用ってことを図りながら、新しい学習指導要領の下でスタートしていく、これが4月からということであって、来月からということ、中学の先生方も今がんばっているところでございます。

○松 澤 (5 番)

はい、ありがとうございました。友達とのコミュニケーションが取れるように言語活動そして英語でコミュニケーション、プログラミングたくさんを教えてくださいました。お母さんやお父さんたちも本当に先生の説明でわかって安心できるカリキュラムだとそういうふうに承っております。承りました。ありがとうございました。その英語でコミュニケーション、言語活動、友達と話し合い、そういうふうに言われると新しい生活様式はどんなのかなとかって思ってしまいますが、それも考えながら先生たちがやってくれることに期待をしたいと思います。また今年度には小学校に教科担任制をいち早く導入していただいて、その成果をあげているということは大変評価しております。どの学校にどういう形で配置しているのか、単級の規模の小さい学校に導入してのメリットとデメリットはどんなのか、特に小学生自身はどう受け止めているのか教科や時間数などもご説明していただければと思います。

○教育長

はい。まず来年度からその英語は中学の英語が大きく変わるというそんなこともありまして、小学校から英語って楽しいんだと英語使うことって面白いんだっていう、そんな願いもこめて1、2年生から英語遊びってことをね、町独自で今年度からスタートさせていただきました。さて町独自の小学校における教科担任制の今年度の実績ということでございますけれど、川島小学校以外の小学校では県から音楽の専科教員

が配置されておりますので、そしてさらに西小学校と東小学校ではさらに理科の専科の先生がやはり県から配置されております。ですから町内ではそれ以外の教科ということになるかと思えます。まず川島小学校ですけれど5、6年生で国語と家庭科をより専門の先生がお二人先生がおりますので、その中のどちらかのより専門の先生が主をやってもう一人の先生がそれを支援するという形の授業展開、それから体育と音楽は全校授業として、同じく川島小にいる先生方の中でよりその体育あるいは音楽の専門的な先生方を主として、他の先生が補助として授業に関わるというそんな授業をやっております。西小学校では6年生の国語と算数において、1年を通じて担任を入れ替えての教科担任制を実施しております。東小学校では6年生の国語と算数において、単元によってより専門の先生が担当した方がよいと思われるところを選び、担任を入れ替えた教科担任制を行っております。さらに5年生の算数については二クラスを3つに分けた少人数学習指導も行っております。南小と両小野小はこれ単級になっております。各学年1クラスしかありませんので、学年ではできないんですねそこで複数の学年ということになります。南小学校では6年生の社会、理科、家庭科それから英語、5年生の社会、理科、図工、家庭科、外国語、英語ですね、4年生の国語、算数、理科、図工、体育、英語ということで、4年生以上の学年で多くの授業を教科担任制にしております。ということはどういうことかと4、5、6ということで3人の先生がいることになりましてね。この3人の先生がそれぞれの教科で自分がもてる周りの先生がほかの先生よりもちょっと専門性があるというね、得意な先生が4年生以降の学年を全部もつというようなそんな形で多くの教科でやっているようになってまいります。両小野小学校ですけれど、高学年の図工は両小野小には美術の専門の先生がおりますこの先生が。から1、2、3年生の体育と4、5、6年生の体育はより専門の先生が主に授業を進めて、他の先生が補助として入った教科担任制を実施しておりますし、両小野小は両小野中学校とこう連携しておりますので、小学校の先生が体験入学ということで2週間ほど中学へ行くこのときに、中学の先生が国語、算数、理科、図工、体育等の授業を行っているということになっております。現在小学校にいる先生方が話し合って専門の教科だとかより得意な教科を受け持ち合いながらこう決めだしているわけですので、教育委員会としてこの教科をやりなさいというこの支持はできないんですね。それぞれ学校によってその先生方の構成が違いますし、この教科担任制においてはまさに町独自ですので、県からこう加配の先生が来ているということはある

りませんので、現在の職員構成の中で先生方の構成でできる教科をお互いこう出し合いながらやっているということになります。来年度ですけれど、今年の実践の成果だとか課題を確認し、さらに工夫して一歩進めていこうということをこれ確認してございます。西小学校だとか東小学校は学年2クラスございますので、6年生だけでも2人の先生がある2つの教科は最低できるわけですが、単級の学校では先ほど言ったように複数の学年で行うってというようなことをしております。これによるメリットとデメリットはこれ当然あるわけでございます。ただ今年度やってみてメリットの方が大変大きかったなあってそんな実感を持っております。教科をより専門的に指導ができるということで子どもにとってみましても、今までより授業が面白くなったという感想が多く聞かれております。先生にとっても自分のクラスの全教科をやらなければいけないという従来の指導と比べますと、全教科の教材研究をしなくてもすむ、一つの教科は他の先生に任すということができるといことがありますので、他の先生にお願いした教科については基本的に教材研究しなくてもすむわけですので、先生方の負担軽減これにも多少つながっていくのかなあということで先生方も実感をしているようです。それから案外小学校でやっけがちなのは、一人の先生がやっけますとね1時間目例えば国語やっけそれが授業終わったんだけど、まだ授業の内容が終わらなかつたので2時間目までやっけやっけという、こういうずっといっけしてしまうという小学校往々にしてあるんですけど、教科担任制になりますとそれができない、1時間は1時間、45分でピシッときらなければいけないということで先生方もこの授業のメリハリがついたというこんな感想もいただいております。今年実施して見て最大のメリットは学級内でトラブルが起こったときのこの処理なんですね。今までだとどうしても担任の先生が一人で指導することになるわけですが、その学級に入っている複数の先生方が同時に、例えば聞き取りをしなければならいっけという場合には、同時に聞き取りができるというようなこと、それから担任には話しづらけれど隣の先生なら話せるよっけというような子もいて、聞き取りなどもスムーズにいっけというようなことで、この2学期にちよつとある学校で生徒指導上の課題が生じたときに迅速に対応ができたというこんな報告もいただいております。ですからまさにこの生徒指導の問題も、この教科担任制が生きて働いたというふうに言えるわけでございます。これはまだこれから来年以降と続けていくわけですが、中学校に入りますとね全部教科担任制になりますので、それに向けてのいわゆる中1ギ

ヤップというようなことをたまにいわれるわけですが、この解消の一助にもなるのかなあと考えております。デメリットとすれば教科担任制のための教員っていうのが県から特別に配置されているわけではありませので、先ほど言いました学校ごと今いる先生方の構成で教科が決まってしまうという部分があって、町全体で統一することができないということがございます。ただもう一つ気をつけていかなければいけないのは、来年度こう拡大をしていく予定なんですけど、やはり小学校のうちは「僕の担任はこの先生だ」というものはしっかりないといけないんだらうなど、すべての教科が教科担任制になって中学みたいになってしまうっていうのは、ちょっと小学生にとっては厳しいだらう。やっぱり僕の担任の先生はあるいは私の担任の先生はこの先生だっていう、先生っていうものをしっかり持ちたい、ですから特に授業時数が多いような教科ですね、国語とか算数については特に専門性でこう偏りがなければ、担任の先生がまず持つって事が大事ではないかなとふうに考えております。来年度ですけど学級数の関係で東小、今年まで理科の専科が配置されてましたけれど来年度は東小の理科の専科が引き上げになってしまいます。そうすると理科の専科は来年度は西小だけになってしまいます。これ理科っていうのはなかなか厳しい教科でしてね、実験とか観察とかやらなければいけない、事前に準備しなければいけないっていうことで、担任がやると非常に厳しいんですね。そこで来年度は町費の理科の専科の先生を一応2名確保して、西小がもう県から専科の先生が配置されます。東それから南、川島それから両小野これをこの二人の理科の専科の先生を回して、少なくとも理科については統一して専科の先生を確保できるかなあと、専門の先生に理科の授業を専門の先生にお願いすることができるかなあとふうに考えております。いずれにしてもより専門的な先生が関わって小学生においても面白い、楽しいってそんな授業を展開できればとふうに考えております。以上です。

○松 澤 (5 番)

はい。全部言っていただきました。うれしかったです、同じことを考えていたかなあっていうことで。私実は岡谷に教師をしている友達がおりまして、学級担任なんですけれども小学校で英語を自分でやらなくてはいけないっていうことで、もう一人は高校の英語の教師なんですけれども「そりゃあ大変だわ」っていう感じで、本当にその教科担任にどうしてもなってほしいその教科っていうのはあると思うんですね。特におっしゃられたように実験のある理科は、特に町費でやっていただけるってことは

ありがたいことだと思います。教科担任制は本当に学力向上にもつながりますので大賛成です。しかし学級担任制にはそれなりに子どもの心に寄り添えるメリットがあります。今教育長のおっしゃられたとおりです。そこはぜひ忘れずに決め細やかに寄り添っていただきたい。学級担任制だと一日を通して接しているので目が行き届きます。だからその子どものちょっとした変化にも母親と同じように気付くことができます。また逆にたまに会うからこそ気付けること、それが教科担任の先生だと思います。そこで要望です。学級担任と教科担任との連絡を密にしていきたい、ここだけは密を避けるのではなくぜひ密にしていきたい。学年が変わるときにはその引継ぎ事項は特に密にしていきたい。スクールカウンセラーともしっかり引継ぎをして、特にいやなことは二度と口にしたくないという思いが子どもにはあります。日記のように詳細を文字で残し文書での引き継ぎをお願いしたい、その上で子どもの心に寄り添っていただきたいのです。先ほどの質問の中にもありましたけれども、子どもの心に寄り添う、登校拒否をなくしたいその部分でやはり状況はすべて先生方の間で連絡を密に取ってわかってほしい、そして心に寄り添う、それが大事だと思うんです。子どもの心は本当にしっかりとした大人顔負けの部分もあり、柔軟で揺れ動くこう波のような部分もあり、ガラスのように壊れやすい部分もあります。ガラスの部分が壊れてしまったとしたら修復にはかなりの困難を極めます。ぜひとも学級担任制のような心に寄り添えるメリットは残しつつ、専科の学力向上のメリットを加えてよりよい教育をお願いしたいと思っております。子どもの心が折れることのないような柔軟な対応とサポートをぜひお願いしたいと思います。教育長は何かこの件ではありますか。

○教育長

はい。子どもたちと先生との出会いですね、これは本当に一大事なんですね。ほいで先生と心を合わせてずっと生活をしていくわけですがけれど、実は先生たちって3年から4年くらいで大体変わっていく、そして複数のクラスがある西小や東小は大体2年ごとに学級編成変えを行うということになります。そうすると今まで関わってた先生から別の先生に代わるということがございます。こういうときのってのは子どもたちにとって一大事でございます。友達も代わるそれから先生も代わるということね、これは先生以上に子どもたちにとっては一大事ですので、今議員言われたような引継ぎというようなこと、中にはその切ない思いをした部分が前の年にあったとき、それ

がどういうふう引き継がれていくかってことが非常に大きなことだと思うんですね。今日もその前の樋口議員の方の質問にもございましたけど、子どもに寄り添うということこれは簡単にはいうんですけれど、実はこれは非常に難しいことなんですね。子どもに寄り添うってどういうことなのか、ですがこれも先日の町の校長会で確認させていただきました。ぜひ来年度は一人ひとりの子どもの状況にあるいは個性に特性に寄り添っていただきたいと、まずはそこからスタートしていただきたいそんな話をさせていただきました。学力面でもそうですし生徒指導面でも生活面でも子どもたちが表面に現れている現象面だけではなく、そこに奥にあるものまでしっかりと寄り添って対処していきたいと、そんな学校をぜひつくっていただきたいということで、私学校にお願いしたのは自分のクラスに自分の子どもも入れることができる学級なのかどうなのかっていう、そんな視点でぜひ自分のクラスを見てほしい、自分が学校に自分の子どもをねわが子を入学させてもいい、そういう学校づくりをしようとなんかちょっといい言葉で言えないんですけど、そんな学校づくりあるいは学級づくりをしようってことを、先日の校長会でもちょっと提案させていただき確認させていただきました。

○松 澤 (5 番)

はい、ありがとうございます。今のお答えで悩める心を持つ新中学1年生のご父兄は、少しでも安心感を持つことができたのではないのでしょうか。大きな希望を持ってワクワクしながら中学生になっていただけたと思います。次に進みます。先ほどのこととも関連してまいります人口問題ですが、県の人口も19年連続で減少しており上伊那の中では辰野町の減少率が1.38%と一番高く、減少数も259人と町村の中では一番多い人数でした。町としてはどんなふう分析されているのか教えていただきたいと思います。

○まちづくり政策課長

それでは人口の分析についてのご質問にお答えをしてみたいと思います。議員ご指摘のとおり上伊那の中では辰野町の人口減少数そのものは多いわけではございますが、移住施策などで注目しております社会動態つまり転入と転出の差でございますが、その減少割合について分析してみますと、辰野町はマイナス0.30%であったのに対して箕輪町はマイナス0.39%と減少率が高くなっております。同じく伊那市はマイナス0.31%、駒ヶ根市はマイナス0.34%とやはり辰野町より減少率は高くなっております。

さらに近隣隣接する岡谷市はマイナス 0.59%、下諏訪町はマイナス 0.53%と大きな減少率を示しています。このように見てまいりますと上伊那地域が人口が増加している南箕輪村を含め穏やかな減少にとどまっている地域でございまして、その中では辰野町も人口減少状況が目立ちますけれども、住みやすい広域圏であるということを確認した上で辰野町の地域特性の良い面を施策に結びつけて、人口対策を講じていくことが必要であるというふうに考えております。コロナ禍で社会移動が抑えられている中にありまして、このように社会減がある程度抑えられている点を考えますと、これまで取り組んでまいりました移住定住施策、例えば住宅関係の補助「定住促進奨励金」などまた空き家バンクこういった住宅施策の効果もあるでしょうし、ど真ん中プロジェクトなど町民、住民とともに取り組む関係人口増加の取り組みは、辰野町の知名度をアップさせ移住にもつながってきているというふうに考えてもおります。一方辰野町の場合高齢化の影響で自然動態つまり出生数と死亡数の差においてはやはり高齢者の死亡数が多く、数的には上伊那郡下でも減少数、減少率とも高いわけですが、出生数を見ますと 2020 年は 92 人この 5 年間で見ても 100 人前後で推移しています。この傾向を維持あるいは増加させることが、当面重点的に取り組む施策になっているというふうに考えております。従いまして令和 3 年度は女性・若者活躍をさらに推進する中で「出産祝金」「結婚新生活支援事業補助金」などの新規事業を展開し、子育て世代、若者世代が暮らしやすい環境を整備してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○松 澤 (5 番)

ありがとうございました。北安曇の松川村と同じような支援をするということで、ただ支援をすればいいというのではなくて、つながり人口も大切ですけど今住んでいる人の維持が大事なんではないでしょうか。子どもたちが進学のためにふるさとを離れるその後です。見込み人口学業を修めてから戻ってこられる場所、就職して生業を持てる場所がふるさと辰野であってほしいのです。子どもたちの人口がそれ以上に増えていく自然増へつながる人口であってほしいと願うのです。本当に身の丈というのもあります。この町にとって何が必要かっていうことで、以前にも町長と話をしましたが企業誘致、子どもたちが就職のためにも戻れる町づくりということで、本当にこんなコロナ禍ですけどあえてお伺いいたします。企業誘致などは進んでいるのでしょうか。

○産業振興課長

はい。それでは子どもたちがですね、就職のために戻れる町づくりそのための企業誘致ということでございます。企業誘致に関しましてはですね、そういう子どもたちのための部分もあるわけですが、現在住んでいらっしゃる方また町外から辰野に新居を構えたいと思われている方等にもですね、興味がわくような働ける場所という部分におけるものづくり産業を主体とした企業誘致については、以前と相変わらず進めているところでございます。そんな中で特に今年度末でございます。ここでこの時期でございますけども、辰野町空き家バンクにおきまして現在居宅のみを対象としているわけでございますけども、建物等については居宅のほかに店舗・工場・事務所・倉庫を加えてですね、さらに土地等につきましては空き地を対象とした制度を設けまして、今までの空き家バンクにプラスする中で土地を紹介するバンクを設ける中で、町内に居宅として家を構えたいほかにですね、店舗・工場等を建てたいという方にも注目させていただくような、制度的なものをここで設けてまいる予定でございます。またほかに新たな取り組みとしましては、コロナ禍あるいはコロナ明けのですね地方への事業の流れをいい機会として捉えまして、町内にサテライトオフィスを段階的に誘致することも考えております。紹介ある企業も多いわけでございますけども、サテライトオフィスについてはIT関連の問い合わせ等も多いなどから、若い特に都会を離れていた、都会へ町から離れた若い方のスキルでありますとか興味にもあっているんじゃないかということで、それもユーターンのきっかけにつながればという部分で期待をしております。また直接的なそういう企業等の誘致ではなくてですね、子どもの頃といいますか中学、高校のころから辰野町を愛してもらおうという気持ちを育てることから、一昨年からは町内企業を情報発信する場として多くの町内企業を知っていただくために、また学生さんがですね先ほどから言っております将来の就職に対する町内企業の出会いの場として、頭の片隅にでも覚えておいていただければという部分も含めて、3回目になる辰野町おしごとチャレンジ等も開催をしております。今年度コロナ禍という中でちょっと参加企業少なかったわけですが、20社が参加をしていただきその企業の魅力を学生の皆さんに伝えていただくことができました。また中学生においては町の企業の技術等でもですね、自ら学び知ることを通して考える人を育てたい、また辰野の企業やものづくりに誇りを持っていただきたいということで、辰野中学校において第1回ものづくりチャレンジ等を開催をしているところでございま

す。これらのキャリア教育を通じまして、学生に町内企業を知ってもらい働く面白さを伝えることで、子どもたちが進学のためにふるさとを離れましても、また学業を修めて戻ってきたい場所、議員おっしゃる生業を持てる場所辰野に戻ってきてもらえるようなステージづくりを、今後もしてまいりたいと思います。郷土のすばらしさを育めるような施策を今後も考えてまいりたいと思っております。以上です。

○松 澤 (5 番)

ありがとうございました。本当にありがたいことだと思います。先日中学生議会を開きました。そこに参加してくださった生徒さんのお母さんがおっしゃいました。「とてもいい経験をさせていただきました」そしてその後息子さんの言葉を伝えてくださいました。「辰野町のことを仲間とともにさまざまな分野から考えてディスカッションしたり、あれやこれや考えたことをひとつに絞って仲間との意見をひとつにまとめた。それはとてもいい経験だったし僕は大人になっても辰野にいたいと思っている」そう話してくださいました。子どもたちの成長が本当に楽しみです。以上で質問を終わります。

○議 長

進行いたします。質問順位 7 番、議席 2 番、向山光議員。

【質問順位 7 番 議席番号 2 番 向山 光 議員】

○向 山 (2 番)

本日のラストとなりました。あらかじめ通告してあります 4 点について質問してまいります。まず湖周行政事務組合による板沢地区への最終処分場建設計画についての質問から始めます。この間、昭和 37 年のし尿投棄問題について、まさに生き証人として先頭に立って現地の案内などをしてくださった赤羽将秀さんが先日お亡くなりになりました。昨年 12 月議会にもお元気で傍聴に来られていました。ご冥福をお祈り申し上げるとともに、50 年、60 年後にも同じように板沢のこの問題が過去のこととして反対運動の成果として語るができるように、そして三度、このようなことが起きることのないようにしていくという決意を新たにしているところであります。さて板沢のこの問題もいよいよ 5 年目に入り、今年の秋には昨年行われたボーリング調査や電気探査、現在継続中の地下水流動調査などの分析結果が出されることとなります。地元の建設阻止期成同盟会としてはこの調査結果に期待を寄せているわけですが、その期待が裏切られることのないようにこれまでの経過や考え方をきちんと整理

しておくことが必要と考えます。昨年期成同盟会が調査を行うことについて同意したときに、同盟会の林会長は「計画の白紙撤回を求める基本方針は従来どおりである」とし「水源への影響を調べることと、建設ありきの調査ではないことの2点で合意した」と述べています。期成同盟会では、今回の調査は井出の清水水源への影響を立証するためのものと位置付けており、水源調査の結果井出の清水水源への影響が明らかになれば、それは当然最終処分場建設計画の白紙撤回に大きく踏み出すものと期待しています。井出の清水への影響が明らかになりながら、よもや「安全なクローズド型だから計画を進める」とは言い出さないだろうと思っています。そういう前提の下で調査に合意しているわけであります。ところが湖周行政事務組合側から私たちに聞こえてくるのは、結果を待つと言いつつ相も変わらず「板沢地区は最適地である」「丁寧に説明をしていく」という言葉であります。このギャップは何だろうそしてこのギャップが、湖周行政事務組合側が最終結論を出すときに影響が出てきては困るという観点から今回の質問をいたします。そこでまず三者会で進捗状況の報告や情報交換が行われていると思いますが、その開催状況、報告された直近の内容について説明を求めます。

○町 長

はい。まずは湖周問題、板沢地区への最終処分場建設計画の問題につきまして、一般質問を続けていただき深く感謝申し上げます。また先ほど向山議員がお話触れていただきました赤羽将秀さんの逝去につきましても、毎回この一般質問の議場に傍聴にお越しいただき、私自身も昔の話を聞かせていただいたり、できることならご存命のうちに解決したかったわけですがそれもかないません。しかし赤羽将秀さんの遺志をしっかりと受け継いで、解決に向けて動いていきたいなという意を固くしたところでもございます。さて話の趣旨にもありましたように湖周問題における現地調査は建設阻止期成同盟会の方針もあります。現地調査の結果内容に関わらず建設反対の意思はいささかもブレてはいないものと、町も同様の判断をしているところであります。今後も更なるお力添えをお願いいたします。それでは湖周問題の三者会についての具体的なご質問につきましては、住民税務課長よりご説明させていただきます。

○住民税務課長

それでは三者会の具体的な内容についてご説明申し上げます。湖周問題、最終処分場整備に伴う三者会はおよそ1年前の昨年令和2年2月26日に仮称で始まり、今月

実施の会議が第9回目となりました。今年度前半までの三者会は現地調査に関する説明が中心で、ボーリング調査に始まり地質調査に関する調査方法や概要など取り組みのための資料説明が主な協議項目でございました。町ではその都度期成同盟会の副会長以上の皆さんへ資料の提供を行ってまいりました。第6回の三者会昨年9月17日開催の会議では電気探査によりまず地質・地層の現況調査結果概要が示され、翌月の湖周行政組合議会全員協議会におきまして、資料提供があったところでございます。それ以降になります第7回、第8回の三者会は調査結果の出るまでの期間にあたり新たな報告が必要となる内容はございませんでした。以上のとおり三者会は現地調査などで結果や概要に進展が認められた場合、期成同盟会に資料としてお送りし情報を共有してきたところでございます。以上でございます。

○向 山 (2番)

先ほど町長からいささかもブレていないということではありますが、その上で質問をさせていただきたいと思っております。議会としては平成29年1月、4年前になりますが臨時会を開いて計画の白紙撤回を求める決議をし、それを当時の宮下議長が直接関係市町長と関係市町議会へ届けています。では行政の側はどうなのでしょう。町長は12月議会で「この間懇談会や情報交換等、新型コロナ感染拡大の影響でほとんどの行事がことごとく中止となった。各市長・町長と会う機会が途絶えている」と答弁をされています。しかしいくら多忙な町長であっても町の思いを伝えていく機会をつくれるのではないかと思います。12月議会で「辰野町にとって大切なものを守る、これに尽きる」と答えています。町として相手側にきちんとこの姿勢を示してきているのかこの点について答弁を求めます。

○町 長

向山議員のご質問の趣旨は十分理解しているつもりであります。そしてストレートに言い切ることの大切さもよく理解しております。辰野町は5年前からこの問題が発生して以降、反対以外に譲歩したこともありませんし間違っても協力・承諾の側に気持ち傾けたこともありません。湖周行政事務組合のたつての申し込みでありました現地調査の同意であっても、膠着状態を何とか打破したいそのためには期成同盟会の意向に沿った現地調査の要望を聞き入れていただきました。その場でも調査の結果によらず計画の白紙撤回を求めることを申し入れさせていただいております。

○向 山 (2番)

三者会の報告がありました。これは事務局レベルでの懇談会であります。今議会にもおそらく湖周行政事務組合から関係者が傍聴に見えられていると思います。しかし行政のトップ同士できちんとこちらの態度を表明をすると、今の町長の答弁ではこれまでも姿勢は示してあるということなんですが、そのことについて再度きちんと相手側ですねまずは諏訪の金子市長、あるいは行政組合のトップである岡谷市長にそういったことがきちんと伝わっているという確信を持っていいのかどうか、そのことについて再度お聞きしたいと思います。

○町 長

はい。これまでの答弁にも盛り込んでおりますが「辰野町は期成同盟会と同一歩調でこの問題に取り組んでいきます」この言葉どおりの姿勢をご理解いただいているものと思っております。向山議員の質問に再度お答えいたしますが、湖周行政事務組合の正副組合長、岡谷市、下諏訪町そして当事者となる諏訪市の正副首長の皆さんに、顔を合わせるたびに板沢地区の処分場建設問題について絶対反対だといひ続けることはできません。隣接するそれぞれの自治体間は常に良好な関係を保っていくべきと考えてもおります。そして私が副町長のときから辰野町はこの問題に関してはNOと表明しておりますし、各市・町の首長の皆さんは辰野町の立場を十分に理解していただいているものと思っております。以上です。

○向 山(2番)

そこらへん認識の差っていうかですね大きな差があるとは思ってませんが、ただ湖周行政事務組合の全員協議会だとかそういった場では、先ほど申し上げたように板沢の現地の地質は固くて大丈夫だというような話が、今もって出てくるわけですね。そうするとこれは湖周行政事務組合側の問題ではありますけれども、事務担当者とトップとの間にきちんとした情報交換、共有ができていないのかっていう不安を持たざるを得ないわけです。最後の最後でこのところで意識のギャップがあつてですね、我々の思いが伝いきれていなかった、そのことによって泥沼にはまってしまふなんてことはそれこそあつてはならないことでもありますので、ぜひこのギャップを埋めることについては意識しておいていただきたいというふうに思います。それではこの項についての質問は終わります。2番目の質問です。12月議会での質問に引き続き太陽光発電設置に関する質問であります。太陽光発電はCO2を大量に排出する化石燃料に変わる再生可能エネルギーとして極めて有効であり、また辰野町を含む県内は晴

天率が高く適地とされています。しかも耕作放棄地や遊休荒廃地への対策にもなり多くの計画が進められています。さて産業革命以降特に第二次世界大戦以降、人類が地球資源を際限なく掘り起こし、森林を破壊し人工物を構築してきた結果、地球は今や人新世、人類が新しく作り出した世界っていうわけですかね人、新、世。じんしんせいとも呼ぶようですけど、こういう新たな地質学的な分類の時代に入っているという学説もあります。人類が地球の地質や大気、生態系に重大な影響を与え、今直ちにこの流れを食い止めないと後 10 年、つまり 2030 年には人類の生存にとっての地球が大きな分岐点に立つと言われていています。NHK スペシャルでは「2030 未来への分岐点」というシリーズで地球温暖化、水・食料の問題、プラスチック汚染などさまざまな世界規模の課題を取り上げて放送しており、グラフィック技術を取り入れた映像は衝撃的な未来社会を描き出しています。このあたりのことについては明日の津谷議員の脱炭素社会に関する質問において、さらに触れられるのではないかと考えています。少し前置きが長くなりましたが、太陽光発電の果たす役割については地球規模の視点で見ても大きな意義があると考えます。その一方で地域的に見れば設置に伴う災害の誘発や景観、生活環境への影響などの不安もあり、それらに答えるために太陽光発電設備の設置に関して許可制度とした条例が制定、施行されています。12 月議会で基本的な点について質問しましたが、今回はさらに条例の運用にあたって具体的な事項を明らかにしていきたいと思えます。まず太陽光発電に関して発電出力 30 キロワット以上の特定発電事業計画が提出された場合の役場の中での審査ですが、関連部署が多くあります。審査に際してどのように連携をとっているのかお聞きします。

○住民税務課長

ただいまのご質問にお答えいたします。約 20 年位前から始まった太陽光発電であります。町内におきましても屋根の上の設置だけではなく空き地を利用した太陽光発電施設が数多く設置されてまいりました。その中には議員おっしゃるとおり設置に伴い災害の危険性、景観の問題、生活環境への影響などが心配され、それを受けて平成 27 年度にはガイドラインを制定し、また昨年には再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理に関する条例を制定し運用しているところでございます。この条例では関連する法令や条例を遵守することを定めております。申請された内容につきまして、これらの法令、条例に遵守しているのかを審査するわけでありまして、多岐にわたるため関係各課に回覧し審査をしております。そこで指摘事項があれば当

然許可することなく、事業者に対し改善を求めているところでございます。以上です。

○向山(2番)

それではさらに具体的なことについてお聞きします。事業予定地が埋蔵文化財遺跡に該当する場合やホタル保護条例に規定するホタルが生息する河川、水路あるいは県の水道水源保全地区に該当する場合はどのような指導や判断がされるのかお聞きします。

○生涯学習課長

はい。埋蔵文化財の包蔵地の事務手続きにつきましては、国の権限移譲を受けた県の業務となります。町では事業主体からの届出を受付し、県へ進達業務として事務を行っていますが太陽光発電の建設の計画段階で、事業者から包蔵地に該当するか教育委員会の方に所在の確認がございまして、その際に問い合わせの地点が埋蔵文化財包蔵地に該当するかを確認し業者に説明を行っております。また公式な文書ではございませんが所在確認票への記入を依頼しておりまして、問い合わせのあった太陽光発電の開発が大規模3,000平米以上の場合は、その確認票を関係する課へ回覧して町全体として事業の早期把握に努めてまいります。それと遺跡の保護措置につきましては、県が基準をもとに判断しております。遺跡の保護協議では設計変更も含めて指導するのではなく協力を求めています。太陽光の規制手段には埋蔵文化財の保護措置はなれない状況でございまして。

○産業振興課長

はい。ホタル保護の考え方でございます。ホタル発生、町内各所見られるわけですが、ホタルマップというホタルの発生を見極めている資料があるわけですが、そちら付近等の事業等とか回覧等で回ってきた場合においては、河川、水路等にですね影響が関係する申請等があった場合においては、工事内容等注視し見ているところでございます。

○建設水道課長

県の水道水源保全地区に該当する場合についての回答をいたしたいと思っております。水道水源保全地区につきましては、長野県水環境保全条例に基づき水道水源を保全するため特に必要な区域として知事が指定しているものでございます。辰野町では沢底の浄水場より諏訪よりの山林、大沢水道水源保全地区、面積が40ヘクタールが平成11年に指定されております。水道水源保全地区に対しての規制ですが、ゴルフ場の建設、

廃棄物処理場の設置、1ヘクタールを超える土石類の採取等土地の形質の変更というものが対象になりますので、それを伴えないものについては対象とならないということを担当の課から聞いております。いずれにしても県の県知事に事前協議をするものでございますので、辰野町としてもチェックはしますけれども意見を言う立場でございます。以上です。

○向 山 (2番)

時間が限られてますので今の最後のところですね、また少し勉強して質問あれば質問をしてまいりたいと思います。町の条例では規制がかかっているのに県の水道水源保全地区との関係でいけば対象外というような解釈かと思いますが、改めて勉強していききたいと思います。森林に関しては山梨県でですね、森林伐採を伴う開発や急傾斜地への設置は原則として禁止するという内容の条例を、6月に制定する旨の報道がされています。この動向に注視し参考にすべきであると考えますがいかがでしょうか。

○住民税務課長

議員ご指摘のとおり山梨県で新たな条例を制定し、規制を強化するっていう計画があることは承知しております。町としましてもこの内容注視しております。場合によっては参考にさせていただき、町の条例に盛り込むことも検討していきたくて考えております。

○向 山 (2番)

森林についてはですね、すでに無届で木が切られてしまったというような事例があります。森林法違反ということになるかと思いますが、こういうことも含めて関係者への啓発が必要であることを指摘しておきたいと思います。条例第4条には土地の所有者等について災害の発生を助長し、または良好な景観及び生活環境を損なう恐れのある事業者に対して、当該土地を使用させることのないように努めなければならないと定めています。これをどのように周知していくのかお聞きします。

○住民税務課長

土地の所有者におきましては、その土地を自由に利用する権利また自由に処分する権利を有しております。しかしながらその土地の立地的な要素から災害が心配される場合には、太陽光発電施設の設置について再度検討をしていただき、災害を未然に防ぐためのご協力をお願いしたいと考えております。またこのような土地所有者に対しまして、どのように周知していくのが効果的なのかまたその内容につきましても、町

の環境審議会で協議したのち周知活動に力を入れてまいりたいと考えております。

○向 山 (2 番)

これは強制力がない規定でありまして、特に土地を貸せる場合にはこの規定が有効ですけれども、今課長言いましたように売ってしまってからでは前の土地の所有者に遡って義務がなくなってしまうので、このような規定では抑止力につながるということしか考えようがないわけですが、ぜひ地域ぐるみで環境について考えていくという視点からは気運をつくっていく意味でも必要かと思っておりますので、今の環境審議会での検討の方に期待をしたいと思います。条例第 7 条第 2 項では事業区域が 5,000 平米以上の場合、関係区の同意が必要であると定めています。この同意は町が許可の判断をする上でどのような意味を持つのか、必要条件なのか、区が同意しないことによって不許可となるようなことはあるのか、そのような場合事業者等から損害賠償等を求められた場合に区には責任があるのか、以上 3 点についてまとめて答弁を求めます。

○住民税務課長

まずは関係区の合意であります。条例第 5 条の規定による土砂災害警戒区域いわゆるイエローゾーンに設置する場合、また条例第 7 条の規定による事業区域が 5,000 平米以上の場合に関係区の合意を求めています。この合意がどのような意味を持つのか、それは地域の皆さんがその計画に対する賛否を、地域の代表者となる区長に合意の提出を求めているものと解釈しております。よって区が合意しない場合、地域住民の皆さんの賛同を得られていないと判断し許可することはありません。逆に関係区の合意があったとしても、条例上適合していない箇所があれば許可することはありません。そのような場合において事業者から損害賠償請求を受けるケースもあるのかもしれませんが、その際は町の顧問弁護士と相談しながら、町が前面に立って進めてまいりたいと思っております。

○向 山 (2 番)

そうしますと区長の同意、不同意は大変大きな影響力を持つこととなります。12 月議会では、区に対しても専門的な知見の提供やアドバイスをしていただけると答弁がありました。しかしそれでも区長は判断に苦慮することが多いと思っております。平出区では区長が判断する際に区の中に検討委員会を設ける方向で検討を進めています。区が判断するための手続きになどについて情報交換をする考えはないか、区長に対して

区の同意が持つ意義と手続きの全体像をフローチャートにして周知すべきと考えますが、2点について答弁をお願いします。

○住民税務課長

関係区が合意の判断をするために必要な情報につきましては、その都度提供を行ってまいりたいと考えております。現在はその手続き例えばQ&Aのようなものは整備されておられませんので、今後整備を進め関係区にお知らせできるよう進めてまいりたいと思っております。また手続きの全体的な周知につきましては、実際に計画されている関係区に対しまして、個別に対応をさせていただきたいと考えております。また先ほどの手続きQ&Aなどが完成した折には関係区の皆様に周知してまいりたいと考えております。

○向 山 (2番)

了解しました。再生可能エネルギーに転換するというところで世界的に進んでいますが、エネルギー全体に占める比率は極めて低い状況にあります。一方原子力発電は再生可能エネルギーというどころか廃棄物再処理不可能エネルギーと考えます。2011年3月11日がまもなく10年目を迎えます。エネルギーのことについてきちんと考えるべき時期であると、この3.11のひとつの大きな教訓として残っているというふうに考えます。地球規模での持続可能な発展という視点からいえば、産業構造のあり方から個人消費に至るまで考え方そのものから見直していく必要が求められていることを強調した上で、太陽光発電が地域と共存して展開されていくことを願ってこの質問を終わりにします。3つ目の質問、町内の小中学校のあり方についてです。結論から申し上げますと、今回準備した質問はすでにほかの議員が取り上げておりますので質問からは省きます。一つは財政的負担をどの程度の規模で考えているのかということですが、すでに具体的には舟橋議員の質問の中ではキャンパス化構想について試算は行っていないということでもあります。ここのところは非常に重要でありまして、4月に新たに町長がどのような考え方を表明するかわかりませんが、進めるとすればマックスどのくらいなのかは当然必要なことであろうと思いますので、このことについては指摘しておきたいと思います。もう一つ質問も用意しておきました。職務権限についてであります。すでに教育長から答弁ありますし、明日も小澤議員から質問が予定されておりますので私の質問からは省かさせていただきます。その上で進め方について意見だけ述べさせていただきたいと思います。答弁は必要ありませ

ん。私は12月議会で川島小学校の存続問題とは別に辰野型の校舎併設小中一環方式については、検討を教育委員会サイドに委ねたほうが良いと指摘しましたが、町長から答弁はいただけませんでした。そして1月25日と2月26日に総合教育会議が開かれそれぞれ町長の見解が示され、さらにさまざまな意見を聞きながら4月に再度見解を公表するということでもあります。そしてそれまでの間に3月の定例会で、議員の意見も聞きたいと述べられました。しかしこれは少し方法としては違うのではないかと思います。議員は一般質問において町長に対して提案や質問はしますが、与えられた時間は町政全般に対して議員がテーマを決めて行うものであります。もちろん町長には反問権はあります。しかし始めから議員に対して意見を聞きたいということであれば、全員協議会などの場において行うべきであると考えます。いずれにしても児童生徒数の減少が続く中で、人数規模や学級数だけにとどまらない町内小中学校のあり方について、4月に示される町長の私案をたたき台に、闊達な意見が交わされ実現可能な建設的な未来像が作られていくことを期待し、私も積極的にその議論に入っていきたいと考えます。四つ目の質問に入ります。今回の第6次総合計画とその前期基本計画の特徴として、町の行政の課題をSDGsという国際的課題と結びつけ整理したこと、また町における各施策もこの計画の中に組み込んで体系化するとともに進行管理や、各施策の改正もわかりやすくしたことなどが評価できることであると思います。しかしSDGs国際的課題という点でいえば、先ほど少し申し上げました地球規模での気候変動などへ対する考え方、取り組み、住民と協働で進めていく前提となる住民への啓発という点ではまだまだ不十分な感じがあります。この点については今後さらに議論を深めていきたいと考えます。さてこの計画については今議会最終日まで自宅審査となっていますが、最終日の本会議審査では時間が十分に取れない、あるいはその前に見解をお聞きしておきたいということから何点かについて質問します。まず基本計画基本目標の2、「みんなが活躍できるまち」において「お互いに違いを認め合った」という記述があります。現在の社会においてはまさにさまざまな違い、多様性を持った人々によって構成されています。その中で他の人々と異なる特性を持っていてその特性ゆえに、社会的に不自由とか不利益を受けている場合があります。一般的に少数者、マイノリティといわれ社会的な配慮をすべきであるとして性的マイノリティ、LGBTQ、夫婦別姓・別氏、母国語として日本語にルーツを持たない人々、これは外国籍に限りません、などがあげられます。またさまざまな障がいを持っている方や引きこもり、

生活困窮に陥りやすい一人親世帯や高齢者世帯など、さまざまな人々の暮らし方、暮らしざまにも社会的配慮が必要です。それらの中で今回は性的マイノリティ、LGBTQ、そして夫婦別姓・別氏の課題に絞って質問します。この課題に絞ったのは町営住宅入居の問題や入院時の面会などで、親族であることが条件になっているなどの問題があるからであります。根源的には相続の問題などにつながるものであり、その解決には国において法制度の整備をすることが必要ですが、自治体独自の判断で例えばパートナーシップ証明書の発行をすることによって、可能な範囲でこの問題に答えを出しているところがあります。まとめて質問します。一つ性的マイノリティ、LGBTQや夫婦別姓を求めるカップルに対する配慮をどのように進めていくか、一つ各種届出に性別の記載は不可欠か不要のものは省略していくことの検討を進めるべきではないか、押印の廃止と一緒に検討ができるのではないかと思いますし、すでに市販の履歴書でもですね性別の記載事項はなくなっております。一つ町営住宅への入居に関する条件、現に同居しているか同居しようとする親族がいること、この運用の見直しを進めるべきではないか、一つ それらの前提としてパートナーシップ証明書の発行について検討を進めるべきではないか、この四つ全体にわたっての答弁で結構ですのでお願いいたします。

○生涯学習課長

はい。それでは生涯学習課の方から説明させていただきますが、一人ひとりが尊重される地域づくりのために人権同和問題に対する意識啓発の研修会の開催を予定しております。またほたるの里男女共同参画プラン、第五次改訂版を策定し推進体制の整備と充実を図ってまいりたいと思っております。

○総務課長

私の方からは各種届出書に関してお答えをしてみたいと思います。こちらについては私自身も議員と同じ思いでございました。業務上性別の把握が必要なものを除き不要なものは省略していきたいと考えております。ただ押印廃止の関係と併せて検討していければいいんですけども、こちらについては国のガイドラインに沿って一括でやりたいと思いますので、ちょっとそれとは別に行ってみようと思っております。以上です。よろしくお願いいたします。

○住民税務課長

それではパートナーシップ証明に関しましてでございます。現在までのところ直接

要望であるとか相談というものはございません。しかしながら全国的にも対応する自治体が増えてきておりまして、県内でも松本市がこの4月から発行をする予定となっております。今後先進事例を参考にしながら検討をしてまいりたいと考えております。従いまして三つ目の質問でございましたが、町営住宅への入居に対する条件であります同居親族の証明につきましても、このパートナーシップ証明の検討結果に合わせ検討を行う必要があると考えております。

○向 山(2番)

ありがとうございます。ぜひ検討を進めていただきたいと思います。今住民税務課長の答弁にもありました、全国的に急速に進んでおります。月ごとに数が変わっているような形で、3月1日現在で78自治体、その中で茨城県は全県一括パートナーシップ制度を取り入れています。松本市の動向にも注意をしていただきながら、これ全国的にはですね条例化をしているところと、それから要綱を定めているところとあります。どちらがいいかということも含めて検討をお願いしたいというふうに思います。その前提とすればですね、やっぱり行政の中の職員はもとより町民の皆さんの理解つても重要なことであるかと思えます。啓発も含めて検討をお願いをしたいと思えます。学校教育に関してですが教育基本法では第1条で「教育の目的として人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と定めています。ここでいう人格の完成とは何なのか、どのような状態をいうのか。今回の基本計画等ではですね「次代を担う人材が育つまち」という表題を掲げ、そして確かな学力、豊かな人間性、健康・体力、生きる力とのいうようなことが示されておりますが、これとの関係、考え方について、申しあげありません簡潔な答弁でお願いしたいと思います。

○議 長

はい、教育長その前にですね、一般質問は5時を過ぎそうですので本日の会議時間を質問時間終了まで延長します。教育長しっかり答えてください。

○教育長

はい。今教育基本法の第1条の話をされました。この第1条の人格の完成を目指す、ここの部分ですねこれは一般国民だとか辰野町民に対して人格の完成を目指せと言ってるわけじゃあないんですね。実はこれは国が教育に携わるときに、人格の完成を目指すような教育をしなければならないとこういうことなんですね。ですからこれを

損なうような教育を国はやってはいけないという規定なんですね。じゃあその人格とは何かとか町のこの計画との整合性どうかってのは、実は第2条を見ていただくとこれ明確に書いてございます。第2条細かく読みませんが、第2条には人格の完成とは具体的にどういう状態なのかということ掲げて5項目挙げられております。この1項目目っていうのを見ますと、幅広い知識と教養を身につけずとこう書かれているわけですが、まさにここでは1条の人格について規定をし、その人格の完成というのが知・徳・体であるところということになっております。2条の2項目から5項目目一つひとつこれ細かくふれていきませんが、2項目目は個人の価値を尊重して能力を伸ばし創造性をというようなこと、それから第3項目目は正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んじ公共の精神に基づいてってということ、4項目目は生命を尊び自然を大切にしてこう続いております。5項目目は伝統と文化を尊重し育んできたところこういう文化のことが書かれております。これまさにこの教育基本法第1条、第2条に記されている目的・目標これがそっくり辰野町のこの基本計画・基本目標に具現化されてるっていうふうに理解しております。はい。

○向山(2番)

はい、ありがとうございます。私はですね第2条承知しておりますけれども、ただ基本計画の全体的な流れとしてですね、人材という言葉がどうしても気になってしまいうわけでありまして。つまり人材というのは育てる側にとって有益な人を育てていくってというような形ですね、やっぱり教育の目的は一人ひとりの個性を尊重しながらその中でどうやって生き抜くか、そこの力を育てるってということであろうかと思っておりますので、そこのところはあえて質問をさせていただきましたので次の質問に移りたいと思います。農業振興ビジョンについてであります。基本計画の中で「活力と魅力ある仕事のあるまち」ってということで、農林業の振興について分野別計画としてですね、農業振興ビジョンの策定ということがうたわれているわけでありまして、この進捗状況はどのようになっているのか、その際、町民・事業者に期待することとして町産農産物の消費、町産農作物の利用が示されていますが、そのための関係者の意見はどのように反映していくのかお聞きします。

○産業振興課長

はい。農業振興ビジョンの策定についてのご質問でございます。現在の状況でございますけれども、辰野町農業振興センターまた町農業関係団体等で組織している団体で

ございますけども、その中で農業振興ビジョン策定部会を立ち上げる中で消費者の会の方また農業生産者など委員に加わっていただき、課題の洗い出しと解決の課題の解決策を検討しビジョンを策定をしているところでございます。特に今申し上げた代表の皆様方には女性をお願いして参加をしていただいているところでございます。加えて課題の洗い出し等につきましては、人・農地プランの地区懇談会において出されました課題あるいは解決策等も提案されておりますので、そちらを検討しながらビジョンの大筋を検討しているところでございます。残す第3回の策定部会を経まして5月にセンター運営委員会等で提示をする予定でございます。もう一つの質問でございます、町農産物の消費という部分など関係者に対して反映するかということでございますけれども、今回のビジョン4つの基本施策で組み立てております。その中の一つに魅力ある農業の創生と推進という施策を大見出しでつけまして、その中での施策の展開とすること、消費者に選ばれる農業・農産物として、いくつかの事業をお示しをしているところでございます。

○向山(2番)

地球規模です、気候変動によって農産物、食料の確保が国際的に困難になる、それをビッグチャンスと捉えているというの、私の友人の消費者関係者からも来ています。地域的に考えればこの地域の中で、いかに供給体制を築いていくのかということも大事だと思います。そのためには地産地消と言われてはいますが、付加価値のある農産物を作っていくということも大事であろうと思いますので、ぜひそういった地球的な規模のことも視野に入れながら地域内で物が回り金が動く、そういう仕組みづくりに期待をしたいというふうに思います。最後限られた時間で交通安全の推進について質問をしてまいりたいと思います。交通安全協会が来年の3月をもって解散をするということで、さまざま報道やら回覧物も来ております。引き継ぐ運動をですねどのように進めていくのかについて、交通安全推進協議会の資料の中では検討会で検討委員会を設置するということが示されておりますが、今後のスケジュールについて簡単にお聞きしたいと思います。

○総務課長

ただいま議員おっしゃられたとおりに、先日の辰野町交通安全推進協議会で新たな組織の検討委員会を設置することを承認いただいたところであります。委員構成につきましては町議会、区長会、学校PTAですけれども、それから保育園の保護者、交通

安全母親クラブを想定しています。あと安全運転管理者協会それから現在の交通安全協会の関係者となっております。ただ年度切り替えの時期ですので具体的な人選は4月以降になります。新年度早々この委員会を立ち上げ、遅くとも年内には具体的な内容を固め、新しい組織の令和4年4月設立に向けて準備してまいりたいと思います。以上です。

○向 山 (2番)

スケジュール的に大変厳しいと思うんですが、実は来年は御柱祭があります。地区ではですねもうこの夏にはそのための役員体制、その中には交通安全部会っていう形も設置されるかと思います。詳細はともかくですね大きな形としてですねやっぱり合意形成をいただいて、各地区の中でもそれに対応できるような準備が必要ではないかというようなふうに思いますので答弁をじゃあ、時間は。

○議 長

ありますよ、あと、はい。総務課長まとめてください。

○総務課長

はい。今そのイベントの関係についてご質問いただきましたので、簡潔にお答えしたいと思います。すでに支部が休会となっている地区がございます。そちらの方はお祭りなどのイベントの際は警備員をお願いをしてあります。費用は確かにかかりますが安全ですとか円滑な車両・歩行者の誘導って考えると、そういったものも選択肢に入れていただく必要もあるのではないかと考えてる次第です。以上です。

○向 山 (3番)

ありがとうございます。計画を見ていると第6次総合計画、個別計画がちょっともれているようなところも結構あるのかなって言うように思いました。今後また指摘をしながらより良い計画に進化をしていくようにお互いに努めたいと思います。以上で終わります。ありがとうございます。

○議 長

お諮りいたします。本日の会議は、これにて延会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会といたします。長時間、大変ご

苦勞様でした。

9. 延会の時期

3月8日 午後5時05分 延会

令和3年第3回辰野町議会定例会会議録(9日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開会年月日 令和3年3月9日 午前10時00分
3. 議員総数 12名
4. 出席議員数 12名

1番	吉澤光雄	2番	向山光
3番	瀬戸純	4番	舟橋秀仁
5番	松澤千代子	6番	山寺はる美
7番	樋口博美	8番	池田睦雄
9番	津谷彰	10番	矢ヶ崎紀男
11番	小澤睦美	12番	岩田清

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	武居保男	副町長	山田勝己
教育長	宮澤和徳	代表監査委員	三澤基孝
総務課長	加藤恒男	まちづくり政策課長	一ノ瀬敏樹
住民税務課長	竹村智博	保健福祉課長	小澤靖一
産業振興課長	赤羽裕治	建設水道課長	宮原利明
会計管理者	中村京子	生涯学習課長	西原功
辰野病院事務長	今福孝枝		

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 桑原高広
議会事務局庶務係長 田中香織

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席第11番 小澤睦美
議席第1番 吉澤光雄

8. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議長

皆さんおはようございます。傍聴の皆さんには早朝から大変ありがとうございます。定足数に達しておりますので、令和3年第3回定例会第9日目の会議は成立いたしました。欠席届について菅沼こども課長より欠席届が提出されていますので報告いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、一般質問であります。8日に引き続き、一般質問を許可してまいります。質問順位8番、議席9番、津谷彰議員。

【質問順位8番 議席9番 津谷 彰 議員】

○津 谷 (9番)

おはようございます。本日は公立高校の後期選抜試験であります。今この瞬間に全力を尽くしてがんばっている学生の皆さんに、エールを送りながら通告に従いまして質問をしてまいります。それでは最初の質問に入ります。脱炭素社会の推進について、近年地球の温暖化によります気候変動によって、国内外で異常気象が頻発して自然災害が激甚化をしております。長野県内におきましても昨年夏には各地で35度を越える猛暑日が続いております。8月の17日には飯田市、南信濃です観測至上最高気温39.5度を観測しました。また県内では29箇所の気象観測地があるわけですが、そのうち12箇所が県の平均気温、観測至上最高タイと言われております。この12箇所の中に実は辰野町も12.2度ということで最高記録タイになっておるんですね。だから辰野町においても本当に温暖化というのは切実な問題ではあります。また2019年には台風19号による記録的な豪雨がまだ記憶に新しいと思いますが、長野県内も被害総額が約2,700億円といわれております。その昨年の7月にも豪雨がありました。辰野町におきましても相当な被害を受けている、被害が出ました。この地球温暖化の大きな要因となるのがまず温室効果ガスによるものなんです。温室効果ガスというのはフロン、またメタンまた二酸化炭素というものがあるんです。以下二酸化炭素はCO₂と略させていただきますが、このCO₂の排出量が今とても多くてですねこの増大な排出によって大気中の温度が上がっていると、これが一つの地球温暖化の原因になっているということでございます。2050年までにCO₂の温室効果ガスの人為的な発生源それと森林などによります吸収ですね、吸収源による除去これプラスマイナスでゼロにしていくことがゼロカーボン、カーボンニュートラルという表現もあります。このカーボンニュートラル、ゼロカーボンを達成する社会をつくることを、脱炭素社会というわけでありまして。この実現に向けて日本政府は2020年6月11日にパリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略を閣議決定いたしました。具体的な目標といたし

まして 21 世紀後半のそれもできるだけ早い時期に脱炭素社会を実現する、2050 年までに温室効果ガスの 80%削減すると掲げております。昨年 10 月の菅総理は所信表明演説で「2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。2050 年カーボンニュートラル脱炭素社会の実現を目指す」と宣言をしました。そんな中今月の 2 日にですね地球温暖化対策推進法、温対法というものなんですけどもこれの改正案を閣議決定をされました。その中において 2050 年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにして脱炭素社会の実現を旨として行わなければならないとはっきりと明記されたわけです。そこで最初の質問に入りますがこの気候変動、地球温暖化ですねがもたらす脅威から町民の命また財産、健康を守るため、持続可能な発展を目指す行政といたしましてはこの責任と権限があると思うんですけども、辰野町において脱炭素社会またゼロカーボン推進への取り組みをお聞かせください。

○町 長

改めまして皆さんおはようございます。また傍聴にお越しの皆様方にも感謝申し上げます。ありがとうございます。それでは津谷議員のご質問にお答えさせていただきます。ただいまお話がございましたように昨年 10 月に菅総理のほうから「2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」との表明がございました。これは日本だけの問題ではなくて世界的な重要な問題であります。政府は手始めとして中長期的なエネルギー政策の方針の見直しを開始して、古いタイプの石炭火力発電の削減、再生可能エネルギーの普及、水素の活用や二酸化炭素を回収して燃料や化学品に活用するカーボンリサイクルという技術の研究開発を進めようとしております。こうした流れの中で辰野町としましても、国が進める脱炭素社会に向けた政策を考えていく必要性を感じているところであります。まずは町としてできることから実行して、ゼロカーボンに向け進めてまいりたいと考えております。

○住民税務課長

それではゼロカーボンに向けた現状での町の取り組みについてご説明申し上げます。先ほどの町長答弁にもありましたが、町としてできることとしまして、まずはごみの減量化を行うことによる二酸化炭素の削減でございます。現在一人当たりのごみの排出量を見ますと長野県は全国で 1 番少なく、その中でも辰野町は少ない方に位置しております。そのような状況にありましてもごみのサンプル調査を行うと、もうひと手間かければ再資源化できるものも混入されております。また重ねて周知すること

によりごみの更なる減量化につながるものと考えております。また減量化の一つの手段としまして3R活動があげられると思います。リデュース(ごみ自体を減らすこと)、リユース(繰り返し使うこと)、リサイクル(再資源化すること)この3つのRを町民の皆さんが意識していただくことにより、ごみの減量化につながるものと考えております。そのほかにも食べ残しをなくす運動「残さず食べよう30・10運動」の啓発による食品ロスの削減、生ごみ処理機購入補助制度の推進による生ごみの減量なども、ゼロカーボンに向けた取り組みの一つであると考えております。以上でございます。

○津谷(9番)

地球温暖化によりまして、いわゆる胴割れとゆってひび割れたり白未熟といって白く濁ったりお米がなる被害、また日焼けによった着色不良また味がぼやけてしまうっというようにリンゴへの影響など農作物に影響を及ぼしております。私たちの生活に影響する重要な課題であると思うんですね。来年度より実施する第6次総合計画の基本構想また前期基本計画において、SDGsの目標とその施策を紐付けて達成を目指すということは、私自身も要望をしてきたことでありましてそれは大変良かったんですけど、その目標13の中に気候変動に具体的な対策をとあります。気候変動とその影響に立ち向かうため緊急対策をとると、辰野町の総合計画の中に取り組みとして書いてはありました。しかし脱炭素社会とかゼロカーボンといったワードは、ひと言も明記は実はされていない、ちょっとそこは本当に残念だったんですけど、とは言え町、町域の86%が山林を占めているということでこの森林整備でありますとか、木質バイオエネルギーの利用、また地産地消など多岐にわたるこの施策が記されているわけですね。実際にはこれがすべてゼロカーボンにつながっていくことでもありますので、そこはもう少しその目標13のピクトグラムを増えていくべきことかなあと思うんですね。そのホタルが飛び交う自然豊かな町のためにも、ゼロカーボンっていうのは重要な取り組みであります。先ほど課長より答弁ありましたけれども、私たちの生活においても取り組めることはたくさんある、照明をこまめに切ったりLEDに変えたりエアコンの温度調整また食品ロス、ごみを減らすまたエシカル消費と最近は言われておりますが、そのようなことをですね、今、課長おっしゃられたことをその啓発が大事だと思うんです。そこで質問なんですけども、この啓発とかゼロカーボンの周知などを、ホームページまた広報、ほたるチャンネルなどで取り入れることを提案いたしますがいかがでしょうか。

○住民税務課長

今、議員おっしゃられましたとおり周知活動非常に重要であると考えております。今までごみの減量についても周知してまいったところでございますが、あえて今まではゼロカーボンというキーワードがございませんでした。これから周知するにあたりまして、そういったキーワードも含めながら周知してまいりたいと思います。

○津 谷 (9 番)

はい、ありがとうございます。2050年までにCO2実現ゼロを目指すゼロカーボンシティーの実現に向けて取り組むことは、環境省が地球温暖化対策として全国の自治体に呼びかけております。県においても令和元年12月に阿部知事が気候非常事態を宣言いたしました。この中で2050年二酸化炭素排出実施ゼロとする決意をいたしました。辰野町を含めまして全市町村77がこれに対して賛同をしているわけでありまして。また今年の3月の時点で自治体独自で2050年二酸化炭素排出実施ゼロを表明している地って全国で305あるんですね。県内では12の市町村が宣言をしています。最近では2月の26日に上田市、また高森町、木曽は木曽広域として同様に宣言を表明いたしました。そこで質問なんですけど、辰野町において気候異常事態宣言、また2050年二酸化炭素排出実施ゼロの表明を宣言をする考えはありますか。

○住民税務課長

先ほど議員おっしゃられましたとおり過去におきまして、令和元年におきましても長野県に甚大な被害をもたらした台風19号をはじめとしまして、近年頻発する気象災害の要因は気候変動にあると言われております。同年12月には長野県から気象非常事態宣言、2050ゼロカーボンへの決意を宣言し2050年までには二酸化炭素排出量を実質ゼロにするという決意が表明されました。この宣言に基づき気候変動対策を進めていく上におきましては、市町村の理解と協力が不可欠であり県から市町村に対しまして賛同の依頼がきております。これを受けまして辰野町におきましても令和2年3月に賛同をし、長野県と同一歩調で脱炭素社会へ向けた取り組みを行っていくこととなります。実際に宣言するかっていうところでございますけれど、今後県が主張するゼロカーボンミーティングっていうものも予定されておきまして、ほかの自治体の動向や情報も得ながら積極的に参加していき、宣言も検討してまいりたいと考えております。

○津 谷 (9 番)

はい、わかりました。温室効果ガスを減らして地球温暖化を解決することは世界中の国と地域が共通に取り組む課題であります。そのために脱炭素社会は全国共通の目標と言えます。将来世代の命と財産を守る重要な課題でありますので、当町におきましても第6次総合計画としっかりと紐付けて、積極的な推進を要望して次の質問に移ります。続いて、続・心の健康についてであります。どうして続を付けたかといいますと、私は昨年6月に一般質問におきまして心の健康について取り上げました。しかしコロナワクチン接種が始まるとはいえ依然収束の目処が立たない、最近では変異株の懸念もされる中、昨年の7月以降自ら命を絶つ人が急増しております。悩みや困難を抱える人に寄り添って支える取り組みが急務であると思っておりますので、再び心の健康について質問いたします。1月の速報値ではありますけれども2020年の自殺者は前年比750人増、2万919人という発表がありました。この統計の確定値は実は今月をされるわけですが、実際にはこの速報値より増加する傾向にあります。全体のうち男性は1万3,943人これは前年比で135人減なんですが、この女性が6,976人ということで885人増になっております。これは2年ぶりに増加をされています。またその中で小中高の自殺が68人増えて440人いるということですね。これは1980年以降最多であります。この内訳を申しますと小学生が13人、中学生が120人、高校生が307人、これは通年ベースでもっとも多かった86年の401人を上回っております。これ高校生についても過去最多でありました。これらの大きな要因がこのコロナ禍における経済的状況また外出自粛による家庭内の状況の変化、最近ではウェルテル効果といまして著名人や芸能人などの自殺報道の影響で、自殺者が増える現象が考えられております。この3月は年間を通してもっとも自殺の多い月であります。そのことから自殺対策強化月間になっておりますが、今月の自殺対策強化月間の取り組みを教えてください。

○保健福祉課長

はい。津谷議員の質問にお答えいたします。まず広報たつの3月号におきまして各種相談窓口等の広報をしております。それから図書館に特設コーナーを設けまして、関係書類を展示し啓発グッズを設置しております。3月6日すでに終わってしまいましたけれども、こころ健康づくり講演会を開催いたしました。こころの医療センター駒ヶ根の臨床心理士を講師に「見逃さないでこころの不調、周りの人ができること」と題した講演会を開催いたしました。3月1日ですけれども、上伊那の8市町村と伊

那福祉事務所の主催によりまず総合相談会を開催いたしました。この相談会は自殺者数の減少を図るための自殺対策強化事業の取り組みの一つとして、自殺のハイリスク者に対する包括的な相談を実施するものでありました。弁護士等専門の相談員があたりましたけれども、辰野町からも保健師1名が相談員として出席いたしました。3月が強化月間でありますけれどもそれに先立ちまして1月、2月にゲートキーパーの基礎講座を予定いたしましたが、これは残念ながらコロナの感染拡大の状況により急遽中止といたしました。以上です。

○津 谷 (9 番)

私もこのゲートキーパー講座改めて参加を予定していましたが、中止になってしまったということで非常に残念であります。先ほどありました上伊那自殺対策事業相談会の中でこれ関連ではありますけど、上伊那の自殺者の状況等発表はあったんでしょうか。

○保健福祉課長

はい。自殺者の状況でありますがこの相談会の中では特にそういう報告はなかったものと思われ。ただ詳細な自殺実態を分析するために厚生労働省所管の自殺総合対策推進センターっていうものがありまして、ここではすべての地方公共団体に、地域自殺対策プロファイルというものを作成して提供しております。このプロファイルには地方公共団体ごとの自殺者数や自殺率、関連する地域特性等が示されておりますけれども、このプロファイルによりますと、上伊那圏域の2015年から2019年までの5年間の自殺者数は160人、辰野町ではこの5年間に12人というように提示されております。以上です。

○津 谷 (9 番)

特筆すべきは女性と子どもたち若年層の自殺者の増加であります。このコロナ禍の状況によって社会的孤立が増加しているといわれている中、年代や性別などそれぞれに沿った持続可能な相談体制の強化が必要ではないでしょうか。そこでまず子どもたちなんですけども、自殺の原因っていうのは本当に複合的な要素が絡んでおります。はっきりと解明することってのは本当困難であります。孤立また無価値感以前から子どもの自殺を考える上でキーワードと言われております。子どもたちにおいて日常で過ごす学校と家庭それぞれに今要因があるのではないかとと言われておりますが、学校においては学習の遅れ、また将来への不安そしてコロナによる長い休校明けの再

開したんですが学校行事の中止などによりまして、人間関係を育む機会が少なく友達づくりのきっかけをつかみ損ねたなどで孤立をしていくケースもあります。また家庭においては親がテレワークや雇い止めですずっと家にいて、暴言また暴力を受けるといった虐待の悪化の増加が増えているという声も相談機関からは聞かれます。虐待を受けた子どもは味方のいない家庭内で孤立を深め、生きていく意味を見出せなくなってしまおうと言われております。家庭で過ごす時間が増えたため家庭環境に問題のある子どもが、逃げ場を失ってしまっていることは本当に要因として考えられます。そこで教育現場における相談体制またSOSの心のキャッチ、どのようにされているのか取り組み状況をお聞かせください。

○教育長

はい。議員の質問にお答えしたいと思います。今までもたびたび触れているわけですが、最近、児童生徒さまざまな個性・特性をもってきている、そしてそれが重複しているなんていう話もあるわけですが、そこにさらにこの今回のコロナがね影響してるんだろうなど、今議員言われておりますがそうだと思います。実はこれに関わっては昨年の6月に山寺町議も質問されましてね、コロナ禍における学校の臨時休業において児童生徒にどんな影響があったかということで、学校でつかんでる範囲で対応した部分だけであっても小学校で5.5%、中学校においては27.3%の児童生徒が何らかの影響を受けている、それに対して学校でも対応したというふうにこう伺ってるわけですが、やはり今まで考えてもみなかったこと想定外なことが起ったときに、いつもは元気そうに振舞っている子どもたち、児童生徒にも非常に大きな影響を与えていくんだなあということ改めて教えられたそんな気がしております。いかにその学校においてね友達とこう関わる人間関係づくりが大事だなあと改めて感じたところですが、コロナの関係でその部分が十分にできなかったそんなこともあろうかと思えます。そのような児童生徒の指導だとかあるいは支援していくためには、その相談体制っていうものをきちっと確立をしていかなきゃならないわけですが、これには昨日も答弁させていただきましたが、こう担任一人任せではもうだめなわけでやはり学校として組織として対応していかなければならない。まずはこの学校のこの対応という部分ですが、実はコロナということもあつたわけですが、残念ながら今年度うまく連携がとれず相談体制が十分確立できなかった、いわゆる報・連・相が十分機能しなかったっていう例が町内の学校の中で起こってしまいました。なぜそ

うなったのかっていうことを校長会でも情報共有しながらお互いに考えて、やはりここを立て直していかないとまずだめだろうと、そしてこの部分については校長会でも来年度まず大事にしていこうということで、この相談体制ですね、報・連・相の体制をしっかり確立をしていこうと。いずれにしましても今言いましたように担任一人で抱えるだとか、担任一人が責任を持つという時代ではない、学年であるいはチームで係で対応していくってことを基本にしていきたいと思います。それ以前に最も大事なことで、そしてまた最も難しいことってのは、先生方一人ひとりの感性ですね、子どものちょっとした異変だとか小さな叫びあるいはこう発している SOS、これに気づけるアンテナを持っているかどうか、児童生徒の困り感に共感できるかどうかにかかっているわけでございます。ここら辺はなかなか難しい部分だけれど、まずここからスタートを来年度していこうとふうに考えております。町の教育委員会としましても教育委員会のこども課の中にはこども支援係あるいは学校支援の先生おりますので、この方たちが中心に学校あるいは保護者の相談等にもものっております。特にこのこども支援係というのは家庭環境も十分に把握しておりますので、学校から今年度も何回か相談がございました。相談があった際、家庭への具体的な支援の仕方アプローチなども相談にのってあげることができておりました。それでまた町内には町内スクールカウンセラーが二人おります。一人は県費のスクールカウンセラーですが、もう一人は町費で確保しているスクールカウンセラーですが、このカウンセラーに児童生徒あるいは保護者の不安や悩みを早期に発見をし、迅速に対応したりして学校の相談体制を充実させていこうとふうに思っております。さらにこれから今までもそうなんですけれどもね、教育事務所などにスクールソーシャルワーカーだとかあるいは特別支援の支援員だとか、あるいは不登校、いじめ不登校対策員っていうような職員が配置されておりますので、ここら辺につきましても来年度積極的に活用しながら、先ほど言いました一人ひとりの子どもたちの困り感に寄り添った対応ができるようにしていこうということ、ここ来年度の重点にしていこうとふうに町の校長会でも確認をさせていただきました。以上です。

○津 谷 (9 番)

長野県では来年度より今までは期間限定でありましたけど、通年とおして毎週水曜日に子どもたちの LINE の相談という窓口ができるようになるそうであります。また今お話がありました、しっかりとスクールソーシャルワーカーも確保して各学校に配

置をしていただきたいと、そして今子ども支援係が子どもたちの SOS をキャッチするとおっしゃいましたが、ぜひ前回取り上げましたヤングケアラーも含めまして本当に目に見えない苦勞をしている子どもたち、心の悩みがある子どもたちのちっちゃな変化をキャッチできるアンテナを何本も作っていただいて、一早い取り組みをしていただきたいことを要望いたします。また関連でありますけども 40 歳以上の自殺する方も多いということで、今独居高齢者また高齢者二人暮らしも辰野町の中におきましてはかなり世帯が世帯数があります。また在宅で介護をしているご家族もこのコロナ禍においてさまざまな悩みもあるのではないかと思います、その辺に対する相談体制はどのようになっていますでしょうか。

○保健福祉課長

はい。まず高齢者につきましては民生委員の皆さんに見守りをお願いしておりますので、民生委員さんからあるいは介護を受けている方につきましては、ケアマネージャーや介護保険サービスの事業所が入っておりますので、さまざまな方から情報をいただいて相談体制をとっております。実際に高齢者に対する総合相談事業っていうものを行っておりますけれども、心に関する相談が 1 番多い状況になっております。以上です。

○津 谷(9 番)

はい。さまざまな相談体制はありますけども、自殺をする時間帯は夜間から早朝にかけてが一番多いわけでありまして、ですのでしっかりとそこをカバーできる 24 時間体制の相談体制、しっかり強化を要望いたします。続きまして女性に対しての自殺増加の話でありますけれども、特に同居人がいる女性、また無職の女性の自殺が昨年 7 月からとても増えております。その理由といたしまして、女性の職域が人との接触を伴う医療また福祉、小売また飲食サービスなど感染リスクにさらされる産業が比較的多いですね。これらの職業に従事する女性たちに相当な心理的負担が生じている可能性があるといわれております。また非正規雇用が多い女性はコロナ禍による失業で経済的に困窮しやすいこと、また家庭にいる時間が増えましたので夫婦間での DV のほか、子ども特に女子への風当たりが強い傾向もあると、それが未成年者の自殺にもつながっているという分析があります。特に育児の悩み、介護疲れなどの問題が深刻化した可能性も指摘をされております。そこで女性相談窓口などへヒアリング、居場所がないことを訴える子や妊娠また性暴力など性に関する相談が増えてということも

わかってきました。辰野町においては女性活躍推進プロジェクトへの紐付けをして、自殺防止の啓発、さら女性の心の相談窓口を設置することなど大切ではないかと思いますがいかがでしょうか。

○会計管理者

それではプロジェクトリーダーを務めておりますので、私の方から回答させていただきたいと思います。今年度実施した女性活躍推進のための意識調査の中で仕事に関するご意見やご要望が多くありましたので、気兼ねなく相談できる体制として「たつの・女性しごと相談室」をこの2月より開設いたしました。子育てと仕事の両立、就職・転職のこと、職場の悩み、キャリアや人生設計に関することなどを受け付けております。相談は国家資格のある専門キャリアコンサルタントで個別に相談にあたっております。相談は1回30分から1時間程度で一人当たり少なくとも3回程度相談をしております。この相談室を開設するにあたり、各課と打ち合わせをしております。内容によっては迅速に各分野の窓口へ橋渡しをすることとなっております。以上です。

○津 谷 (9 番)

はい。この女性活躍推進プロジェクトは後ほど山寺議員の方からしっかりと質問があると思いますので、私はここで終わりにいたします。また自殺の防止には身近な人の見守りがとても大切であります。心身ともに疲弊している人は周りに助けを求められず孤立をしやすい、また家族や友人、地域住民らが声をかけて小さな変化を見逃さないようにしていきたいと思います。そのためには相談窓口をしっかりと拡充をして、必要な人に必要な支援をつなげられるよう取り組み、その方に寄り添ったアウトリーチ型の相談体制を構築、さらにセーフティネットの一層の強化を望み次の質問に移ります。3番目は死亡後手続きの一元化についてであります。ご遺族は大事な方を失った悲しみの中でも死亡また相続に関する手続きを進めなければなりません。葬儀の手配と仕切りだけでも大変な負担ではありますが、そこに加えて各種届出の手続きを行わねばなりません。死亡に関する手続きの種類は20から40とも言われております。また担当する窓口もそれぞれ異なってくるわけでありまして。現在この辰野町においての状況はどのようになっていますでしょうか。

○住民税務課長

はい。現在総合窓口におきまして死亡届を受理した場合、埋火葬許可証の交付を行い併せて死亡後手続きのご案内をさせていただいております。火葬場の手配につきま

しては葬儀屋さんに対応するケースが多く、必要に応じまして職員が行うこともございます。火葬・葬儀を挙行了した後ご案内しました死亡後手続きを行っていただくため、総合窓口にお越しいただくこととなります。住民税務課では、国民健康保険や印鑑登録、税の関係など多数の手続きを行っていただきます。また住民税務課以外の手続きとしましても、水道関係、ほたるネット、各種料金関係と多数の手続きを行っていただくこととなります。その際各担当課に出向いてもらうのではなく、担当職員を呼び総合窓口ですべての手続きや説明を行うワンストップ窓口を心がけ対応を行っております。手続きにお見えになった方をたらいまわしにすることはございません。これらの手続きにはある程度時間を要することから、可動式パーテーションなどで区切るなど、ご遺族の気持ちに沿った窓口環境を考えていく必要性を感じているところでございます。常により良い窓口環境を目指して改善を行ってまいりたいと考えております。

○津 谷 (9 番)

はい。関連でありますけどその中で身寄りのない方、また遠方にお住まいの方、また外国籍の方などの手続きに関して、何か状況や課題というのはわかるところありますか。

○住民税務課長

近年、遠方から葬儀のため、また各種手続きのために来町される方も増えてきております。また当町に関係する死亡届っていうものも増加してきており、事前に手続きを把握しておきたいといった問い合わせも確かにございます。各種手続きのご案内を充実することによって、少しでも不安を解消されるようにホームページへ案内掲載について準備を現在進めているところでございます。

○津 谷 (9 番)

先ほどの答弁の中でお悔やみ窓口という名前はありませんけども、ひとつの窓口でそこに各課の担当の方が出向いてくださるということで、ある意味ワンストップ窓口ができているかとは思いますが、なかなかその役場の中って正直申しまして来たときに非常に緊張感のある、入った瞬間にみんながこっちを見るとかいうこともあって、なかなかその相談とかいろんな手続きするときちょっと二の足を踏んでしまうということもあるようではありますが、やっぱり特にこの悲しみの中で来町されるわけがありますので、そのご遺族が本当に迷わずストレートにそこに行くためには、やっぱ

りそのしっかりとしたお悔やみ窓口という表示も中にはこれ必要ではないかなと思います。これ質問には入っておりますがちょっとここは割愛しますが、遺族にとって死亡や相続に関する手続きってのは生涯で繰り返しそんなに発生するものではないということで、なかなか慣れることではありません。この慣れない手続きによって手続きの漏れ、また必要書類の不備によって何度も繰り返す負担も生じる可能性もあります。先ほど課長よりありましたけども、ホームページまた広報また町の公式LINE活用して、手続きに関する手引書を手引きを案内するまた手引書を作成するなど、本当に寄り添った支援っていうのは必要ではないかと思いますが、改めてその辺はいかがでしょうか。

○住民税務課長

現在、事前にお渡しする書類としましては簡易的な案内書で対応しております。またこの案内の見直しを含めまして現在そこに掲載されていない手続きであるとか、チェックリストだとかそういったものも追加掲載しまして、ご遺族にとって理解しやすく利用しやすい案内書を用意していく必要性は感じております。今後準備を進めてまいります。

○津 谷 (9 番)

はい。今辰野町は高齢化率 37.9 ということで、これからますます高齢化によって配偶者が高齢となるケースも増えてくると思います。また世帯構成また家族形態の変化によりまして親族が本当に疎遠になるケースも出てくるかもしれません。そこでまた改めてしっかりとした、寄り添った支援、窓口ができますようご検討を要望いたしまして最後の質問に移ります。はい。子育て支援と教育についてであります。まず始めに町長私案について何点か質問をしたいと思いましたが、昨日かなりの質問も出まして私の聞いたかったことも大分聞かれましたけども、思いとして少し質問をさせていただきます。町長私案はまあこのキャンパス化構想ってのは令和元年 9 月からまとめに入ったということでありましたが、その前までにいろいろな先進地の事例を調査して、また町内のしっかりね聞き取りをしたという答弁もありましたけども、この答弁しっかりされたということでもあっても、この私案を出したことによってやっぱり町民の皆さんが不安と混乱を与えてしまったっていうことは事実としてあると思います。私もそう感じます。本当にそのまずこの地元の学校関係者とか保護者の皆さんを含めた子育て世代の皆さんから、本当に必要な聞き取りというか意見要望ってのを

集約されていれば、こんなにもこの二分化をするに至るぐらいなことにならなかったのかなあという、私の考えではありますけども感じました。ここはちょっと質問ではありませんので次にいきます。その町長は総合教育会議の席上において、誰一人取り残さない教育が必要であるとおっしゃいました。具体的に町長がお考えになる誰一人取り残さない教育とはどのようなものなんでしょうか。

○町 長

はい。私案でも触れさせていただきましたけれども、文部科学省が公表しました令和元年度の問題行動・不登校調査によりますと、県内のいじめ認知件数は1万198件、不登校の小中学生は3,551人と、ともに過去最多を更新しているショッキングな状況があります。町内では各学校において現場の先生方のご努力により丁寧でしっかりとした教育が行われ多くの子どもたちが健全に学び、伸び伸びと育っていると認識しておりますが、その一方で日々苦しみ悩んでいる家庭や子どもたちも少なからずいるものとも感じております。勉強が面白くない、あるいはついていけない、クラスになじめない、友達との関係がうまくいかないなどそれぞれの理由があると思いますし、児童自身も本当の理由がわからず悩んでいるケースもあると思います。また音や光、他人の感情などに敏感に反応してしまう気質を持った子ども、英語で Highly Sensitive Child 敏感すぎる子どもと訳されておりますが、常に生きづらさを感じこれが原因の不登校児童も増えているとの報告もございます。こうした子どもたちのために何ができるか、先生方や保護者の方も日々考え苦勞されているわけで、簡単に答えが見つかるものではないと思いますけれども、それでも学校が一人ひとりの子どもたちにとって、それぞれの個性や特性にあった生き生きと過ごせる場所になるようにと願っております。またコロナ禍で行事やクラブ活動ができない、自由にできないそういったストレスや不安を感じている児童、まあそういった児童の皆さんはうつ状態になっていないか、そういったことも特に案じているところではあります。以上です。

○津 谷 (9 番)

はい。今 SNS を始めとした誹謗中傷また児童虐待の増加また障がいをお持ちの児童生徒、また不登校や外国人児童生徒などさまざまな環境があるわけでありますので、誰一人取り残さないということは、すなわち一人ひとりの個性を置き去りにしないということだと私は思いますので、しっかりとその辺もそういった教育の実現を望みます。私は先週の木曜日に塩尻市にあります、塩尻市北部交流センターのえんてらすと

いうところを視察をしてまいりました。ここは子どもがつなぐ新しいふるさtoを目指して地域住民との連携や、常に子どもが核となる事業展開を意識をする、またそこで発展し進化をする運営を基本的な考え方としております。私そこの2階には個人の学習や読書ができる自習コーナーがあります。私は朝9時ごろ行ったんですけども、もうすでに子どもたちがしっかりと自習を何人かしておりました。そこで関連の質問がありますが、教育長に質問いたします。このコロナ禍で行事が少なくなっている町民会館の空きスペース、部屋またエンテランス等あると思うんですけど、ここ子どもたちの自習スペースとして開放、たとえば3月の春休みも含めてってことを提案をしたいと思います。来年度は町民会館のWi-Fi整備によってICT活用をした学びの場も検討すると昨日答弁もありましたけども、改めてその辺をちょっと端的にすいませんお願いいたします。

○教育長

はい。子どもたちが学んだり遊んだりする場ってのは、さまざまところがやっぱり提供されるべきだと思うんですね。学校であったり家庭であったり地域であったり、そんな中で教育委員会が管轄している町民会館だとかパークセンターだとかね荒神山の関係、そこらへんも同様だと思うんですね。これについては本当にもう弾力的にこう考えていかなければいけないだろうと思うんです。子どもの学びの場の提供も町民会館でやっていこうというように考えておりますし遊びの場の提供も何ができかっていうのはまだ青写真まったくない状況ですけど、これも弾力的に考えていきたい、いずれにしても子どもたちにとってやり直しがきかないんですね。今年の6年生は今年で終わりで来年やり直すことはできませんので、何らかの対応っていいですかねできることを考えていきたい、今までのその発想から離れてでも何かできることを考えていきたいなと思います。

○津 谷 (9 番)

はい。最後にジェンダー平等の子育てについて時間もありませんので端的にとぼしながら行います。SDGsの目標5にジェンダー平等を実現しようがあります。このジェンダー平等ってのは今の世界において多くの人が声を上げている取り組まれている課題のひとつであります。その中で日本っていうのは6箇月以上の育児休暇を設ける法整備を行った世界でも唯一の国となりました。しかし2025年度に男性の育休を30%とする政府の目標もありますけども、2019年度までには7.48%しか取られてい

ないと、ここが過去最高であるというのがとても非常に残念であります。今日の長野日報さんの一面にもありました駒ヶ根では2018年から2020年まで男性の育児休業のされる方が対象者が30人いたんですけども取られた方は0%だったということ。実際その中では有給休暇を使って休まれている方も含まれてはいるとは思いますが。そこで駒ヶ根市の場合は改めて来年度から男性の育休1箇月以上を、伸び率5%とするという明確な目標が出ておりました、記事に出ておりました。そんな中で国内におけるその6歳未満の子どもを持つ男性、夫ですのねの費やす育児の時間って67分なんです、1日あたり。これに対して女性というのは約7倍461分ということであります。この男性が育児休暇を取りやすい環境づくりってのは、早急にやらなければいけないと思うんですが、端的に当町においては男性の育児休暇の取得率がわかりましたら教えてください。

○総務課長

それでは役場職員における状況についてお答えをしたいと思います。パーセントでは申し上げませんが、今年度男性職員における育児休業や部分休業の取得者は3名でございます。ですので、本日の報道にありました駒ヶ根市さんの5%よりは超えているのかなと思っております。ちょっと補足をさせていただきますと、平成30年度から復職時の調整について100分の100にさせていただきますし、今年度から育児短時間勤務の制度も導入しておりますので、男女問わずそれぞれライフスタイルに合わせた働き方が可能になっているのかなと思っておりますので、積極的な活用を呼びかけてまいりたいと思います。以上です。

○津 谷 (9番)

最後の質問の無報酬また育児、家事労働の認識についてなんですけども、家事をしている間に例えばその方が仕事に出ているとしたら、いくらになるかという賃金の計算する方法が機会費用法というものなんです。そこで平均的な単価等をここちょっと今日時間がないので計算法を言いませんけど、計算すると30万300円これひと月の月収になるわけでございます、その家事・育児を金額に置き換えると。そうすると年収360万円になるわけですね。家事、家族のお世話によってこれだけの収入を得る機会を損失しているともいえます。そんな中でやっぱり育児、介護、家事労働ってのは無報酬で毎日続いていくものですので、しっかりと男性も意識をしてこれからのジェンダー平等の社会をつくっていきたいという私の願いもありますけども、当町にお

いてもしっかりとこの辺を検討していただくことを要望いたしまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

進行いたします。質問順位9番、議席11番、小澤睦美議員。

【質問順位9番 議席11番 小澤 睦美 議員】

○小澤（11番）

議長から質問の許可をいただきましたので、質問をさせていただきたいと思います。私の質問の方は昨日の町長私案っていいですか、私は私案っていうのは公人の方が使うべきではないというふうに思っているんですが、一応私案として質問を何点かさしていただきたいと思います。ちなみに私案っていう言葉、中日新聞さんは試みの案っていうふうに書いてあったものですから、そういう捕らえ方もあるかなということを感じて質問させていただきます。1点目ですけれど今までの何回か質問させていただきました。特認制度を利用している生徒さんはバス代とかそれからバス通学が許可されているんですけれど、川島から西小学校これは特例を使って通学できるようになってるんですが、その児童さんたちに対しては補助がないという、これは不公平ではないかということは何回か質問させていただきました。それで今まで教育長さんは個人的にはいいんじゃないかっていうように言われてたんですが、町側からは移住定住促進の制度からは外れているのでだめだということ言われてたんですが、今回今言った町長私案の中でこの制度、こういう状態は不公平ではないかっていうように町長も言っていましたんで、早急に不公平をなくすためにも川島から来る児童に対しても補助をできないかということで質問させていただきます。よろしくお願いします。

○町長

はい。川島小学校の今後のあり方についての私の考えは4月にお示しすることとしておりますので、具体的な内容は明言いたしませんけれども、現在の通学方法と補助制度には矛盾を感じておりまして解消したいと考えております。結論は4月の私の考えの公表後に教育委員会と相談したいと思っておりますけれども、川島小学校に通学している児童と児童数の多い町内の他の小学校に通学する児童の両方に配慮したものに早期に改善したいと思います。場合によっては4月1日に遡及し必要な改正を行いたいとも考えております。以上です。

○小澤（11番）

4月1日からもってことで回答いただきました。今まで不公平だってことでだいぶ川島の人たちも言っていたもんですから、ありがたいことだなというように思いますんで、ぜひ実施をしていただきたいというように思います。2点目ですけれど、これも今までも何回か質問してきました。川島地域に対して特定地域選択性の導入か町長私案今回あったんですが学区を町内1学区にできないかという質問です。理由ですけれど平成25年から特認校制度が導入されたわけですけれど、川島地区以外の町内の児童については現在の住所のある通学区域内にある小学校と川島小学校のどちらかを選択できますけれど、川島地域の児童は川島小学校しか通学区としては認められていない状態です。ただこのこと現在西小学校の方に通っている生徒さん9名ほどいますし、また来年度からは川島小学校に行かなくなるというような現状の中で、できれば特定地域選択制っていうのを導入していただいて、あんまり公然とっていうことではないですけれど、公に認められた制度として取り扱っていただければ、いろいろの今まで川島から変じゃあないかっていうような指摘もあったもんですから、そういう指摘もなくなるというように思いますんで、できれば特定地域選択制をとっていただきたいということを思いますけれどいかがでしょうか。

○教育長

はい。議員の質問にお答えをしたいと思います。この通学区のあり方につきましてさまざまな議論を今までもしてまいりました。町長私案に関わっても町内をひとつの通学区にというそんな文言もこう載っているわけでございます。これについてもさまざまな意見を頂戴しております。この特定地域通学区制あるいは学校の選択制ということですけど、以前はこれ文科省が通学区制度の弾力的運用の指針っていうものをこう出されて、先進的な取り組みをしている自治体の例っていうのも合わせてこう紹介をされてくる中で、学校の通学区においては大きな議論をよんだわけですね。このような中で自治体によっては、学校間を競わせるっていうようなことをしてね学力などで、そして子どもたちに選ばれる学校を作るんだとこんなようなことも言ったところもあるわけですが、このいくつかの自治体がこの通学区を弾力的に運用するようこうしていく中において、この新しい学習指導要領とともに学校と地域とが連携して学校運営協議会を設置して、学校と地域とでともに子どもを育てていくんだというように、辰野町でやっておりますこのコミュニティースクールですけれど、このコミュニティースクールの構想が文科省の方から今回はっきり打ち出されてきており

ます。そしてこのコミュニティースクールの議論が本格する中で、今までその通学区を自由にあるいは学校選択制やってきた自治体のいくつかは再び元に戻すというよ
うなね、通学区制に戻すというようなこんな取り組みをこうしているわけでございま
す。実はこれを受けて辰野町どうしたらいいかってことなんですけれど、辰野町では
他の市町村よりも随分早い段階から、このコミュニティースクールということを取り
組んできております。これはコミュニティースクールという言葉が出る前から学校を
地域が支えるというこういう気風がずっとあったわけですね。ですのでこのあたりっ
ていうのはやっぱり大事にしていかなければいけないだろうと思うんですね。ひとつ
の学校が自由にいけるとかそういうふうにしてまいりますと、あるいは町内をひとつ
の学区にしてしまうということになりますと、昔からこう大事にしていたこの部分
がやっぱり崩壊するというそんな心配もございます。ですから基本、現在の通学制度
は堅持をしていきたいとふうに考えているわけなんですけれど、先ほどから議員言われる
ようにさまざまな事情でね、学校、就学の学校ではなくて隣、ほかの学校へ行きたい
というものについては丁寧に対応していかなければいけないだろうなど、この想い
は今も変わりございません。以上です。

○小 澤（11 番）

いろいろの制度の中で不可能かなってというような今回回答いただいたんですが、ぜひ
そういう中で現在も取り組んでいただいていることを正当化っていうか、みんなが認め
るような説明等もやっていただければ、川島の中でも当然に通学ができるという雰
囲気ができると思いますんで、ぜひその努力もお願いしたいっていうように思います。
次の質問に移りますが、最初に町長私案と教育に対する課題っていうことで質問さし
ていただきます。最初に総合教育会議のあり方についてということですが、昨日も総
合教育会議については質問がありました。その中でちょっと整理させていただきます
けれど、この総合教育会議は町長が召集し会議は原則公開、構成員は町長と教育長及
びすべての教育委員となっております。位置づけについては地方公共団体の長と教育
委員会という執行機関同士の協議と調整の場とすることとされています。しかし町長
が議会の同意を得て教育長、教育委員を直接任命したり、予算や条例案の提出などを
握っていることから町長の権限が強くなったのではないかと以前の、これも岩田議
長といますか岩田議員も質問しているんですけど、それに対して教育長、「町長と
教育委員会という対等な執行機関だと思いたすが、対等な執行機関同士が教育行政に

ついて協議や調整を行ったり情報交換を行ったりする場ということであって、物事を決定するその場ではないと私は考えております。今議員指摘されたように、じゃあ両方の両者の意見が違ったという場合どうなのかっていうことについては、極力違わないようにこの町の教育行政ですので、丁寧に協議を重ねていくってということだと思いますし、合意したものについて両者が責任をもって取り組んでいくということになるんだらうと思います。以上です」 というような回答をしていますけれど、今回の平成30年3月26日の町長の突然の川島小学校の3年間存続宣言、そして今回の再度の一方的とは思える私案の発表等により、協議と調整の場であるはずの総合教育会議とは思えないのですけれど、教育長は今までの経過を振り返ってどのように感じているのかお聞かせいただきたいと思います。

○教育長

はい。まず議員が言われました教育長を町長が任命する、確かにそうですけどそれによって町長の権限が強くなったということは、私まったくこう考えておりませんし、それはあたっていないんだらうなと思っております。あくまでも教育委員会と町長ってのはこれは法律でも職務権限というようなことでね、はっきり規定もされております。ただまあ職務権限がそれぞれ教育委員会にある町長にあるというこの法律を全面に出して、法律はこうだからこれ町長の権限ですよとかこれ教育委員会の権限ですよっていうようなばっさりと切ってしまうようなね、そういうやり方ってのは私は2万人きったこの町では避けるべきだらうと。ですから今回の私案は出されたわけですけど、これはあくまでもここがスタートでこれから協議をしていくっていうこと、ほいで一致点を合意点を見出していく努力ってのは、これから町長も教育委員会のほうもしていかなければならないんだらうなあとと思います。ですから当然今スタートしたばかりというふうに、1月にスタートしたとふうに考えてもいいんだらうなあとと思います。4月に町長が出すと言ってます。それを見守りながらとふうに考えております。ただ町長も今回の件については総括をしておりますので、それについてはあまり触れませんが、1月の早い段階にもし教育委員会の方に相談があれば、また違った協議ができたのではないかなあとは思ってはおります。以上です。

○小 澤 (11 番)

今、中立っていいですか各独立した機関として機能していくっていう、しているんじゃないかという、それに努めるというように教育長の答弁だと思いますけれど、た

だ今回のあれについては町長の一方的なものが町中に広がっている、そうするとああいう雰囲気になっちゃったっていうのが非常に残念だなあとというように思いました。そこんところはやっぱりもう1回我々も見直さなければいけないなというふうに思います。それと昨日なんですけれど、総合教育会議ってのは今言ったように対等な執行機関で、教育行政について協議や調整を行う場ということになっておりました。それでこの協議、言葉の中なんですけど協議についての定義ってのがありまして、自由な意見交換として幅広く行えるものとあります。昨日の一般質問の中で、議員の中から過日の総合教育会議の町長私案に対して、教育委員から撤回するべきだというような発言もありました。ただこの発言っていうのはやっぱり我々、教育長また教育委員も町長の任命を承認している同じ立場の方たちでありますので、ちょっと残念に思いました。このことによってこれからの総合教育会議において、その委員さんたちの意見が素直に述べていただけなくなるっていうことを若干危惧しましたので、そんな私の感想を述べさせていただきます。それでは3点目の質問に移りますが、町長の職務権限と教育委員会の職務権限っていうことで質問させていただきます。公立小学校の存廃について町長の職務権限に属しているのかについて伺います。この町長の職務権限と教育委員会の職務権限について規定しているのが、昭和31年制定の法律第162号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律です。町長の職務権限と教育委員会の職務権限についての規定ですけれど、今の言った法第21条に教育委員会は当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で次に掲げるものを管理し及び執行するとして、一つとして何項目あるわけなんですけれど、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を設置、管理及び廃止に関することとされています。そして町長の職務権限としては、そのあとの第22条に地方公共団体の長は大綱の策定に関する事務のほか、これは大綱は作成されておりますけれど、次に掲げる教育に関する事務を管理し及び執行するとなっております。一つとして大学に関すること、二つ目が幼保連携型認定子ども園に関すること、3 私立学校に関すること、4 教育財産を取得し及び処分すること、5 教育委員会の所掌に関わる事項に関する契約を結ぶこと、6 前号に掲げるもののほか教育委員会の所掌に関わる事項に関する予算を執行することと規定されております。したがってこの中に公立小学校の存廃は、令和3年2月26日辰野町教育総合会議、先般行われた会議ですけれど、町長説明の中で川島小学校存廃問題の総括として説明しておりますけれど、公立の小学校存廃について町長が言うことは、先ほ

どの地方教育行政の組織及び運営に関する法律と照らし合わせても、町長の職務権限から逸脱しているのではないかというように思っております。これは法律違反ではないかと思うのですが、町長はどのような法律を根拠に川島小学校を存続させると公表してきたのかお伺いします。

○町 長

はい。総合教育会議は地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これの第1条の4において地方公共団体の長と教育委員会という執行機関同士の協議と調整を行うために設けると定められております。その協議事項の一つとして教育を行うための諸条件の整備など重点的に講ずべき施策が挙げられております。町長と教育委員会の職務権限については、昨日の吉澤議員の一般質問の答弁でも述べさせていただいたとおりであります。町民の民意を反映するため総合教育会議で積極的に意見や提言を伝えることも責務であり、川島小学校存廃問題はこれに基づき自分の提言として公表したものであります。3年間このチャレンジに取り組むことができたのも、私の意を汲んで教育委員会が機会を与えてくれたおかげだと認識もしております。なお協議である以上、時に自分の主張が教育委員会で考えている方針や方向性と異なる場合もあると思いますが、その内容が民意を反映し教育委員会の合意の中で決定したものであれば、教育委員会の出した結論に沿ってそれが円滑に実施できるように全面的に協力していきたいと考えております。

○小 澤（11番）

今、町長民意を反映するもんだということで発言しているということでしたけれど、こんな通知が文部科学省の初等中等教育局、初等中等教育企画課っていうところから発せられている文章がありまして、首長と教育委員会との関係を見直す際の視点として、地方自治体における行政責任はその多くは首長が負っているが、教育に関する事務については主に首長から独立した教育委員会が責任を負っている。教育委員会が所管する教育事務については首長の指揮命令は及ばず、首長は教育委員の任命や予算編成などを通じて間接的に責任を負っている。このような仕組みとされている理由は、教育について政治的中立性や継続性、安定性の確保が強く求められ、合議制の機関を通じて、これは教育委員会は現在5名の方、教育長は一人であると委員の方が4名ですかいらっしゃるんですが、その合議制の機関を通じて公正中立な意思決定や住民意思の反映を図ることが適当と考えられるからである。また首長と教育委員会の権限分担

の弾力化において、上記の視点にたった場合教育に関する事務の中で首長から独立して執行する必要があるものとしては、教育の政治的中立性の確保及び教育の自主性の尊重のために、当然に必要であると考えられる学校や社会教育機関における教育内容に関することが明記されています。また総合教育会議の設置の趣旨と役割についてですけれど、総合教育会議においての協議の議題とすべきではない事項の具体例として、特に政治的中立性、これは今回川島小学校に対して町長の方は教育小学校の人数を増やすためという名目で、政策的には移住定住政策ってのをとっておりますので、そういうことに絡めてと思うんですけれど、移住定住などの地域の活性化と絡めての政治的政策を総合教育会議の議題とすべきではないとされているのに、この通知には見受けられるんですが町長はどのようにお考えでしょうか。

○町 長

はい。町長としてはもちろん地域の活性化の効果も期待しましたが、各学校は地域の皆さんに支えられております。地域とのつながりは学校の教育活動にとっても大切なものとなっておりますので、教育行政の中では教育を行うための諸条件の整備の一つの案として提言したつもりでおります。

○小 澤（11番）

先ほども言いましたけれど政策として地域と学校を絡めてやったという、このこと自体が今回非常に川島、町長も1月のときでしたか川島地域の中に世波を起こしたりしこりを残したような結果になってるっていうように思ってます。それを避けるためにも本来は地域を活性化、私は前から言ってるんですけれど地域を活性化させるっていうのと教育問題ってのは別個にさせていただいて、昨日の話もありましたけれど、川島小学校がなくなったら地域がなくなるっていうふうに考えるんですしたら、地域のためになくたっていい政策を取っていくっていうのが政治の力ではないかというふうに思っています。その例としては鋸南町の保田小学校、ほどつっていったのかな、その小学校みたいにそのまま学校名を残して宿泊施設とか、また専売所っていうじゃあなかった食べ物なんかを売るところを作った、それが大盛況になっててその名前そのままの残してあるみたいなんですけど、なってるという例もありますので、やっぱり学校っていう教育っていうのと地域の活性化っていう政策的とは別個に考えていくべきではなかったかなというように思っています。ですんで今言った通知に書いてありますけれど、やっぱり今までの政策は間違ってたんではないかっていうように

私は理解しております。町長はそうではないという取り組みをしてきたというものですから、それは意見の違いとして感想を申し述べさせていただきます。続いて第4点目と申しますか川島地区の移住定住施策の評価についてということで質問させていただきます。町長は2月26日の川島小学校存廃問題の総括、この3年を振り返っての文書において平成30年3月26日の総合教育会議において、町長として平成29年9月の辰野町立小学校あり方検討委員会の学級規模が概ね10人とし、その後も増加の見通しが立たない場合、関係校の統廃合について教育委員会において検討されたいとの提言を尊重する中で、あえて川島小学校の存続により子育て世帯の移住定住を促進し、児童数を増加傾向に転じることに3年間の期限を切って取り組ませていただきましたとし、その間さまざまな取り組みを川島区の中で行ってきた。しかし3年間そうした多くの皆さんの努力があったわけですが、肝心の川島小学校の児童数はどうであったかという、平成30年度10名、令和元年度11名、令和2年度12名とこの3年間は横ばいから微増という状況で、少なくともこの3年間の取り組みでは残念ながら、今後の児童数を増加傾向に転じる状況までには至りませんでしたとの取り組み結果が掲載されておりました。このことは川島小学校に対しての移住定住政策が失敗であったということ、町長は評価したのかなというように思ったわけですがいかがでしょうか。

○町長

はい。児童数を増加傾向に転じる点だけを捉えれば失敗ということになるのかもしれませんが、3年間の中で川島地域への移住促進、地域の活性化については精力的に取り組んでいただいていた多くの皆さんのご努力またご協力もあって、一定の成果を挙げることができました。移住定住施策自体が失敗だとは思っておりません。ただし今後地域の皆さんとの連絡会議の場でよく相談する必要があると思いますが、川島小学校の今後のあり方と移住促進の取り組みは、今後いったん切り離してその上で移住定住促進については、長野県移住モデル地区、川島区として現在の良い流れを地域の皆さんと一緒に伸ばしていきたいと考えております。コロナ禍のあとの都市から地方への人口移入、人口の移動ですねが期待されている中ではありますが、移住政策を過度に推し進めるのではなく、現在暮らしている皆さんの暮らしを守り高めるための住環境や活躍の場等を整え、川島や辰野町に関心を持って好意を寄せただけの関係人口を広げることに、まずは注力、力を注いでいきたいと考えております。

○小 澤 (11 番)

小学校別個とすれば成功したといいますか成果が上がっているっていう話なんです、ちょっと今引っかかったのはまだ町長は存続する、長野県の移住モデル地区を入れながらあれの移住モデル地区の認定には小学校がなければいけないということになってるんですが、存続していくというまた私案というふうにかもしれないですけど、教育総合会議の中で主張していくおつもりなのかちょっとお聞かせいただければと思いますけれども。

○町 長

長野県移住モデル地区の認定条件、以前にもお話しましたけども、その該当地区に小学校があること、これが前提、一番第一条件となっております。ただいかなる結論が出ようとも、例えばすぐなくなるとかそういった話でもございません。この条件にあった状態であれば少なくともこの制度を利用して、川島地区への移住定住を積極的に進めてまいりたいという考えであります。以上です。

○小 澤 (11 番)

即解決する問題ではないという中で、また3年間引き延ばされるかなというような不安も持ってるわけですけど、て言いますのは以前町長は3年間挑戦するっていうことを表明したあとでその3年間のチャレンジ期間の終了後にですね、「川島が今より元気で賑わっていることに期待しております。すなわち川島区の地区にとらわれず、実を言うと辰野町全体に今回取り組む問題ですね。町全体に波及広がっていることも期待して回答とさせていただきます」という答弁いただきました。ていうことはまた今延びてくるかなというのと、これ町長は町全体に広げるっていうふうに話してるんですが、町長自身が1月の公表したときにねじれ現象また川島地区を寸断してる、ほいで住民同士が争うような結果をもたらしているってことを町長結果として言ってるんですが、さらにそれをまだ数年続けるような政策を、小学校を残してやっていくっていうつもりなのかお聞かせいただければと思いますが。

○町 長

そういった部分も含めてですね4月に表明したいと思いますので、お待ちいただきたいと思います。なおですね、ちょっと誤解がないようにお話しますけども、本当に今回この県の移住モデル地区を導入しまして、これは本当に川島地区あるいは関係の皆さんのお力で、非常に活性化が図られたと私は評価しております。少なくともああ

いった地区での動きがですね町内 17 区ございますけれども、他の地区でもあいつた姿を見てかなり刺激を受けた、あるいは方々も大勢いらっしゃることも聞いておりますので、そういった点では非常に見本となる動きだったかなあと感じております。以上です。

○小 澤（11 番）

私とちょっと違うもんですからこれ以上突っ込んでも違うだけの平行線たどると思いますんで、違う質問をさしていただきます。次 4 月に結論を延ばす理由と町長権限についてということで質問させていただきます。総合教育会議や教育大綱の策定等規定した、平成 27 年 4 月 1 日施行した地方教育行政の組織及び運営に関する法律のサブタイトルに教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、特に教育の政治的中立性の確保については教育委員会は引き続き執行機関であり、総合教育会議で首長と協議、調整は行うが最終的な執行権限は教育委員会に留保されているとしています。したがって 3 年前においても辰野町の今後の教育を考えて、多くの委員の皆さんが熟慮を重ねまとめた辰野町小中学校あり方検討委員会の提言と町内小中学校の今後に対する辰野町教育委員会の見解、川島小学校は提言どおり統合の対象として準備を進める必要があると、結論を出さざるを得ないとの方針に基づき、統合の準備を始めても現在思うのは良かったのではないかなあというように私は思っております。それができなかったために、このような町中を巻き込んだ教育に対する政治の介入によって、混乱が起きているというように思っておりますので、そんなように単純に 3 年前ある意味では答申に基づいてやったということであれば、このような状態にはならなかったかなということは今現在思っています。それで 2 月の 26 日のこの 3 年を振り返っての町長説明の中に「これからもこれまでも終始一貫して申し上げてきたとおり、あり方検討委員会の提言に関しては尊重しており異論を唱えるものではありません。これら 3 年間挑戦した結果と地域の現状を踏まえると、先ほどの話もありましたけれど今はこれまでの私の考えを大きく見直さなければならないと感じています」として「最後に現在川島小学校を必要としている子どもたちと、児童数が多い小学校への通学を希望する子どもたち、それぞれの気持ちに寄り添った答えも教育委員会の皆さんと一緒に検討させていただきたいと考えています」これ先ほども言っていたんですが、これらの点については教育委員会の町内小中学校の今後に対する辰野町教育委員会の、これ 30 年の 3 月 26 日に教育委員会の見解として出したんですが、総

合教育会議の中では触れられることなくそのときの状態を新聞にも載っているんですが、町長の考えと教育委員会とは違ってるよということで紹介されておりました。そういうことで先ほども4月までっていうように言ってるんですけど、その延ばす理由っていうのが私わからないもんですから、延ばす理由ないんじゃないかというふうに思っております。それでできれば今議会最終日までに町長権限そのこの題目のことなんですけれど、町長権限を行使し総合教育会議を開催し町長が町長選に立候補したときの「あり方検討委員会の提言案については最大限に尊重したいと考えます」私最大限っていうのは先日っていいいますか過去にもこの間の議会にもありましたけれど、やさしい日本語とかいろいろあったんですが、最大限っていうのは尊重するって建前の言葉ではないかというふうに私は理解してるんですけど、その公約を実行してあり方検討委員会の答申にしたがって、昨日もありましたけれど松澤議員の質問・答弁の中で新学習指導要領が小学校確か始まって、もうすでに始まってて来年度から中学校にもいくっていうことだと思ってるんですが、その新学習指導要領はアクティブラーニングという言葉が使われておりました。それが違う言葉に置き換えられてそのローマ字でわかりにくいだらうということで、違う言葉に置き換えられてる指導要領なんですけれど、その中に友達との話し合いができる教育を児童にはさせたいということがなってます。それを川島小学校に当てはめた場合には、現在12名ですかそれが今回6年生4名の中で6年生4名が卒業して一人だけ今回入学するっていうこの間案内いただいたんですが、ということはもう1桁の学校になってます。ほいでクラスも複式に当然複式ですし1名ずつになります。そうしますとこれから始まる新学習指導要領に沿ってないということになると思います。昨日の話の中でも一人でもいいんじゃないかっていうように言われている質問もあったんですが、私、前から言ってるように音楽とかそれから体育の中で、お互いに助け合いながらやってるっていう姿が、子どもたちにとっても正常な姿だと思ってますし、またそれを望んで川島から西小学校の方にまたほかの町内の大きい学校に行ってるっていう現実見ると、もうすでに町長の話にもありますように、何回も4月まで延ばす必要なくて今議会でもまだ18日まで間がありますので、教育委員会と再度総合教育会議を持っていただいて、この混乱を沈めるのが町長としての責任ではないかというふうに思うんですがそのような考えはないでしょうか。

○町 長

はい。2月の総合教育会議でも触れさせていただきましたけれども、3月定例会の一般質問で議員の皆さんからご意見やご質問等もお聞きした上で自分の考えを整理したいと考えました。そういった意味でもう少し時間をいただくことといたしました。公表は4月とさせていただいておりますけれども、前回の反省もありますので考えがまとまったところで教育委員会などとはなるべく早い時期に相談してまいりたいと考えております。町長権限は先に述べたとおりで自分としては積極的に意見提言を行いますが、最終的には教育委員会が出した方向性に沿って教育の執行に協力していきたいと考えております。

○小 澤（11番）

今、3月は無理だけれど4月中なるべく早くという話をいただきました。今回のいろいろの私は騒動というように思ってるんですが、我々議員また町長としての使命ってのは同じだと思ってるんですが、それは町民の皆さんが毎日を安心・安全に暮らせるようにそれぞれ我々議員としてもまた町長としても努めるってのが思ってます。しかし今回の町長の総合教育会議の最も重要な教育の政治的中立性また継続性これは突然に、前々ほどの法律ができるときに根橋議員も非常に心配している中で、町長が変わるたびに教育が変わるってことは非常にまずいんじゃないかっていう指摘をしておりました。そのときに加島町長の時代だったんですが、教育長もそういうことのないように引き継いでいきたいということによってたんですが、今回は明らかに今までの教育体制をガラッと変えるっていう、継続性それからまた安定性にも無視したような町長私案だっているように私は思っております。このことによってそれは総合教育会議に事前に諮ることを怠ったってことも原因だと思うんですけど、この点について文部科学省の初等中等教育長通知ってのがありまして、総合教育会議大綱の策定にかかわる法令及び通知等についてに記されております議会に対する説明ってのがあります。総合教育会議における協議の結果や大綱について、民意を代表する議会に対する説明を通じ住民への説明責任や議会によるチェック機能が、果たされることが重要であることという項目に照らし合わせても、町長の今回ってのはやっぱり一人で考えたっていうように思ってるんですが、それが混乱をまねいたっていうように私は思っています。ほいで現在世界中の人々の生命・財産を脅かしておりますコロナ禍まだ収束する気配はないんですけど、あれが災害って今回の騒動を災害って捉えちゃいけないかもしれないんですけど、住民の方にとってはある日突然に降って湧いた

ようなことなもんですから、災害っていうような捉え方をしますとコロナ禍まだ現在自然災害か人災かっていうことはまだ決まってははいないんですけど、先ほど言いましたように今回の町長私案に対しては町民の皆さんにとっては災いっていいですか、失礼ですけど言葉いけないかもしれないですが、それが町長によって起こされたっていうように私は思います。ほれで自然災害でも河川の決壊等については早いうちに私も経験あるんですが、土嚢なんかをつけば大きな災害にはならないんですけど、それを怠ってますとやっぱり被害は拡大するということです。長野市の例もあります。それでその中である一部の町民の皆さんから私に寄せられるには、町長はどういうような責任をとるかなっていうようなことも耳にしております。私がこんなことを言っちゃいけないんですけど、まだ町長10月に選挙があるわけですけど表明はしてないんですけど、それをどちらにするかわからないんですけど、早い今回の対応4月っていったる先ほどもう少し早くっていうように言っておりますので、なるべく早く解決することが大きな傷にならなくていいのではないかと、これは私のおせっかいかもしれませんが感想を述べさせていただきます。次に質問に移らさせていただきますけど、ちょっと時間がなくなっちゃったもんですがいけないんですけど、山間地の買物弱者支援事業について、これ長野県の企業局管理する既存発電所やこれから新規に建設予定の発電所所在地の市町村に交付されます「水の恵みを未来へつなぐ交付金」の活用により、高齢化の進行、人口の減少、免許返納などにより、日常生活に不可欠な食料品や日用品等の買い物ができなくなっている買物弱者に対する支援として、現在川島地区に例とりますと川島地区には移動販売車もあるんですけど、これをドローンを活用した支援ができないかということです。この交付金の対象として先般交付パンフレットが配られたんですが、市町村が実施主体となり先端技術等を活用した先進的な行政サービスにより、住民福祉の向上や経済基盤の確立等地域課題の解決を図る事業、その中には実現可能性の調査とか実証事業を含むということで当該課題解決の効果が発電所所在地域に及ぶものと認められるものとされています。そしてイメージとしては物流交通システムの構築等にとされておりまして、自動運転の実証それからドローンによる荷物配送等の例が載っておりました。これを見たとき現在伊那市がやってるんですが、長谷地区を対称に行っているものを辰野町も川島地区また小野地区等で車がないと行けないような地域に対する買物弱者に対して、支援のための導入として導入すべきではないかというように考えました。事業形態としては町内のスー

パーと提携しましてドローンを使用して、食料品や日用品を店舗まで行かなくても近所まで運んでくれるシステムを構築して、買物弱者の支援を図るということなんですけれど、この点について導入していただける考えはないかお伺いします。

○まちづくり政策課長

ただ今ご質問いただきました「水の恵みを未来へつなぐ交付金」の概要は町議からご説明いただきましたとおりでございます。その具体的な先進的事業につきましてそのメニューにつきましては、地元川島区に対してご相談をにかけているところでございます。伊那市も同様の事業を展開しておりますけれども、せっきくの交付金でございますので地域にとって最も効果の発揮が見込まれ、期待をもって受け入れられる事業を選択していくことが良いと考えるところでございます。ご提案の件も含めて地元と協議をしながら事業化を図っていきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。以上です。

○小 澤（11 番）

いくつも先ほど課長言われるように何種類か川島地区からも上がっていると思います。私は先ほど言ったのが一番ベストだということで発言させていただきましたので、ぜひそれも含んでいただいて事業を採択いただければというよう思います。それは川島地区、小野地区だけではなくてほかの山間地から町場まで遠いところにも、これから当然に必要な手段ではないかというふうに思いますので、ぜひ十分検討をいただきたいってことを要望しまして、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議 長

ただ今より暫時休憩といたします。再開時間は、11 時 58 分といたします。11 時 58 分ですので、時間までにお集まりください。

休憩開始 11 時 42 分

再開時間 11 時 58 分

○議 長

再開いたします。質問順位 10 番、議席 6 番、山寺はる美議員。

【質問順位 10 番 議席 6 番 山寺 はる美 議員】

○山 寺（6 番）

はい。今回の一般質問の最後でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは通告に従いまして 4 点の質問をさせていただきます。はじめに町長はさる 1 月

25日の総合教育会議の場で「選べる学校の構想 子どもが学ぶ場を選ぶ」を発表されました。現在の小中学校を統合し辰野町立ほたる小中学校これは仮称のようですが、現在ある校舎をキャンパス化し利用、学区は町内1学区とし入学時にキャンパスを選択し1年や学期単位でも移動を可能とする町長の私案です。各キャンパスに自然や音楽、スポーツ、芸術などの特徴を出し、現在の学校の環境や地域性を生かすという画期的な構想です。この構想が実現すれば全国初の事業になるという、この考えは教育長にも副町長にも誰にも相談せず町長ひとりで決められ、1月25日の総合教育会議で発表されました。町民からの反応は大きく賛否両論100件以上の問い合わせや意見が寄せられたと聞いています。それを受け1箇月後の2月26日に2回目の総合会議が開かれ、町長は保護者、現場の先生方、町民の皆さんに不安と混乱をあたえてしまったことに陳謝し町長私案の2年後の23年度の開校は見送りを明言し、川島小学校も含めて町長の私案を4月に再度発表することを確約されました。すでに何人かの同僚議員が質問しておりますので、重複する点、省く点があるかと思いますが質問いたします。まずはじめに町長が3年かけて考案した町内5校のキャンパス化構想、どのような思いや考えを経て実現しようと思ったのかその経緯を説明してください。

○町長

はい。3年前に小学校の存続により移住を促進しその結果地域も活性化し、川島小学校の児童数も増加傾向に転じさせる相乗効果を狙って挑戦させていただきました。その中で川島小学校を必要としている児童と、一方で人数の多い学校を希望する児童、それぞれの思いに寄り添った答えがないかについても思い悩んできました。さらにこの3年間で新しい教育方法があることや先進地の事例も知り、不登校をはじめとする思い悩んでいる子どもたちが増えていることも改めて認識して、その子ども達のために何ができるかについても問い続けてまいりました。こうした中で、現在の学区制度が時には学校に子どもを合わせることになり、子ども達の負担や悩みの元になっているのではないかと、その一方で町内の各学校ではそれぞれに特色があって、素晴らしい教育が行われておりますので、子ども達も必要に応じ学校を選ぶことで環境を変えることもできれば、その解決の一助になるのではないかとこの発想が、今回のキャンパス化の発想につながっております。もちろん社会性を養うためには、学校という新しい環境にも子どもたちが慣れるように極力努力すべきだと思っておりますし、地域との関わりも大切で、大半の児童や家庭は居住地の学校に通学すると思っておりますが、

それでも思い悩んでいる児童やより個性を大切にしたいと考えるご家庭にとっては、学校が選択できることは救いにもなるのではないかと考えた次第であります。以上です。

○山 寺 (6 番)

はい。私たち議員はですね、2 回にわたる総合会議を経て町長の思いっていうのは大体わかったと思いますけれど、町民の人たちはその経緯についてわからないことがあるというので今回質問させていただきました。それでは 2 番目の質問なんですが、町長の私案をなぜ教育委員会と協議せずに総合教育会議で唐突に発表したのかという質問に対しては、昨日舟橋議員が質問しておりますので割愛さしていただいて、そこで町長に確認なんですが、2 月 27 日の中日新聞に町長は川島小学校についてはキャンパス化を目指したが自分の考えは変えなければいけないとし、4 月中に表明する方針は町、教育委員会との合意の上で示す考えを強調したとし、また川島小学校の統廃合の方針が決まればキャンパス化もなくなるという考えを示したという記事がありました。これは町長の本意でしょうか。

○町 長

はい。1 月の総合教育会議において表明してからですね、連日のようにいろんな方々からご意見あるいはご批判等もいただいております。その時点ではですね正直かなり自分自身改めなければいけないなという思いもありますけれども、日々微妙なところで揺れ動いているのも事実でございます。突然というような形をとってしまったことは本当に大いに反省しておりますので、一応予定ではその 4 月に向けては教育委員会、教育委員の皆さんともいろんな思いをお伝えする中で進めてまいりたいと考えております。以上です。

○山 寺 (6 番)

この記事が確かだとすれば、4 月の総合会議で発表される町長の考えは、町教育委員会としっかり話し合って発表されると理解してよろしいでしょうか。

○町 長

はい、そのとおりでございます。

○山 寺 (6 番)

はい。それでは 4 月の発表を待ちたいと思います。3 番目ですが町長の私案を 2 年後の 23 年度に実現させたいと思った理由は何か、教育委員会、保護者の人達、現場

の先生方との合意または財源確保等々がすべて順調に行くと思ったのでしょうか、それともほかに理由がありますでしょうか。

○町 長

はい。現実には思い悩んで困っている児童や家庭のためには一刻も早く手を打ちたいと考えたのが根本でございます。このため最短で1年のうちに仕組みを考えてそのための準備を1年で整えることができれば、2年後には実現できるのではと思いましたが、現実的には多くの課題や見落としもありまして、各家庭や現場の先生方の事情を考慮すればあまりにも拙速すぎて、2月の総合教育会議におきまして削除という形で訂正をさせていただきました。

○山 寺 (6番)

はい。確かにこの間、23年度は開校は無理ということで撤回なさいましたけれど、町長のこの急いだ理由は私が考えたというか、私が思ったのですが、いち早くその日本発の小学校のキャンパス化構想が実現すれば、このコロナ禍で都会から田舎に移住の数が増えているうちに、人を呼び込みたいという思いがあったのではないかと私は思ったのですが、町長のお考えの中にはそういうことはありませんでしたでしょうか。

○町 長

はい。川島小学校の存廃問題と例えば移住定住政策あるいは町全体の小中学校統合するというような考え方、それぞれがですね非常に独立した大きなテーマでもございます。それらを一緒くたに考えてた部分については、ちょっと私も整理しきれなかった部分があったかなあと反省はしております。ただですねこれはおそらく初めて話することだと思いますが、自分も元々、山寺議員さんにも昔も大変お世話になりましたけれども、商工会の職員であります。辰野町、箕輪町のそれぞれの商工会でお世話になってですね、そう大した実績は残せませんでした。当時辰野町で850企業、箕輪町でも700企業、少なくとも私はすべての企業を回らせていただいて、両町合わせて1500企業の企業の皆さんと話もさせていただいてきております。特にこんな事言っただけですけど、経営が行き詰まって倒産しそうな企業も本当に昔からある中で、どうしたら立て直すことができるかというその解決手法といいますかね、経済や経営学を学んでいる方は当然勉強されていると思いますが、スワット分析という分析手法がございます。SはStrengthsが強い、強い点ですよね、WはWeaknessesって言って弱い点、強い点と弱い点、あとスワットですのでSWOTって言ってOはOpportunities

っていった機会ですね、世の中何かいろんな変化があったときの機会、TはThreats
っていった脅威その業界を脅かすような法改正であるとか、そういったSWOTという
ちょっと4つの区分の中で現状を把握してどこを強くしていったらいいか、この企業
が生き残れるかっていう手法をですね、本当にOJTじゃあないですが現場で教わって
きた人間でございます。その習性がちょっと私にもずっとありますので、今回の構想
もそうなんですけど弱いところを克服することもひとつのやり方なんですけど、強いと
ころをもっともっと伸ばせば弱点も補える、補えるってのが私も30年近く企業経営
の相談にのってきたものとしてのちょっと核心的なところでもございます。ちょっと
ご質問とは話が逸れるようで恐縮なんですけど、そういった部分を含めてですね今回
いろいろな状況なぜ急いだかという点、あるいはなぜこんなキャンパス化構想を考え
たかという点も含めてですね、いろいろな周辺状況、周辺のコロナもそうですし、
いろんな状況をすべて把握した上で自分なりにひとつの方向性を見出したというや
り方でございます。ちょっと答えになっているかどうかかわかりませんが、以上で
ございます。

○山 寺 (6番)

はい。当然町を率いていく町長はそういう想いがあって当然だと思います。しかし
ですね、この町の活性化と教育問題はやはり切り離すべきではないかと、先ほども小
澤議員が言いましたけれど私もそう思います。次にですね町長の目指す、誰一人残さ
ない教育の実践に町長私案のキャンパス制はいじめや不登校、引きこもりの子どもに
どう効果があると考えていますでしょうか。

○町 長

はい。ただ今のご質問に対しましては児童の個性や特性により、より合った学校を
選択することができる、こういったところでもあります。不登校やいじめなどで思い悩
んだときに環境を変えることができる、そういった選択肢があればその解決につなが
ると思っております。また学校に戻るために一生懸命がんばっても無理な場合は別の
選択もあると思えば、努力する心の拠り所にもなるのではないかなとも思っておりま
す。以上です。

○山 寺 (6番)

町長の目指すその誰一人残さない教育っていうそのお気持ちは良くわかります。私
もその年々増加しているいじめや不登校、引きこもりが本当に年々その数値が上がっ

てくってことに対してとてもその心を痛めています。原因が多様化している中でその対応も多様化しているようで2016年にできた教育機会確保法ですか、それによれば登校という結果のみを目指す目標としない取り組みもあるようです。町長のキャンパス化もひとつの方法かもしれませんが、そういう取り組みもいろいろあるということをお頭に置いていただいて、そのキャンパス制というのも考えていただきたいと思います。ここで私たち議員がですね昨年女性タウンミーティングを計画いたしました。しかし2度計画したのですが、たまたまコロナの影響で開催することができませんでした。そこで出席をお願いしていたお母さん方というか団体の皆さんに意見を募集いたしました。これは任意で募集しましたが、一人のお母さんが投稿をしてくれました、投稿というか意見を寄せていただきました。「辰野町の小学校に入学する児童はすでに100名を切るほどになっています。町に小学校と中学校がそれぞれ1校あれば良い状態です。町長私案のように思い切った改革が必要です。川島小、西小、南小、東小など各地域で考えるのではなく、辰野町全体の問題として捉えないと将来の展望はできません。地域エゴや利権の塊は捨てないと解決は選べず選択できず町を守ることはできないと思います。その意味で町長の私案は、将来を見据えた画期的ですばらしい案だと思いますが、各地域にこだわり配慮したものになってしまい辰野町全体でひとつの地域と考えて問題を解決するという視点を見失っています。町にひとつの小学校、中身の充実した学校にするべきです。教育内容の充実、教員の充実、施設の充実、通学手段の充実を図り、町民の誇りとなり日本中に自慢のできる小中学校にしていきたいと思います。心配される通学問題はスクールバスや巡回バスの充実を図ることで、解決できると思いますっていうのは今スクールバスがですね、一般の人たちも乗れる法律が変わったそうで、スクールバスも巡回バスに組み込んで活用すべきかと思います」というご意見をいただきました。これは子育て中のお母さんの意見です。町長が3年かけて考えた私案、町民は大変な関心を持って注目しています。これをきっかけに辰野町の小学校の将来をしっかりと見据えて検討をいただきたいと思います。次の質問にまいります。女性活躍推進事業についてお尋ねします。令和2年6月から地域おこし企業人の方を迎えて役場の何人かの女性係長、課長補佐が主なメンバーで女性活躍推進プロジェクトとして活動を始めています。この活動の動機、目的を教えてください。またこの事業は何年の計画の事業でしょうか。

○副町長

はい。動機と目的ですが、プロジェクトリーダーの中村会計管理者から答弁していただくと思ったのですが、目的はいいけど動機は私じゃあ語れないと、このプロジェクトを言いだしたのは副町長だから副町長から話してほしいというわけで私から答弁させていただきます。よろしく願いいたします。昨年2月になりますが上伊那の町村長、副町村長が集まる連絡会がありました。その懇親会の前に会場となった町の町長が紹介したい事業があるということで、クラウドソーシング事業というものを紹介されたんですね。この事業は若い世代特に子どもを持つ女性が働きやすい環境整備と仕事の選択肢を増やすことを目的とした事業で、企業から仕事を集めて在宅で子育てをしながら仕事ができる環境や女性が集まる場所として整備をしようというような事業であります。この話を聞きまして私衝撃を受けまして、昨日の松澤議員の質問に一ノ瀬まちづくり政策課長がお答えしましたが、今、辰野町では人口減少がもちろん進んでおります。特に転出が転入を上回る転出超過の社会減の現象が顕著に見られるわけでありまして、これを分析してみますとですね若い女性の転出が特に顕著なんですね。これは長野県のデータになりますけれど、高校を卒業すると75%の若い女性、失礼しました高校を卒業すると75%の子どもたちが大学・短大へ進学してしまうそうです。そのうち80%は県外、特に首都圏は45%の子どもたちが行ってるそうなんです、そのうちユーターンして帰ってくる子どもたちは33%しかなくて、中でも女性はもっと帰ってこないというデータです。これ例えますと若い子が100人いるとしますと、20人しか帰ってこなくてそのうち女性は数人しか帰ってこないというような例になります、なぜなら地方には女性の仕事がないから、都会には女性の仕事の選択肢が多いけれど、特にこの上伊那もそうなんですけど製造業が多く、女性の希望する職種や働く場所が少ないと言われていたということでもあります。これはまさしく辰野町にも当てはまるわけです。女性の働ける場所またその働き方の多様化に対応した施策がないとますます若い女性が減少してしまうのでは、それに伴い少子化がますます進行してしまうのではと本当に心配になったわけでありまして。また懇親会でその説明いただいた女性の係長からですね、この町の事業は若い女性に好評で辰野町から若いお母さんも通っているというお話を聞きました。これではみんな女性はその町に行ってしまうということで、帰りの車の中でですね、町長と話す中で、来年度女性にターゲットを絞った辰野町で女性が活躍できる環境を、整える事業をやりたいと決意したわけでありまして。本当は専門の係を作りたかったんですが、職員を配置する

中で人数が足りなくなってしまうと、ちょっと配置ができずにですね中村管理者にプロジェクトリーダーという兼務で指名をさせていただきました。プロジェクトリーダーという役職をですね人事通知書にこの役職を入れたことはなかったんですけど、初めて入れさせていただいた、これも決意の表れと感じていただければと思いますが、かえって中村管理者は戸惑ったと思いますけれど。その後3月になりまして今地域おこし企業人として活躍いただいています、パソナグループの人材開発部の福田幸子さんと知り合いまして、経歴を聞きますとこのプロジェクトの推進にぴったりでこのタイミングでの出会い、今から思うとまさに奇跡的だったなあと思っているところでもあります。またこの福田さんのニックネームがドドンパというそうで富士急ハイランドにあるアトラクションのひとつですねドドンパ。皆さんもご存知かと思いますが、世界一の加速が売り物のアトラクションのひとつです。まさしくそのドドンパのごとくハイスピードでこの事業の実現に向け企画いただきまして、またこの福田さんとの出会いもこの事業の推進のきっかけだったのかなあと、今から感じているところでもあります。また中村リーダーはじめ課長補佐、係長で構成されましたプロジェクトメンバーの7名の職員の皆さん、この短期間に福田さんのご指導の下12回の会議を重ね、さまざまな企画を考えていただき、また中にはすでに実施していただいているもの、来年スタートするものなど進捗いただきまして本当に心から感謝申し上げる次第であります。さらに事業展開が進む中で、武居町長や私としては町の中に女性が気楽に集まって相談やまたみんなで仕事ができるような、そんな場所ができればなということがまだ夢を見ているところであります。またじゃあこのプロジェクトをですねいつまで続けるのかということですが、今年度は事業の実施、更なる事業展開に向けて今年度といたしますか、来年度ですね来年度は事業実施更なる事業展開に向け更にパワーアップをしていきたいと考えております。しっかりと担当を置いて専門の部署を作りたいと今思っておりますし、女性活躍に加えまして今度は若者もターゲットに入れた事業展開に進めたらと考えているところであります。動機については以上であります。目的につきましては辰野町に暮らす女性が生き生きと活躍でき、より暮らしやすい地域を作ろうということで、これもアンケート等を実施し課題を整理いただいて、私の動機以上にですねしっかりとした目的を定めていただきまして、この事業を進行していただいています。長くなりましたが動機・目的については以上であります。

○山 寺 (6 番)

はい。説明はお聞きしました。この事業がですね若い人たちと子育て中のお母さんたちにしぼられているということでしょうか。これ私全協でもちょっと聞いたんですが。すいません。

○会計管理者

このプロジェクトに関しましては、辰野町で暮らす働くすべての女性を対象にしております。来年度以降、先ほど副町長からもございましたが若い世代をまたキーワードに進めていくことも考えておりますし、それからシニア世代まで展開していこうと思っております。

○山 寺 (5 番)

はい。若い世代も当然なんですけど、私たちシニアもですね辰野町に暮らしている女性です。どうか生き生きと年代を重ねても活躍できる方法とかそれを示していただきたいと思いますね。はい、2 番目ですが子育て世代のお母さんを対象に今回女性活躍推進に関するアンケート方式による意識調査を行ったようですが、調査結果から見えた課題その課題解決していく方法を教えてください。

○会計管理者

今回行いましたアンケート調査は女性が安心して働く環境づくりを推進することを目的に、辰野町に住む子育て中の女性に対して現状や課題の把握、また女性活躍の推進施策に役立てることを目的として実施いたしました。8 月に保育園・小中学校の保護者宛にアンケートを配布し 9 月に回収いたしました。また分析をいたしました。594 世帯、回収率 54%と多くの貴重なご意見をいただき、課題の把握をすることができました。結果の一部は広報たつの 11 月号で報告させていただきました。またホームページに公開しております。「たつの輝く女性プロジェクト」のバーナーをクリックしていただきますと、ご覧いただけますのでまた見ていただきたいと思います。アンケートの結果から見えた課題を、子育て・仕事・行政・地域・意識の 5 つに分類し整理し、それぞれの解決施策を企画検討してまいりました。アンケート結果で共通していたのは、相談できる場所がほしい、情報や交流の場がほしいということでした。子育て面では子育てと仕事の両立をしたい、家事・育児の負担を軽くしたいなどがありました。仕事面では子どもがいても働きやすい職場や時間に融通のきく職場の情報がほしい、スキルアップをしたいなどがありました。行政面では SNS で子育て情報がほしい、ひとり親家庭等への金銭的支援などの要望がございました。課題に対する解

決施策としまして、まず今年度できることとして特にご意見やご要望が多かった仕事に関する事柄でしたので、女性しごと相談室を開設いたしました。相談はキャリアコンサルタントの国家資格を持つ、地域おこし企業人の福田さんが個別にあたっております。また、辰野町に拠点を置く企業に対して、女性活躍推進に関してのヒアリングをするため、企業訪問を実施しております。これまでに16社へ訪問しており、企業の取り組みや求人情報などをお聞きしているところでございます。解決施策に対する令和3年度の事業としまして、毎月実施する予定であります女性向けセミナーの開催、それから子育て応援講座、子育てへの情報の発信、公民館とタイアップした講座と考えております。また金銭的支援として出産祝金の支給と不育症予防接種への補助など保健事業を予定しております。

○山 寺 (6番)

はい。結果の課題の解決方法までご答弁いただきましてありがとうございます。先ほども子育てのお母さんの教育に対する文を読まさせていただきましたが、このほかにもですね先ほど中村課長がおっしゃった問題ですね、この町の問題なんです、子育て世代のお母さんは子育ての情報がほしい、相談したり交流する場がほしいまた市町村から移住してきた人たちのお母さんは、辰野町は子育ての環境が整っていないという厳しいご指摘もいただいています。課題解決をもう解決であるお仕事相談室ですか、始めているということですのでこれは大変評判がよくてもう何名かの方が相談に行っているということですので、もう少しこれも広報をしっかりとさせていただいて、多くの女性が利用できるように考えていただきたいと思います。今回は子育て世代のお母さんが対象のようでしたが、この先年代層を広げて事業を拡大していただき、何歳になっても辰野町に暮らす女性が生き生きと活躍できる指針を示していただきたいと思います。私たち女性はこの事業に期待を持って注目していきたいと思います。次にまいります。婚活事業にAI導入をとという質問です。私は今まで何度となく少子化問題の中で婚活の事業に町は力を入れるべきと提言してきました。未婚化・晩婚化が少子化の主な原因と分析されています。若者の生き方の多様化、プライベートの問題で他人が介入できないなど、そんな言い訳で言い訳の現状のままでいいのでしょうか。少子化は多くの市町村で令和3年度事業の最重要課題として取り上げています。上伊那郡内で人口減少、少子化が最も進んでしまっている辰野町が、令和3年度の予算の中でなぜ少子化は町の最重要課題として前面に見える化しなかったかをお聞き

します。

○まちづくり政策課長

はい。出生数を維持増加させるための少子化対策は、町の重要課題であるというふうに捉えております。この度プレス発表をしました令和3年度当初予算のポイントにおきましては、この4月から始まる第6次総合計画の初年度にあたることから、新しい総合計画を中心に6つの基本目標に沿って、重点的あるいは新規に取り組む事業を中心にまとめたものでありますが、その中で基本的な考え方の記述がございますがその中にはですね、「子育て支援及び女性・若者の活躍を積極的に推進します」このように記述をさせていただきました。強調した最重要課題というふうにはアナウンスといたしますかできませんでしたが、このことから町の重要課題であり、令和3年度の重点的に取り組む施策であるということをご理解をいただきたいと思うんですけれども、出産を含め子育てには出会いから結婚、育児まで切れ目のない支援が必要されることを認識しておりますので、さらに併せてこの問題、家庭ですとか地域、事業者などそれぞれの立場での取り組みにも期待をするところでございます。そうした環境を整えていくことが大きくは女性活躍推進事業というふうにご考え、その大きな事業の中にあつて子育て施策が占める割合は大きなものであるというふうに認識をしております。よろしく申し上げます。

○山 寺 (6 番)

はい。令和3年度内閣府はAIやビッグデータを使った自治体の婚活事業に本腰を入れると計画しました。AIをはじめとするマッチングシステムの高度化や、相談員による支援を組み合わせた結婚支援に取り組み、AIが膨大な情報を分析し相性の良い人を性格や価値観など、今までより、より細かく会員情報を分析し押し進めて相手を選び出すという計画です。民間ではすでにAI婚活が広がり成果が出ているようです。県の婚活支援センターではAIが利用者に合った相手を紹介する仕組みを導入する予算に、今、県会で今県会ですね要求しています。辰野町での導入の考えをお聞かせください。

○保健福祉課長

はい。今、ご紹介いただきましたAIを使った婚活事業は、これを導入いたしましたいくつかの県で効果を上げているということから、国が自治体への補助を広げてシステムの導入を促すものであります。長野県でも長野県婚活支援センターが運営して

おります、長野結婚マッチングシステムについてスマートフォンやAIに対応した機能高度化のための予算を、議員ご紹介のように予算要求しているとのことであります。この県のマッチングシステムは、ひとつの結婚相談所で登録すると県内42箇所の相談所の登録者のデータを検索できるシステムで、県内で約1,100人の登録データと公的な結婚相談所の相談員の経験とノウハウを生かした、サポートを行っているものであります。辰野町が社会福祉協議会に委託して行っております結婚相談についても、この登録相談所のひとつとなっています。町単独でこのシステムを導入するとなりますと費用面の問題もありますし、まだまだ会員数が少ないところではAIによる診断がうまくできない可能性もありますので、まずは町の結婚相談所に登録、相談していただき、そこから県のAIによるマッチングシステムにつないで活用していただくことが良いかと考えております。

○山 寺 (6 番)

はい。今、課長も申しましたがこの結婚相談はですね社協に委託してるんですね。社協にほんの形ばかりの結婚相談を開いています。それで数字を見せてもらいましたが、もうとにかく年々登録者は減っている、それとともに結婚も去年は1名、成婚は1名だそうです。この状態で町はずっとこの来年度もですね社協に委託の予算しか取っていませんが、町はこのままでこの婚活事業を続けていくおつもりでしょうか。

○保健福祉課長

はい。議員ご指摘のとおり登録数は確かに減っておりますけれども、昨年4月から今年1月までの相談件数につきましては約100件、それから引き合い件数につきましても100件ちょっとという件数があります。またお見合いについても17件ほどありまして、AI等いろいろな民間での結婚相談も今たくさんあるわけですがけれども、従来型のこのような相談についてもまだまだ需要があるのではないかと考えております。現在交際中の方も3組おりますし、今年になって成婚なされた方も1組あるということです。ですので、ずっとこの方法で続けていくかということについては検討をしなければいけないと思っておりますけれども、今の町が委託している事業については申し上げたような状況になっておりますので、その辺も含めましてまたAI等、高度化の結婚相談等も含めまして研究してまいりたいと考えております。

○山 寺 (6 番)

はい。この結婚支援は先送りできる問題ではありません。形ばかりの結婚相談を社

協に委託するのではなく、行政がしっかり取り組むべき問題かと思えます。ちなみに今年度の辰野町に結婚届を出した人は43組、今年度生まれた赤ちゃんは75名です。真剣に考えていただきたいと思えます。次に最後の質問にまいります。行政相談ワンストップ窓口の開設をですが、午前中にですね、津谷議員がですねお悔やみコーナーの窓口の設置をという問題で質問いたしました。そしたら総合窓口でとにかく係員が全部そこに来ていろいろ説明して相談に行った方はその場ですべてが間に合うというご返答をいただきましたが、これを子育て支援また介護、医療でもそういうワンストップ窓口の開設はできないでしょうか。

○住民税務課長

はい。今、議員ご指摘のとおりでございます。役場窓口にくられる多くの皆様につきましては、多種多様なお問い合わせを持ってきておられます。その中でもどこの課で手続きや相談をしていいのか良くわからないという方もいらっしゃいます。そのような場合には間違えないようにまた不安を解消するように丁寧なご案内に心がけているところでございまして、住民税務課に限らずそういった対応をとってまいりたいと考えております。特にその中でも高齢の方だとか体が不自由な方につきましては、それぞれの課に出向いていくのではなくて、役場へ入ってきていただいた総合窓口ですべてのお手続き、ご案内、相談などをできるような体制をとってまいりたいと考えております。現在コロナ禍でありまして、3密を避けるために待合スペースっていうものは縮小してきておりまして、混雑することもございます。そのようなときこそ迷っているお客様に対して気づくこと、できること、お待たせしないこと、丁寧に最後まで対応することってことを念頭におきまして、不快な思いをさせない、安心してお帰りいただけるよう今後も職員に徹底してまいりたいと考えておりまして、今回このご質問をいただき、改めて職員に徹底するよう促したところでございます。

○山 寺(6番)

はい、ありがとうございます。やさしい行政を目指して、ぜひ町民のために行政の皆さんはしっかりと対応していただきたいと思えます。以上をもちまして私の質問を終わります。

○議 長

以上で、一般質問は全部終了いたしました。よって、本日はこれにて散会といたします。大変ご苦労様でした。

9. 散会の時期

3月9日

12時45分 散会